

第5章 法務総合研究所研究部における加害者研究

第1 検察庁の事件記録に基づく調査結果

1 全ての事案

(1) 事案の分析結果

ア 罪名別処分人員

表2が示すように、罪名別処分人員をみると、傷害が最も多く330人(但し、DV防止法違反と絡む傷害2人を含む。)で全人員の95.4%を占めている。殺人及び殺人未遂各3人、傷害致死3人及びその他7人となっている。「その他」の内訳は、DV防止法違反のみが2人、DV防止法違反と暴行が1人、DV防止法違反と住居侵入が1人、ストーカー法違反と住居侵入・器物損壊が1人、ストーカー法違反と暴行が1人及びストーカー法違反と脅迫が1人である。

表2 罪名別処分人員

	総数	女性	男性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
殺人	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
殺人未遂	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
傷害致死	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
傷害	330 (95.4)	23 (95.8)	307 (95.3)
その他	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

また、DV防止法違反は合計で6人(全人員の1.7%)であり、ストーカー法違反(住居侵入等と絡む。)は3人(全人員の0.9%)であった。

表3 DV法違反処分人員

	総数	女性	男性
総数	6 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
DV防止法違反と傷害	2 (33.3)	0 (0.0)	2 (33.3)
DV防止法違反のみ	2 (33.3)	0 (0.0)	2 (33.3)
DV防止法違反と暴行	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)
DV防止法違反と住居侵入	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

表4 ストーカー法違反処分人員

	総数	女性	男性
総数	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
ストーカー法違反と住居侵入・器物損壊	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)
ストーカー法違反と暴行	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)
ストーカー法違反と脅迫	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

346人の事案のうち、女性加害者は24人（全加害者の7%）である。24人中23人は傷害事件、又残り1人は殺人未遂で処分を受けた。これに対して、男性加害者322人（全加害者の93%）のうち、傷害は307人、殺人は3人、殺人未遂は2人、傷害致死は3人、その他は7人であった。DV防止法違反及びストーカー法違反は、全て男性加害者が配偶者等に対して起こした事件であった。

これらのDV事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は32%（111人）、略式命令が43%（148人）、公判請求が25%（87人）であった。公判請求においては、執行猶予が61%（53人）、実刑が33%（29人）、罰金が5%（4人）、その他が1人（加害者死亡により公訴棄却）であった。執行猶予に関しては、単純執行猶予が44人で、保護観察付執行猶予が9人であった。また、執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間については、刑期は6か月から3年の間で、執行猶予は2年から5年の間で言い渡されており、その平均は、懲役1年4か月執行猶予3年5か月であった。実刑判決の刑期については、8か月から10年の間で言い渡されており、その平均は2年1か月であった。さらに、公判請求又は略式命令により、罰金となった事例における罰金額は最低5万円から最高50万円の範囲で言い渡されており、その平均は17万円であった。

表5 検察庁処分区分別人員

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
不起訴	111 (32.1)	14 (58.3)	97 (30.1)
略式命令	148 (42.8)	5 (20.8)	143 (44.4)
公判請求	87 (25.2)	5 (20.8)	82 (25.5)
公判請求の内訳			
執行猶予	53 (60.9)	5 (100.0)	48 (58.5)
実刑	29 (33.3)	0 (0.0)	29 (35.4)
罰金	4 (4.6)	0 (0.0)	4 (4.9)
その他(公訴棄却)	1 (1.1)	0 (0.0)	1 (1.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

イ 身体的暴力の内容

加害者346人を対象者として記録中から認められた身体的暴力の内容を、頻度順にみると、「拳骨で殴る」（全加害者の59%）、「足で蹴る」（50%）、「平手で打つ」（27%）、「髪を引っ張る」（26%）、「押し倒す」（22%）、「傷をつける可能性のある物で殴る」（17%）、「刃物などの凶器を体に突きつける」（16%）、「引きずりまわす」（12%）、「首を絞める」（12%）、「物を投げつける」（11%）、「腕をねじる」（3%）となっている。被害の程度をみるに、死亡7人（殺人・傷害致死事件の被害者6人、傷害事件直後に自殺の被害者1人）、身体的に被害を受けたとみられない4人（なお、「死亡」7人と「被害なし」4人は非該当に加えられた）、及び不明の7人を除くと、加療日数が「7日以上30日未満」が256人で全体の74.2%を占め、次いで「30日以上60日未満」が8.2%を占めている。

男女別にみると、女性加害者は「刃物などの凶器を身体に突きつける」行為が大多数を占め（女性加害者の67%）、続いて「拳骨で殴る」（25%）、「身体に傷をつける可能性のある物で殴る」（25%）、「足で蹴る」（17%）、「平手で打つ」（13%）、「物を投げつける」（8%）、「首を絞める」（4%）となっている。男性被害者の平均加療日数は14日であった。これに対して、男性加害者は、「拳骨で殴る」（男性加害者の62%）、「足で蹴る」（53%）の順であり、続いて「平手で打つ」（28%）、「髪を引っ張る」（28%）、「押

表6 身体的暴力の内容

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
拳骨で殴る	205 (59.2)	6 (25.0)	199 (61.8)
足で蹴る	174 (50.3)	4 (16.7)	170 (52.8)
平手で打つ	93 (26.9)	3 (12.5)	90 (28.0)
髪を引っ張る	89 (25.7)	0 (0.0)	89 (27.6)
押し倒す	77 (22.3)	0 (0.0)	77 (23.9)
傷を付ける可能性のある物で殴る	57 (16.5)	6 (25.0)	51 (15.8)
凶器を体に突きつける	54 (15.6)	16 (66.7)	38 (11.8)
引きずり回す	43 (12.4)	0 (0.0)	43 (13.4)
首を絞める	41 (11.8)	1 (4.2)	40 (12.4)
物を投げつける	37 (10.7)	2 (8.3)	35 (10.9)
腕をねじる	10 (2.9)	0 (0.0)	10 (3.1)

注1 法務総合研究所の調査による。

- 2 総数 () 内は、全対象者に対する比率である。
- 3 女性 () 内は、女性対象者に対する比率である。
- 4 男性 () 内は、男性対象者に対する比率である。
- 5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

し倒す」(24%)、「身体に傷をつける可能性のある物で殴る」(16%)、「引きずり回す」(13%)、「刃物などの凶器を身体に突きつける」(12%)、「首を絞める」(12%)、「物を投げつける」(11%)となっており、「腕をねじる」(3%)という行為もみられた。女性被害者の平均加療日数は41日であった。また、頻度の高い「拳骨で殴る・足で蹴る」の重複計上は346人中123人(36%)であり、妊娠中に暴力を受けた者は42人(全対象者の12%)であった。

表7 身体的暴力の加療日数

	総 数	男性被害者	女性被害者
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
7日未満	31 (9.0)	3 (12.5)	28 (8.7)
7日以上30日未満	256 (74.2)	16 (66.7)	240 (74.7)
30日以上60日未満	28 (8.2)	2 (8.3)	26 (8.0)
60日以上90日未満	9 (2.6)	1 (4.2)	8 (2.5)
90日以上120日未満	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
150日以上180日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
180日以上210日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
210日以上	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
全治不能	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	11 (3.2)	0 (0.0)	11 (3.4)
不明	7 (2.0)	2 (8.3)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

- 2 () 内は、構成比である。
- 3 非該当は、被害者死亡・被害なしである。
- 4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

身体的暴力を男女別に比較するために t 検定が行われた。その結果によると、「足で蹴る」($t=3.4, p=0.001$), 「凶器を体に突きつける」($t=-7.9, p=0.000$), 「髪を引っ張る」($t=3.0, p=0.003$), 「拳骨で殴る」($t=3.9, p=0.000$), 「押し倒す」($t=2.7, p=0.006$)に関しては、男性加害者と女性加害者との間において有意差が見られた。さらに、全ての身体的暴力の行為から構成された「身体的暴力」(合計)についてみると、男女間に有意差があった ($t=3.3, p=0.001$)。

すなわち、「身体的暴力」を総合的にみれば、男性加害者の方が女性加害者より、複数の種類の暴力(つまり、重大な被害結果をもたらしやすい暴力)を振るう傾向があることが分かった。さらに、より多くの男性加害者が女性加害者より、「足で蹴る」, 「髪を引っ張る」, 「押し倒す」等の暴力を行っているが、「刃物など凶器を体に突きつける」行為は女性加害者により多くみられた。

表 8 t 検定：男性加害者と女性加害者の間の身体的暴力の相違

	男性加害者			女性加害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
拳骨で殴る	310	0.6	0.5	24	0.3	0.4	3.9	.000***
足で蹴る	316	0.5	0.5	23	0.2	0.4	3.4	.001***
平手で打つ	309	0.3	0.5	24	0.1	0.3	1.8	.081
髪を引っ張る	312	0.3	0.5	23	0.0	0.0	3.0	.003**
押し倒す	311	0.3	0.4	23	0.0	0.0	2.7	.006**
傷を付ける可能性のある物で殴る	308	0.2	0.4	23	0.3	0.5	-1.2	0.244
凶器を身体に突きつける	316	0.1	0.3	23	0.7	0.5	-7.9	.000***
引きずり回す	309	0.1	0.4	23	0.0	0.0	1.9	.055
首を絞める	314	0.1	0.3	23	0.0	0.2	1.2	.236
物を投げつける	314	0.1	0.3	24	0.1	0.2	0.4	.672
腕をねじる	306	0.0	0.2	23	0.0	0.0	0.9	.380
身体的暴力 (合計)	284	2.6	1.5	23	1.5	1.1	3.3	.001***

** $p < .01$; *** $p < .001$

ウ 凶器の使用者

凶器使用率は、加害者の35% (121人) であり、うち39%がナイフ・包丁を使用していた。男女共に、ナイフ・包丁の凶器に加えて、肩たたき、鋏、瓶、木刀、掃除機、電気ポット等の凶器を使用し暴力を加えていた。

表 9 凶器の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	121 (35.0)	21 (87.5)	100 (31.1)
なし	221 (63.9)	3 (12.5)	218 (67.7)
不明	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

表10 凶器の種類

凶器の種類

	総 数	女 性	男 性
総数	121 (100.0)	21 (100.0)	100 (100.0)
ナイフ・包丁	47 (38.8)	16 (76.2)	31 (31.0)
銃	4 (3.3)	0 (0.0)	4 (4.0)
パイプ	2 (1.7)	0 (0.0)	2 (2.0)
家具	2 (1.7)	0 (0.0)	2 (2.0)
その他	66 (54.4)	5 (23.8)	61 (61.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

注2 ()内は、構成比である。

注3 「その他」は、肩たたき、鋏、瓶、木刀、掃除機、電気ポット等を含む。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

加害者346人を対象として記録中から認められた精神的暴力を頻度順にみると、「罵声をあげて怒鳴る」(全加害者の64%)が一番多く、続いて「命令口調でものを言う」(17%)、「暴力を加える素振りをする」(10%)、「被害者が大切にしている物を捨てる」(10%)、「被害者が誰と付き合っよいかを制限をし、誰と付き合っているかをチェックする」(9%)、「被害者が外で働くことを禁止し、仕事を辞めさせたりする」(7%)、「子供に危害を加えると脅す」(6%)、「被害者の親兄弟に危害を加えると脅す」(4%)、「無視する」(1%)であった。また、「生活費を渡さない」者は91人(26%)であり、「誰のおかげで生活しているのだと言う」者は13人(4%)あった。

男女別にみると、女性加害者は「罵声をあげて怒鳴る」(女性加害者の38%)、続いて「被害者が大切にしている物を捨てる」(17%)、「暴力を加える素振りをする」(13%)、「誰と付き合っよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする」(13%)、「命令口調でものを言う」(4%)という順で精神的暴力を行っていた。男性加害者においては、「罵声をあげて怒鳴る」(男性加害者の66%)が一番頻繁になされる精神的暴力であり、「命令口調でものを言う」(17%)、「暴力を加える素振りをする」(10%)、「被害者が大切にしている物を捨てる」(9%)、「被害者が誰と付き合っよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする」(9%)という順であった。女性加害者と異なり、男性加害者の4分の1以上(28%)は生活費を渡さず、また、被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたり(7%)、子供や被害者の親兄弟に危害を与えると脅したり(子供6%、親兄弟4%)、「誰のおかげで生活しているのだ」と言ったり(4%)、無視したり(2%)していた。

表11 精神的暴力の内容

精神的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
罵声をあげて怒鳴る	220 (63.6)	9 (37.5)	211 (65.5)
生活費を渡さない	91 (26.3)	0 (0.0)	91 (28.3)
命令口調でものを言う	57 (16.5)	1 (4.2)	56 (17.4)
暴力を加える素振りをする	36 (10.4)	3 (12.5)	33 (10.2)
被害者が大切にしている物を捨てる	34 (9.8)	4 (16.7)	30 (9.3)
誰と付き合っよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする	32 (9.2)	3 (12.5)	29 (9.0)
被害者が外で働くことを禁止し、仕事を辞めさせたりする	23 (6.6)	0 (0.0)	23 (7.1)
子供に危害を与えると脅す	19 (5.5)	0 (0.0)	19 (5.9)
被害者の親兄弟に危害を加えると脅す	14 (4.0)	0 (0.0)	14 (4.3)
誰のおかげで生活しているのだと言う	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)
無視する	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 総数 () 内は、全対象者に対する比率である。

3 女性 () 内は、女性対象者に対する比率である。

4 男性 () 内は、男性対象者に対する比率である。

5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

t検定の結果によると、「罵声をあげて怒鳴る」($t=2.9$, $p=0.004$), 「生活費を渡さない」($t=3.3$, $p=0.001$), 「命令口調でものを言う」($t=2.0$, $p=0.046$)に関しては、男性加害者と女性加害者の間に有意差が見られた。すなわち、より多くの男性加害者は女性加害者より、罵声をあげて怒鳴り、生活費を渡さず、命令口調でものを言っていた。しかし、全ての精神的暴力の行為から構成された「精神的暴力(合計)」についてみると、男女間に有意差はなかった($t=1.1$, $p=0.253$)。すなわち、「精神的暴力」を総合的にみると、男性と女性は同様に、精神的暴力を振るう傾向があることが分かった。

表12 t検定：男性加害者と女性加害者の間の精神的暴力の相違

	男性加害者			女性加害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
罵声をあげて怒鳴る	235	0.9	0.3	14	0.6	0.5	2.9	.004**
生活費を渡さない	219	0.4	0.5	15	0	0	3.3	.001***
命令口調でものを言う	190	0.3	0.5	16	0.1	0.3	2.0	.046*
暴力を加える素振りをする	163	0.2	0.4	16	0.2	0.4	0.1	.888
被害者が大切にしている物を捨てる	196	0.2	0.4	16	0.3	0.5	-1.0	.312
誰と付き合っよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする	200	0.1	0.4	18	0.2	0.4	-0.2	.805
被害者が外で働くことを禁止し、仕事を辞めさせたりする	223	0.1	0.3	16	0	0	1.4	.178
子供に危害を与えると脅す	197	0.1	0.3	11	0	0	1.1	.282
被害者の親兄弟に危害を加えると脅す	191	0.1	0.3	15	0	0	1.1	.280
誰のおかげで生活しているのだと言う	194	0.1	0.3	15	0	0	1.0	.303
無視する	201	0	0.2	15	0	0	0.6	.539
精神的暴力（合計）	96	2.0	1.3	6	1.3	1.8	1.1	.253

* p<.05；** p<.01；*** p<.001

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を強要する」（全加害者の9%）、「妊娠の中絶を強要する」（2%）、「避妊に協力しない」（1%）であった。男女別にみると、女性加害者は性的暴力を行っていなかったが、男性加害者の10%は性的行為を強要したり、その2%が妊娠の中絶を強要したり、その1%が避妊に協力しなかった。なお、「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる」は男女共に「該当者なし」のため、本分析より省略した。

表13 性的暴力の内容

	総数	女性	男性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
性的行為を強要する	31 (9.0)	0 (0.0)	31 (9.6)
妊娠の中絶を強要する	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
避妊に協力しない	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

- 2 総数（ ）内は、全対象者に対する比率である。
- 3 女性（ ）内は、女性対象者に対する比率である。
- 4 男性（ ）内は、男性対象者に対する比率である。
- 5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

性的暴力について、t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間において有意差はなかった。

表14 t検定：男性加害者と女性加害者の間の性的暴力の相違

	男性加害者			女性加害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
性的行為を強要する	180	0.2	0.4	16	0.1	0.3	1.1	.257
妊娠の中絶を強要する	181	0	0.2	15	0.1	0.3	-0.6	.504
避妊に協力しない	171	0	0.1	16	0	0	0.5	.596
性的暴力 (合計)	164	0.13	0.39	15	0.13	0.52	0	.994

c ストーカー行為

全加害者346人のうち、被害者に対して「ストーカー行為」を行った者は28人（8％）であった。男女別に見ると、女性加害者は1人（女性加害者の4％）、これに対して、男性加害者は27人（男性加害者の8％）であった。t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者との間において有意な差は見られなかった。

o 類似行為

表15をみると、過去に類似行為を行っていた加害者は277人（全加害者の80％）であり、類似行為が継続していた期間は、平均すると5.7年であるが、1年以上5年未満が106人（38％）と一番多く、次いで5年以上10年未満が38人（14％）となっている。20年以上が13人であり、40年以上が1人であった。男女別にみると、女性加害者24人中12人は過去に類似行為があり、平均して、2.8年続いていた。これに対して、

表15 過去の類似行為

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	277 (80.1)	12 (50.0)	265 (82.3)
なし	38 (11.0)	10 (41.7)	28 (8.7)
不明	31 (9.0)	2 (8.3)	29 (9.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表16 過去の類似行為が継続していた期間

	総 数	女 性	男 性
総数	277 (100.0)	12 (100.0)	265 (100.0)
1年未満	33 (11.9)	0 (0.0)	33 (12.5)
1年以上5年未満	106 (38.3)	6 (50.0)	100 (37.7)
5年以上10年未満	38 (13.7)	1 (8.3)	37 (14.0)
10年以上15年未満	26 (9.4)	0 (0.0)	26 (9.8)
15年以上20年未満	4 (1.4)	0 (0.0)	4 (1.5)
20年以上25年未満	2 (0.7)	0 (0.0)	2 (0.8)
25年以上30年未満	5 (1.8)	0 (0.0)	5 (1.9)
30年以上35年未満	5 (1.8)	0 (0.0)	5 (1.9)
35年以上40年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
40年以上	1 (0.4)	0 (0.0)	1 (0.4)
不明	57 (20.6)	5 (41.7)	52 (19.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男性加害者の82% (265人) は、同一被害者に類似行為を行い、平均して、5.8年続いていた。

さらに、同一被害者に対する類似行為により過去に処分を受けた加害者は7人(全員男性)であった。そのうち、不起訴処分になった人数は2人、罰金は5人であった。他の被害者に対する類似行為により過去に処分を受けた者は7人であった。そのうち、罰金は3人、執行猶予付判決に処せられた者は3人であった。残りの1人においては、今回の被害者と異なる被害者2人に対して暴力を振るい、罰金刑と実刑判決を受けた。

表17 同一被害者に対する過去の類似行為の処分

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)
なし	329 (95.1)	24 (100.0)	305 (94.7)
不明	10 (2.9)	0 (0.0)	10 (3.1)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度の傾向をみた表18が示すように、年々暴力の頻度が増す傾向にあったと認められる。事件発生1年前の頻度は、5年前と比較して、「毎日」は全加害者の1%から3%に増加し、「たびたび」は25%から38%に増加し、「時々」は15%から19%に増加し、「まれに」はほぼ6%と変化はなく、「なし」は6%から3%に減少した。

女性加害者のうち、過去に類似行為を起こした者が少数のため、男女の比較は困難であった。

表18 類似行為の頻度

全加害者

	5年前の頻度 総数	1年前の頻度 総数	増減 %
総数	346 (100.0)	346 (100.0)	
毎日	4 (1.2)	11 (3.2)	+175%
たびたび	87 (25.1)	131 (37.9)	+51%
時々	52 (15.0)	66 (19.1)	+27%
まれに	20 (5.8)	21 (6.1)	+5%
なし	20 (5.8)	11 (3.2)	-45%
非該当	89 (25.7)	35 (10.1)	
不明	74 (21.4)	71 (20.5)	

男性加害者

	5年前の頻度 総数	1年前の頻度 総数
総数	322 (100.0)	322 (100.0)
毎日	4 (1.2)	11 (3.4)
たびたび	83 (25.8)	125 (38.8)
時々	52 (16.1)	65 (20.2)
まれに	19 (5.9)	20 (6.2)
なし	19 (5.9)	9 (2.8)
非該当	77 (23.9)	28 (8.7)
不明	68 (21.1)	64 (19.9)

女性加害者

	5年前の頻度 総数	1年前の頻度 総数
総数	24 (100.0)	24 (100.0)
毎日	0 (0.0)	0 (0.0)
たびたび	4 (16.7)	6 (25.0)
時々	0 (0.0)	1 (4.2)
まれに	1 (4.2)	1 (4.2)
なし	1 (4.2)	2 (8.3)
非該当	12 (50.0)	7 (29.2)
不明	6 (25.0)	7 (29.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 非該当は過去に類似行為のなかった件数及び上記期間内(5年前及び1年前)に類似行為がなかった件数を含む。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前で暴力行為を働いた者は全加害者の42% (147人)であった。t検定の結果によると、男性加害者と女性加害者間において、子供の前で暴力を振るっていたかどうかに関して有意差はなかった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

本研究では、DVの実態を分析する上で、元配偶者及び元内縁の者まで含めるのが相当と判断し、加害者の範囲を元配偶者、元内縁の者まで広げて調査を実施した。その結果、346人中、配偶者の関係にあった者は203人で59%、元配偶者の関係にあった者は68人で20%、内縁関係にあった者は69人で20%、元内縁関係にあった者は6人で2%であった。

表19 配偶者関係

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
配偶者	203 (58.7)	15 (62.5)	188 (58.4)
元配偶者	68 (19.7)	3 (12.5)	65 (20.2)
内縁	69 (19.9)	6 (25.0)	63 (19.6)
元内縁	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

加害者と被害者の「関係期間」(付き合い始めてから事件当日までの期間)の平均は10年3か月で、同居期間の平均は8年10か月であり、6組は40年以上同居していた。

表20 関係期間

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	23 (6.9)	2 (8.4)	21 (6.3)
1年以上5年未満	105 (30.2)	6 (25.2)	99 (30.1)
5年以上10年未満	68 (19.9)	4 (16.7)	64 (19.5)
10年以上15年未満	47 (12.9)	3 (12.6)	44 (13.7)
15年以上20年未満	34 (9.9)	2 (8.4)	32 (8.8)
20年以上25年未満	23 (6.6)	1 (4.2)	22 (6.9)
25年以上30年未満	10 (3.0)	0 (0.0)	10 (3.0)
30年以上35年未満	11 (3.3)	0 (0.0)	11 (3.3)
35年以上40年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
40年以上45年未満	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
45年以上50年未満	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
50年以上	1 (0.3)	1 (4.2)	0 (0.0)
不明	17 (4.9)	4 (16.7)	13 (4.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

被害者と加害者の出会いは、職場での出会い(スナック、バイト先を含めて)が41%と最も多かった。出会い場所の中で、「その他」の例としては、友達を紹介、結婚相談所、お見合い等である。事件当時配偶者関係にあった被害者のうち、109人(全被害者の32%)は事件後離婚の申請をした。

表21 出会い

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
スナック	82 (23.7)	10 (41.7)	72 (22.4)
職場・バイト先	58 (16.8)	3 (12.5)	55 (17.1)
学校	18 (5.2)	0 (0.0)	18 (5.6)
風俗店	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
ナンパ	13 (3.8)	1 (4.2)	12 (3.7)
メール・広告に恋人募集	10 (2.9)	0 (0.0)	10 (3.1)
その他 (例えばお見合い・友達の紹介)	87 (25.1)	7 (29.2)	80 (24.8)
不明	62 (17.9)	3 (12.5)	59 (18.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

「同居期間」を男女別にみると、女性加害者のうち、13% (3人) は40年以上同居し、平均の「同居期間」は10年であった。男性加害者のうち、1% (3人) は40年以上同居し、平均の「同居期間」は8年9ヶ月であった。

表22 同居期間

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	46 (13.4)	5 (20.9)	41 (11.7)
1年以上5年未満	110 (34.6)	8 (33.5)	102 (31.2)
5年以上10年未満	60 (17.7)	4 (16.7)	56 (17.1)
10年以上15年未満	49 (14.5)	1 (4.2)	48 (10.6)
15年以上20年未満	28 (8.2)	1 (4.2)	27 (8.3)
20年以上25年未満	18 (5.3)	1 (4.2)	17 (5.1)
25年以上30年未満	8 (2.4)	0 (0.0)	8 (2.4)
30年以上35年未満	9 (2.7)	0 (0.0)	9 (2.7)
35年以上40年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
40年以上45年未満	4 (1.2)	2 (8.4)	2 (0.6)
45年以上50年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
50年以上	1 (0.3)	1 (4.2)	0 (0.0)
不明	11 (3.2)	1 (4.2)	10 (3.1)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、加害者の41人(全加害者の12%)は、結婚又は内縁関係成立以前(平均して、結婚又は内縁関係成立の1.2年前)から暴力を振るっていた。これに対して、加害者の234人(68%)は、結婚又は内縁関係成立後(平均して、結婚又は内縁関係成立して3.4年後)から暴力を振るっていた。

表23 DVの開始時期

	総数	女性	男性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
結婚前から	33 (9.5)	0 (0.0)	33 (10.2)
結婚後から	241 (69.7)	10 (41.7)	231 (71.7)
不明	72 (20.8)	14 (58.3)	58 (18.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男女別にみると、男女共、結婚又は内縁関係成立後にDVが開始したケースが多かった（男性加害者の場合は72%、女性加害者の場合は42%）。男性加害者の場合には、結婚又は内縁関係成立して3.4年後から、女性加害者の場合は2.3年後から、DVが開始していた。

表24 結婚前後別DV開始時期

結婚前の場合何年前から

	総数	女性	男性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	8 (2.4)	0 (0.0)	8 (2.4)
1年	15 (4.4)	0 (0.0)	15 (4.6)
2年	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
3年	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
4年	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
5年	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6年	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7年	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
8年	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	241 (69.7)	10 (41.7)	231 (71.7)
不明	76 (22.0)	14 (58.3)	62 (19.3)

結婚後の場合何年後から

	総数	女性	男性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
1年未満	112 (32.4)	4 (16.7)	108 (33.5)
1年以上5年未満	52 (15.1)	4 (16.7)	48 (14.9)
5年以上10年未満	11 (3.3)	0 (0.0)	11 (3.3)
10年以上15年未満	11 (3.3)	1 (4.2)	10 (3.0)
15年以上20年未満	9 (2.6)	0 (0.0)	9 (2.8)
20年以上25年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
25年以上30年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
30年以上35年未満	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
35年以上40年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
40年以上45年未満	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	33 (9.5)	0 (0.0)	33 (10.2)
不明	111 (32.1)	15 (62.5)	96 (29.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 非該当はDV開始時期が結婚後又は結婚前の件数を含む。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」していたのは全加害者の25%、「ほとんど男性が負担」が10%、「お互いに半々で負担」が13%、「ほとんど女性が負担」が8%、「全面的に女性が負担」が8%、「どちらも負担しない」が7%であった。

男女別にみると、少なくとも女性加害者の家庭では、3組に1組(38%)において、経済面に関して「全面的に男性が負担」していた。「ほとんど男性が負担」、「お互いに半々で負担」、「ほとんど女性が負担」、「全面的に女性が負担」は各8%(各2組)であった。これに対して、男性加害者の家庭では、4組に1組(24%)において、「全面的に男性が負担」し、続いて「お互いに半々で負担」(14%)、「ほとんど男性が負担」(10%)となっている。「ほとんど女性が負担」と「全面的に女性が負担」は合計で16%であった。

表25 経済的負担

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
全面的に男性が負担	87 (25.1)	9 (37.5)	78 (24.2)
ほとんど男性が負担	33 (9.5)	2 (8.3)	31 (9.6)
お互いに半々で負担	46 (13.3)	2 (8.3)	44 (13.7)
ほとんど女性が負担	26 (7.5)	2 (8.3)	24 (7.5)
全面的に女性が負担	28 (8.1)	2 (8.3)	26 (8.1)
どちらも負担しない	24 (6.9)	1 (4.2)	23 (7.1)
不明	102 (29.5)	6 (25.0)	96 (29.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

エ 家族構成

犯行時において、カップル(加害者と被害者の1対の男女の組合せを言う。以下同じ。)が同居していたケースは全加害者の約70%で、別居は約30%であった。カップルが同居していたケースの内訳をみると、54%は「カップルと子供」、32%が「カップルのみ」、9%が「カップル、子供と親族」、3%が「カップルと親族」であり、不明が1%であった。別居の内訳は、加害者の「単身」のケースは51%で、「その他」は45%(例えば、加害者の父・母と同居)」であり、不明は4%であった。

表26 犯行時の同居の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
同居	239 (69.1)	16 (66.7)	223 (69.3)
別居	105 (30.3)	8 (33.3)	97 (30.1)
不明	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

犯行時におけるカップルの「同居の有無」と「配偶者の関係」をみると、配偶者関係にあった加害者の74%は同居していたのに対して、元配偶者関係にあった加害者の41%及び内縁関係にあった加害者の87%は同居していた。元内縁関係にあった加害者は全て別居していた。

さらに、犯行時の「家族構成」と「配偶者の関係」について、配偶者関係にあった加害者が同居していたケースの内訳をみると、「カップルのみ」は22%、「カップルと子供」は63%、「カップルと親族」は2%、「カップル、子供及び親族」は13%であり、配偶者関係にあった加害者が別居していたケースをみると、「単身」が48%で、「その他」が52%であった。これに対して、元配偶者関係にあった加害者が同居していたケースの内訳をみると、「カップルのみ」は25%、「カップルと子供」は64%、「不明」は11%であり、元配偶者関係にあった加害者が別居していたケースの内訳をみると、「単身」が53%、「その他」が40%、「不明」は8%であった。内縁関係にあった加害者が同居していたケースをみると、「カップルのみ」は62%、「カップルと子供」は28%、「カップルと親族」は7%、「カップル、子供及び親族」は3%であり、内縁関係にあった加害者が別居していたケースをみると「単身」は33%、「その他」は56%、「不明」は11%であった。元内縁関係にあった加害者は全て別居しており「単身」であった。

犯行後の家族構成をみると、犯行時と比較して「単身の加害者」は131%増加し、「その他」は91%増加した。これに対して、「カップルのみ」(73%減)、「カップルと子供」(55%減)、「カップルと親族」(86%減)、「カップル、子供と親族」(59%減)となった。

男性及び女性加害者は共に、事件後「単身」の増加（男性は132%増、女性は100%増）と「その他」の増加（男性は105%増、女性は14%増）がみられた。

表27 家族構成

全加害者

	犯行時 総数	犯行後 総数	増減 %
総数	346 (100.0)	346 (100.0)	
単身	54 (15.6)	125 (36.1)	+131%
カップルのみ	77 (22.3)	21 (6.1)	-73%
カップルと子供	130 (37.6)	59 (17.1)	-55%
カップルと親族	7 (2.0)	1 (0.3)	-86%
カップル, 子供と親族	22 (6.4)	9 (2.6)	-59%
その他 (例えば両親)	47 (13.6)	90 (26.0)	+91%
不明	9 (2.6)	41 (11.8)	

男性加害者

	犯行時 総数	犯行後 総数	増減 %
総数	322 (100.0)	322 (100.0)	
単身	53 (16.5)	123 (38.2)	+132%
カップルのみ	68 (21.1)	16 (5.0)	-76%
カップルと子供	123 (38.2)	56 (17.4)	-54%
カップルと親族	7 (2.2)	1 (0.3)	-86%
カップル, 子供と親族	22 (6.8)	9 (2.8)	-59%
その他 (例えば両親)	40 (12.4)	82 (25.5)	+105%
不明	9 (2.8)	35 (10.9)	

女性加害者

	犯行時 総数	犯行後 総数	増減 %
総数	24 (100.0)	24 (100.0)	
単身	1 (4.2)	2 (8.3)	+100%
カップルのみ	9 (37.5)	5 (20.8)	-44%
カップルと子供	7 (29.2)	3 (12.5)	-57%
カップルと親族	0 (0.0)	0 (0.0)	0%
カップル, 子供と親族	0 (0.0)	0 (0.0)	0%
その他 (例えば両親)	7 (29.2)	8 (33.3)	+14%
不明	0 (0.0)	6 (25.0)	

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、男性93% (322人)、女性7% (24人) であった。平均年齢は37.8歳 (19歳から71歳まで) であった。

表28 加害者の性別

性別

	総 数
総数	346 (100.0)
男性	322 (93.1)
女性	24 (6.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

表29 加害者の年齢

年齢

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
10代	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
20代	76 (22.0)	3 (12.5)	73 (22.7)
30代	103 (29.7)	7 (29.2)	96 (29.8)
40代	87 (25.2)	6 (25.0)	81 (25.2)
50代	59 (17.0)	5 (20.9)	54 (16.7)
60代	18 (5.2)	3 (12.5)	15 (4.7)
70代	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

学歴は、中学卒業未満が3人(全加害者の1%)、中学卒業が116人(全加害者の34%)、高校中退が62人(18%)で、これらを含む高校卒業未満が181人で全加害者の53%を占め、次いで高校卒業が97人(28%)、大学中退が7人(2%)、大学卒業者が27人(8%)、各種専門学校等中退及び各種専門学校等卒業が26人(8%)及びその他(大学在学中、大学院卒業)が5人であった。

表30 加害者の学歴

学歴

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
中学卒業未満	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
中学卒業	116 (33.5)	8 (33.3)	108 (33.5)
高校中退	62 (17.9)	6 (25.0)	56 (17.4)
高校卒業	97 (28.0)	4 (16.7)	93 (28.9)
大学中退	7 (2.0)	2 (8.3)	5 (1.6)
大学卒業	27 (7.8)	1 (4.2)	26 (8.1)
各種専門学校中退	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
各種専門学校卒業	20 (5.8)	1 (4.2)	19 (5.9)
その他	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
不明	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

さらに、全加害者の69% (238人) は職業に就いており、27% (95人) は就業しておらず、3% (12人) は家事専業であった。就業者のうち、94%は常勤であった。

表31 加害者の職業の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	238 (68.8)	8 (33.3)	230 (71.4)
なし	95 (27.5)	5 (20.8)	90 (28.0)
家事専業	12 (3.5)	11 (45.8)	1 (0.3)
不明	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

職種に関してみると、建設関係が30%、サービス関係 (例えば、飲食店関係等) と運輸関係が各12%、オフィスワーカーが3%及びその他 (例えば、農業、医療関係等) が34%であった。生活保護を受けている者は10人 (全加害者の3%) であった。

表32 加害者の職種

	総 数	女 性	男 性
総数	236 (100.0)	8 (100.0)	228 (100.0)
販売関係	22 (9.3)	0 (0.0)	22 (9.6)
運輸関係	28 (11.9)	0 (0.0)	28 (12.3)
サービス関係	28 (11.9)	5 (62.5)	23 (10.1)
建設関係	70 (29.7)	0 (0.0)	70 (30.7)
オフィスワーカー	7 (3.0)	0 (0.0)	7 (3.1)
その他	81 (34.3)	3 (37.5)	78 (34.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

過去5年間の転職をみると、131人 (全加害者の38%) は転職歴がなく、転職1回が19%、2回以上は24%であった。収入 (収入がある者) に関しては、平均年入 (mean) は379万円 (中央値に当たる (median) 収入は300万円) であり、年収1,000万円以上は9人であった。

表33 加害者の過去5年間の転職回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
なし	131 (37.9)	6 (25.0)	125 (38.8)
1回	66 (19.1)	2 (8.3)	64 (19.9)
2回以上	83 (24.0)	2 (8.3)	81 (25.2)
非該当	38 (11.0)	11 (45.8)	27 (8.4)
不明	28 (8.1)	9 (12.5)	25 (7.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は過去5年間に転職のなかった加害者の件数を示す。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

さらに、1年以上不就労の者は全加害者の17%であり、又全対象者の26%は、サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった。

男女別にみると、女性加害者の平均年齢は43.0歳、男性加害者の平均年齢は39.6歳であった。60歳以上の加害者については、女性加害者では13%、男性加害者では5%であった。これに対して、20歳以下の加害者に関しては、女性加害者は13%であり、男性加害者は23%であった。

学歴を男女別にみると、男性においては、高校卒業未満は全男性加害者の52%（中学卒業未満1%、中学卒業34%及び高校中退17%を含む。）であり、少なくとも高校卒業（高校卒業29%、大学中退2%及び大学卒業8%を含む。）の学歴を持つ者は全男性加害者の39%であった。女性においては、高校卒業未満は全女性加害者の62%（中学卒業未満は4%、中学卒業は33%及び高校中退は25%）であり、少なくとも高校卒業（高校卒業17%、大学中退8%及び大学卒業4%を含む。）の学歴を持つ者は全女性加害者の29%であった。男性の「その他の学歴」は大学在学中、大学院卒業等を含んでいる。

職業に関しては、女性加害者の3分の1は職に就いているが、46%は家事専業であった。これに対して、男性加害者の7割は職に就いていた。職種についてみれば、女性の63%はサービス関係の職に就いていて、「その他」（例えば、幼稚園・学校関係等）は38%であった。男性加害者の3割は建設関係の職に就いており、続いて運輸関係（12%）、サービス関係（10%）、販売関係（10%）、オフィスワーカー（3%）、その他（例えば、地方公務員、病院関係等）（34%）であった。

年収（年収のある者）についてみると、女性加害者の平均年収は374万円（中央値 median は312万円）で、男性加害者の平均年収は379万円（中央値 median は300万円）であった。

表34 加害者の収入の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	319 (100.0)	12 (100.0)	307 (100.0)
あり	234 (73.4)	7 (58.3)	227 (73.9)
なし	85 (26.6)	5 (41.7)	80 (26.1)

- 注1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表35 加害者の年収

	総 数	女 性	男 性
総数	234 (100.0)	7 (100.0)	227 (100.0)
100万円未満	8 (3.4)	0 (0.0)	8 (3.5)
100万円以上200万円未満	18 (7.7)	0 (0.0)	18 (7.9)
200万円以上300万円未満	54 (23.1)	1 (14.3)	53 (23.3)
300万円以上400万円未満	65 (27.8)	4 (57.1)	61 (26.9)
400万円以上500万円未満	14 (6.1)	0 (0.0)	14 (6.2)
500万円以上600万円未満	6 (2.6)	0 (0.0)	6 (2.6)
600万円以上700万円未満	8 (3.4)	0 (0.0)	8 (3.5)
700万円以上800万円未満	4 (1.7)	1 (14.3)	3 (1.3)
800万円以上900万円未満	2 (0.9)	0 (0.0)	2 (0.9)
900万円以上1,000万円未満	2 (0.9)	0 (0.0)	2 (0.9)
1,000万円以上	9 (3.8)	0 (0.0)	9 (4.0)
不明	44 (18.8)	1 (14.3)	43 (18.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 年収のある者のみである。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が全加害者の56%、1回が17%、2回が9%、3回が7%、4回以上が9%であった。

表36 加害者の前科回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
0回	194 (56.1)	21 (87.5)	173 (53.7)
1回	60 (17.3)	3 (12.5)	57 (17.7)
2回	32 (9.2)	0 (0.0)	32 (9.9)
3回	23 (6.6)	0 (0.0)	23 (7.1)
4回	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)
5回	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
6回	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
7回以上	11 (3.2)	0 (0.0)	11 (3.4)
不明	5 (1.5)	0 (0.0)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

前科となった犯罪は多様であるが、傷害、道路交通関係、過失傷害が上位3種類の犯罪であった。

男女別にみると、女性加害者の88%には前科がないが、男性加害者の45%は少なくとも1回以上の前科があり、7回以上の男性加害者も11人(3%)であった。

表37 加害者の前科罪名

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
傷害	36 (10.4)	0 (0.0)	36 (11.2)
道路交通関係	26 (7.5)	1 (4.2)	25 (7.8)
過失傷害	20 (5.8)	0 (0.0)	20 (6.2)
覚せい剤取締法	13 (3.8)	1 (4.2)	12 (3.7)
業務上過失致死傷	11 (3.2)	0 (0.0)	11 (3.4)
窃盗	5 (1.4)	0 (0.0)	7 (2.2)
銃刀刀剣類所持関係	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
暴行	5 (1.4)	1 (4.2)	4 (1.2)
器物損壊	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
暴力行為等処罰ニ関スル法律	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
薬物及び劇物取締関係	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
放火	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
詐欺	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
恐喝	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
殺人隠蔽	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
住居侵入	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
強姦	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
脅迫	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
公職選挙法	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
大麻取締法	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
青少年保護育成条例関係	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
軽犯罪法	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
その他の特別法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
その他の刑法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	194 (56.1)	21 (87.5)	173 (53.7)
不明	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 非該当は前科歴のない加害者の件数を示す。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

b 前歴

前歴については、「前歴なし」が248人(全加害者の72%)、1回が15%、2回が7%、3回が4%、4回以上が2%であった。

表38 加害者の前歴回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
0回	248 (71.7)	24 (100.0)	224 (69.6)
1回	50 (14.5)	0 (0.0)	50 (15.5)
2回	23 (6.6)	0 (0.0)	23 (7.1)
3回	12 (3.5)	0 (0.0)	12 (3.7)
4回	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
5回	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
7回以上	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
不明	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

前歴となった犯罪の上位3種類は、傷害、窃盗、道路交通関係であった。

女性加害者には、前歴を持っている者はいないが、男性加害者の29% (93人) は前歴が少なくとも1回あった。

表39 加害者の前歴罪名

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
傷害	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
窃盗	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)
道路交通関係	12 (3.5)	0 (0.0)	12 (3.7)
暴行	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)
詐欺	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
覚せい剤取締法	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
薬物及び劇物取締関係	4 (1.2)	0 (0.0)	4 (1.2)
恐喝	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
銃刀刀剣類所持関係	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
公務執行妨害	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (0.9)
住居侵入	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
私文書偽造	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
強姦	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
暴力行為等処罰ニ関スル法律	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
わいせつ・わいせつ文書頒布等	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
殺人未遂	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
業務上過失致死傷	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
毀棄・隠匿	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
その他の特別法犯	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)
その他の刑法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	248 (71.7)	24 (100.0)	224 (69.6)
不明	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は前科歴のない加害者の件数を示す。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

全加害者の18%に少年時の逮捕歴があり、うち、逮捕歴1回が70%、2回が22%、3回が9%であった。

男女別にみると、男性加害者の19%（60人）と女性加害者の4%（1人）は少年時の逮捕歴があった。

表40 加害者の少年時の逮捕歴

全加害者	少年時の逮捕の有無 総数	保護観察・少年院有無 総数
総数	346 (100.0)	346 (100.0)
あり	61 (17.6)	46 (13.3)
なし	260 (75.1)	281 (81.2)
不明	25 (7.2)	19 (5.5)

男性加害者

	少年時の逮捕の有無 総数	保護観察・少年院有無 総数
総数	322 (100.0)	322 (100.0)
あり	60 (18.6)	45 (14.0)
なし	238 (73.9)	259 (80.4)
不明	24 (7.5)	18 (5.6)

女性加害者

	少年時の逮捕の有無 総数	保護観察・少年院有無 総数
総数	24 (100.0)	24 (100.0)
あり	1 (4.2)	1 (4.2)
なし	22 (91.7)	22 (91.7)
不明	1 (4.2)	1 (4.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時代の逮捕時の犯罪も多様であったが、窃盗、毒劇法、傷害が上位3種類の犯罪であった。

表41 加害者の少年時逮捕罪名

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
窃盗	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
薬物及び劇物取締関係	8 (2.3)	0 (0.0)	8 (2.5)
傷害	7 (2.0)	0 (0.0)	7 (2.2)
道路交通関係	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
恐喝	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
逮捕・監禁	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
強盗	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
覚せい剤取締法	1 (0.3)	1 (4.2)	0 (0.0)
その他の刑法犯	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)
非該当	260 (75.1)	22 (91.7)	238 (73.9)
不明	44 (12.7)	1 (4.2)	43 (13.4)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は逮捕歴のない加害者の件数を示す。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

e 保護処分等

全加害者の13%は保護観察・少年院歴があり、うち、保護観察・少年院歴1回が57%、2回が29%、3回以上が14%であった。

男女別にみると、男性加害者の14% (45人) と女性加害者の4% (1人) は保護観察・少年院歴があった。

f 暴力団

全加害者の12%に暴力団加入歴があった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

全加害者の15%は薬物使用の経験があった。そのうち、覚せい剤使用が57%、有機溶剤34%、大麻2%、2種類以上が8%であった。犯行時に、薬物を使用していた加害者は5人であった。

男女別にみると、女性加害者の8% (2人)、男性加害者の16% (51人) に薬物の経験があった。

表42 加害者の薬物使用歴の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	53 (15.3)	2 (8.3)	51 (15.8)
なし	280 (80.9)	22 (91.7)	258 (80.1)
不明	13 (3.8)	0 (0.0)	13 (4.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表43 加害者の使用薬物の種類

	総 数	女 性	男 性
総数	53 (100.0)	2 (100.0)	51 (100.0)
覚せい剤	30 (56.6)	1 (50.0)	29 (56.9)
有機溶剤	18 (34.0)	0 (0.0)	18 (35.3)
2種類以上	4 (7.5)	1 (50.0)	3 (5.9)
大麻	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (2.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

b 飲酒

全加害者の75% (259人) に飲酒の習慣があり、そのうち、40% (103人) は酒癖が悪かった。犯行時、174人 (飲酒習慣のある加害者の67%) が飲酒状態であった。

飲酒の習慣及び犯行時の飲酒状態について、男女別比率をみると、男性加害者と女性加害者の間にはほとんど差はみられなかった。

表44 加害者の飲酒習慣の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	259 (74.9)	16 (66.7)	243 (75.5)
なし	36 (10.4)	5 (20.8)	31 (9.6)
不明	51 (14.7)	3 (12.5)	48 (14.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表45 犯行時の加害者の飲酒の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	259 (100.0)	16 (100.0)	243 (100.0)
あり	174 (67.2)	9 (56.3)	165 (67.9)
なし	68 (26.3)	4 (25.0)	64 (26.3)
不明	17 (6.6)	3 (18.8)	14 (5.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

エ 子供への虐待

加害者の59人 (17%) は子供 (我が子及び継子を含む) に対して暴力を振るっていた。男性加害者の18%と女性加害者の4%は子供に対して、暴力を振るったことがあった。t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間には、子供への暴力に関して有意差はみられなかった。

表46 加害者の子供への暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	59 (17.1)	1 (4.2)	58 (18.0)
なし	170 (49.1)	11 (45.8)	159 (49.4)
非該当	53 (15.3)	8 (33.3)	45 (14.0)
不明	64 (18.5)	4 (16.7)	60 (18.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は、例えば子供がいない等である。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

オ 暴力の合理化

暴力の合理化として、全加害者のうち、121人(35%)は、「自分の責任ではない」、37人(11%)は「脅すつもりだけだった」、24人(7%)は「自分が被害者だ」、17人(5%)は「しつけとしてやっている」、2人(0.6%)は「誰も被害者はいない」、1人(0.3%)は「皆がやっている」と述べている。

男女別にみると、女性加害者の21%、男性加害者の36%は「自分の責任ではない」と暴力を合理化した。さらに、女性加害者の21%は「脅すつもりだけだった」、13%は「自分が被害者だ」と述べている。これに対して、男性加害者の10%は「脅すつもりだった」、続いて7%は「自分が被害者だ」、5%が「しつけとしてやっている」、0.6%は「誰も被害者はいない」、0.3%は「皆がやっている」と述べている。

t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間に、「暴力の合理化」の全ての項目において有意差はなかった。

表47 加害者の暴力の合理化

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
自分の責任ではない	121 (35.0)	5 (20.8)	116 (36.0)
脅かすつもりだった	37 (10.7)	5 (20.8)	32 (9.9)
自分が被害者だ	24 (6.9)	3 (12.5)	21 (6.5)
しつけとしてやっている	17 (4.9)	0 (0.0)	17 (5.3)
誰も被害者はいない	2 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.6)
皆がやっている	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、全対象者に対する構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

カ 家族・他人との関係

家族との関係については、全加害者の3%(10人)は家族との関係は良く、普通は19%(65人)であり、悪かったは65%(224人)であった。他人との関係については、良かった加害者は全加害者の8%、普通は27%、悪かったは15%(53人)であった。家族との関係及び他人との関係も悪いとされた加害者は49人であった。

男性加害者の67%と女性加害者の42%は家族との関係は悪かった。また、男性加害者の16%と女性加害者の8%は他人との関係は悪かった。t検定の結果をみると、男性加害者と女性加害者の間には、「家

族との関係」及び「他人との関係」に関して有意差はなかった。

表48 加害者の家族との関係

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
良い	10 (2.9)	2 (8.3)	8 (2.5)
普通	65 (18.8)	9 (37.5)	56 (17.4)
悪い	224 (64.7)	10 (41.7)	214 (66.5)
不明	47 (13.6)	3 (12.5)	44 (13.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表49 加害者の他人との関係

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
良い	27 (7.8)	1 (4.2)	26 (8.1)
普通	93 (26.9)	11 (45.8)	82 (25.5)
悪い	53 (15.3)	2 (8.3)	51 (15.8)
不明	173 (50.0)	10 (41.7)	163 (50.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

キ 加害者からみた暴力の理由

表50によると、加害者からみた暴力の理由としては、「被害者の言動・態度」が232人(全加害者の67%)、「日常些細な事」が150人(43%)、「加害者の被害者への支配欲」が135人(39%)、「加害者の嫉妬・やきもち」が107人(31%)、「加害者の経済面の問題」が90人(26%)、「被害者の異性関係」が81人(23%)、「加害者の酒」が76人(22%)、「加害者の仕事に関する問題」が75人(22%)、「被害者の家事・育児のやり方」が69人(20%)、「コミュニケーションの問題」が46人(13%)、「子供の問題」が45人(13%)、「加害者の固定的な性別役割分担意識」が43人(12%)等となっている。なお、「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため、本分析から除外した。

表50 加害者の暴力の理由

	総 数	女 性	男 性
加害者の酒	76 (22.0)	3 (12.5)	73 (22.7)
加害者の薬物	5 (1.4)	0 (0.0)	5 (1.6)
被害者の酒	19 (5.5)	1 (4.2)	18 (5.6)
被害者の薬物	2 (0.6)	1 (4.2)	1 (0.3)
加害者の精神障害	6 (1.7)	2 (8.3)	4 (1.2)
日常些細な事	150 (43.4)	11 (45.8)	139 (43.2)
家事・育児のやり方	69 (19.9)	0 (0.0)	69 (21.4)
被害者の家計のやり方	32 (9.2)	0 (0.0)	32 (9.9)
被害者の言動・態度	232 (67.1)	13 (54.2)	219 (68.0)
被害者の他の家族との不和	20 (5.8)	0 (0.0)	20 (6.2)
加害者の他の家族との不和	16 (4.6)	0 (0.0)	16 (5.0)
加害者の仕事に関する問題	75 (21.7)	2 (8.3)	73 (22.7)
加害者の経済面の問題	90 (26.0)	6 (25.0)	84 (26.1)
加害者のギャンブル	22 (6.4)	0 (0.0)	22 (6.8)
被害者の仕事に関する問題	33 (9.5)	5 (20.8)	28 (8.7)
被害者の経済面の問題	34 (9.8)	5 (20.8)	29 (9.0)
被害者のギャンブル	3 (0.9)	1 (4.2)	2 (0.6)
加害者の嫉妬・やきもち	107 (30.9)	4 (16.7)	103 (32.0)
加害者の異性関係	36 (10.4)	0 (0.0)	36 (11.2)
被害者の嫉妬・やきもち	26 (7.5)	2 (8.3)	24 (7.5)
被害者の異性関係	81 (23.4)	4 (16.7)	77 (23.9)
子供の問題	45 (13.0)	1 (4.2)	44 (13.7)
コミュニケーションの問題	46 (13.3)	4 (16.7)	42 (13.0)
加害者の被害者への支配欲	135 (39.0)	5 (20.8)	130 (40.4)
被害者への軽視	21 (6.1)	2 (8.3)	19 (5.9)
加害者の固定的な性別役割分担意識	43 (12.4)	0 (0.0)	43 (13.4)
加害者の子供時代に受けた虐待	6 (1.7)	0 (0.0)	6 (1.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

- 2 総数 () 内は、全対象者に対する比率である。
- 3 女性 () 内は、女性対象者に対する比率である。
- 4 男性 () 内は、男性対象者に対する比率である。
- 5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

t検定によると、男性加害者と女性加害者間に有意差があった加害者の暴力の理由は、「被害者の薬物」($t=-2.4$, $p=0.017$), 「加害者の精神障害」($t=-2.6$, $p=0.009$), 「被害者の家事・育児のやり方」($t=2.6$, $p=0.010$), 「被害者の仕事に関する問題」($t=-2.1$, $p=0.036$), 「加害者の被害者への支配欲」($t=2.5$, $p=0.012$), 「加害者の固定的な役割分担意識」($t=2.0$, $p=0.043$)であった。言い換えると、男性加害者と比較して、女性加害者は「被害者の薬物」, 「加害者の精神障害」, 「被害者の仕事に関する問題」を暴力の理由とみなす傾向にあった。これに対して、男性加害者は「被害者の家事・育児のやり方」, 「加害者の被害者への支配欲」, 「加害者の固定的な役割分担意識」を暴力の理由とみなす傾向にあった。

表51 t検定：男性加害者と女性加害者の間の暴力の理由の相違

	女 性			男 性			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	23	0.1	0.3	304	0.2	0.4	1.20	.231
加害者の薬物	24	0.0	0.0	313	0.0	0.1	0.62	.534
被害者の酒	24	0.0	0.2	318	0.1	0.2	0.31	.759
被害者の薬物	24	0.0	0.2	319	0.0	0.1	-2.40	.017*
加害者の精神障害	23	0.1	0.3	317	0.0	0.1	-2.63	.009**
日常些細な事	24	0.5	0.5	296	0.5	0.5	0.11	.916
家事・育児のやり方	24	0.0	0.0	317	0.2	0.4	2.58	.010**
被害者の家計のやり方	24	0.0	0.0	313	0.1	0.3	1.65	.100
被害者の言動・態度	24	0.5	0.5	309	0.7	0.5	1.72	.087
被害者の他の家族との不和	21	0.0	0.0	297	0.1	0.3	1.23	.221
加害者の他の家族との不和	22	0.0	0.0	293	0.1	0.2	1.12	.262
加害者の仕事に関する問題	19	0.1	0.3	306	0.2	0.4	1.34	.182
加害者の経済面の問題	24	0.3	0.4	306	0.2	0.4	0.20	.828
加害者のギャンブル	22	0.0	0.0	312	0.1	0.3	1.29	.199
被害者の仕事に関する問題	18	0.3	0.5	253	0.1	0.3	-2.10	.036*
被害者の経済面の問題	23	0.2	0.4	313	0.1	0.3	-1.92	.056
被害者のギャンブル	23	0.0	0.2	319	0.0	0.1	-1.85	.065
加害者の嫉妬・やきもち	22	0.2	0.4	315	0.3	0.5	1.41	.158
加害者の異性関係	24	0.0	0.0	318	0.1	0.3	1.75	.082
被害者の嫉妬・やきもち	24	0.1	0.3	315	0.1	0.3	-0.13	.900
被害者の異性関係	23	0.2	0.4	318	0.2	0.4	0.74	.459
子供の問題	15	0.1	0.3	264	0.2	0.4	1.02	.307
コミュニケーションの問題	19	0.2	0.4	235	0.2	0.4	-0.35	.730
加害者の被害者への支配欲	22	0.2	0.4	257	0.5	0.5	2.53	.012*
被害者への軽視	24	0.1	0.3	305	0.1	0.2	-0.41	.686
加害者の固定的な性別役割分担意識	23	0.0	0.0	281	0.2	0.4	2.03	.043*
加害者の子供時代に受けた虐待	7	0.0	0.0	102	0.1	0.2	0.66	.514

* p<.05; ** p<.01

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、全加害者の8% (26人) は被害者から身体的暴力を受け、4% (15人) は精神的暴力を受け、1% (3人) は性的暴力を受けていた。

男女別にみると、過去に、男性加害者の4% (14人) と女性加害者の50% (12人) は、被害者から身体的暴力を受けていた。また、男性加害者の3% (11人) と女性加害者の17% (4人) は、被害者から精神的暴力を受けていた。さらに、女性加害者の13% (3人) は性的暴力を受けていた。

表52 加害者に対する被害者による暴力

身体的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	26 (7.5)	12 (50.0)	14 (4.3)
なし	313 (90.5)	11 (45.8)	302 (93.8)
不明	7 (2.0)	1 (4.2)	6 (1.9)

精神的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	15 (4.3)	4 (16.7)	11 (3.4)
なし	318 (91.9)	17 (70.8)	301 (93.5)
不明	13 (3.8)	3 (12.5)	10 (3.1)

性的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	3 (0.9)	3 (12.5)	0 (0.0)
なし	335 (96.8)	17 (70.8)	318 (98.8)
不明	8 (2.3)	4 (16.7)	4 (1.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

t検定の結果によると、男性加害者と女性加害者の間において、身体的暴力 ($t=-9.3$, $p=0.000$), 精神的暴力 ($t=-3.4$, $p=0.001$), 及び性的暴力 ($t=-7.5$, $p=0.000$) に有意差がみられた。すなわち、男性加害者と比較して、女性加害者は過去において、今回の被害者の男性から、身体的、精神的及び性的暴力を受けていた。

表53 t検定：男性加害者と女性加害者間における過去の加害者に対する被害者による暴力の相違

	男 性			女 性			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
身体的暴力	316	0.0	0.2	23	0.5	0.5	-9.3	.000***
精神的暴力	312	0.0	0.2	21	0.2	0.4	-3.4	.001***
性的暴力	318	0.0	0.0	20	0.2	0.4	-7.5	.000***

*** $p<.001$

事件直前において、加害者の7% (23人) は被害者から身体的暴力を受け、3% (11人) は精神的暴力を受けていたが、性的暴力を受けた者はいなかった。

男女別にみると、事件直前に、男性加害者の5% (15人) と女性加害者の33% (8人) は、被害者から

身体的暴力を受けていた。男性加害者の3%（9人）と女性加害者の8%（2人）は、被害者から精神的暴力を受けていた。しかし、被害者から性的暴力を受けた者はいなかった。t検定の結果をみると、今回の事件直前の身体的暴力に関して、男性加害者と女性加害者の間に有意差がみられた($t=-5.8$, $p=0.000$)。すなわち、男性加害者と比較して、女性加害者は事件直前に、今回の男性被害者から身体的暴力を受けている傾向が高かった。事件直前の精神的暴力に関しては、男女間に有意差はなかった。

表54 事件直前の加害者に対する被害者による暴力

事件直前の身体的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	23 (6.6)	8 (33.3)	15 (4.7)
なし	317 (91.6)	15 (62.5)	302 (93.8)
不明	6 (1.7)	1 (4.2)	5 (1.6)

事件直前の精神的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	11 (3.2)	2 (8.3)	9 (2.8)
なし	324 (93.6)	18 (75.0)	306 (95.0)
不明	11 (3.2)	4 (16.7)	7 (2.2)

事件直前の性的暴力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
なし	339 (98.0)	20 (83.3)	319 (99.1)
不明	7 (2.0)	4 (16.7)	3 (0.9)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ケ 自己防衛

今回の事件が、加害者の自己防衛によるかどうかについてみると、全加害者の3%（9人）は自己防衛によるものであった。自己防衛とみられる事件は少なかったが、t検定の結果をみると、男女間に有意差があった($t=-3.4$, $p=0.000$)。すなわち、男性加害者と比較して、女性加害者は自己防衛のために今回の事件を起こしたとみられる傾向が高かった。

表55 加害者の自己防衛の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	9 (2.6)	3 (12.5)	6 (1.9)
なし	333 (96.2)	19 (79.2)	314 (97.5)
不明	4 (1.2)	2 (8.3)	2 (0.6)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

コ 犯行時の病気（身体及び精神疾患）の有無

犯行時の加害者の病気（身体及び精神疾患）についてみると、全加害者の21%（73人）は病気に罹患していた。男女別にみると、女性加害者の46%と男性加害者の19%は病気に罹患していた。

t検定の結果をみると、男女間に、犯行時の病気の有無に関して、有意差がみられた（ $t = -3.1, p = 0.002$ ）。

加害者の病気についてみると、病気の種類は多様であることが分かった。例えば、女性加害者についてみると、自律神経失調症、心筋梗塞、接触障害、糖尿病、喘息等がみられた。これに対して、男性加害者は、肝炎、アルコール依存症、アルコール性肝障害、うつ病、不安神経症、ヘルニア、胃潰瘍、癌、肝臓病、強迫性障害、腰痛、視覚障害、心筋梗塞、心臓病、糖尿病、肺気腫、腎不全、緑内障、喘息等であった。

表56 加害者の犯行時の病気（身体及び精神疾患）の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	24 (100.0)	322 (100.0)
あり	73 (21.1)	11 (45.8)	62 (19.3)
なし	225 (65.0)	10 (41.7)	215 (66.8)
不明	48 (13.9)	3 (12.5)	45 (14.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、男性が7%（24人）で、女性が93%（322人）であった。平均年齢は37.8歳（18から84歳まで）、60歳以上は20人であった。

表57 被害者の性別

	総 数
総数	346 (100.0)
男性	24 (6.9)
女性	322 (93.1)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

表58 被害者の年齢

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
10代	4 (1.2)	4 (1.2)	0 (0.0)
20代	89 (25.9)	88 (27.2)	1 (4.2)
30代	120 (34.7)	113 (35.0)	7 (29.1)
40代	75 (21.6)	69 (21.5)	6 (25.0)
50代	35 (10.1)	32 (8.9)	3 (12.5)
60代	16 (4.8)	12 (3.6)	4 (16.7)
70代	3 (0.9)	0 (0.0)	3 (12.5)
80代	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
不明	3 (0.9)	3 (0.9)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

学歴に関しては「不明」が大多数（全被害者の78%）を占めたが、高校卒業未満が全被害者の7%（23人）、高校卒業が9%（30人）、大学中退が1%（5人）、大学卒業が2%（6人）、各種専門学校等中退と各種専門学校等卒業は3%（10人）及びその他が1%（3人）であった。

表59 被害者の学歴

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
中学卒業未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
中学卒業	16 (4.6)	15 (4.7)	1 (4.2)
高校中退	7 (2.0)	6 (1.9)	1 (4.2)
高校卒業	30 (8.7)	28 (8.7)	2 (8.3)
大学中退	5 (1.4)	5 (1.6)	0 (0.0)
大学卒業	6 (1.7)	5 (1.6)	1 (4.2)
各種専門学校中退	2 (0.6)	2 (0.6)	0 (0.0)
各種専門学校卒業	8 (2.3)	8 (2.5)	0 (0.0)
その他	3 (0.9)	2 (0.6)	1 (4.2)
不明	269 (77.7)	251 (78.0)	18 (75.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

全被害者の60%（206人）は職業に就いており、15%（51人）は就業しておらず、25%（86人）は家事専業であった。就業している者のうち、72%は常勤であった。

表60 被害者の職業の有無

職業

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	206 (59.5)	189 (58.7)	17 (70.8)
なし	51 (14.7)	44 (13.7)	7 (29.2)
家事専業	86 (24.9)	86 (26.7)	0 (0.0)
不明	3 (0.9)	3 (0.9)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

職種に関してみると、サービス関係が41%、販売関係が9%、オフィスワーカーが7%、建設関係が3%、運輸関係が2%、その他が38%であった。過去5年間の転職についてみると、被害者の27% (92人) に転職歴はなく、1回は11% (37人)、2回以上は4% (15人) であった。

表61 被害者の職種

	総 数	女 性	男 性
総数	194 (100.0)	177 (100.0)	17 (100.0)
販売関係	18 (9.3)	18 (10.2)	0 (0.0)
運輸関係	4 (2.1)	4 (2.2)	0 (0.0)
サービス関係	79 (40.7)	77 (43.5)	2 (11.8)
建設関係	5 (2.6)	1 (0.6)	4 (23.5)
オフィスワーカー	14 (7.2)	13 (7.3)	1 (5.9)
その他	74 (38.1)	64 (36.2)	10 (58.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表62 被害者の過去5年間の転職回数

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
なし	92 (26.6)	79 (24.5)	13 (54.2)
1回	37 (10.7)	34 (10.6)	3 (12.5)
2回以上	15 (4.3)	14 (4.3)	1 (4.2)
非該当	97 (28.0)	94 (29.2)	3 (12.5)
不明	105 (30.3)	101 (31.4)	4 (16.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 非該当は過去5年間に転職のなかった被害者の件数を示す。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

収入に関しては、非就業者、家事専業及び不明を除く被害者の81% (203人) は収入があり、平均年入 (mean) は269万円 (中央値に当たる (median) 収入は180万円) であり、年収1,000万円以上は2人であった。全被害者の7%は1年以上不就業であり、13%は、サラ金借財 (ギャンブル・遊興費・生活費に使

用)があった。

表63 被害者の収入の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	252 (100.0)	230 (100.0)	22 (100.0)
あり	203 (80.6)	184 (80.0)	19 (86.4)
なし	49 (19.4)	46 (20.0)	3 (12.5)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表64 被害者の年収

	総 数	女 性	男 性
総数	203 (100.0)	184 (100.0)	19 (100.0)
100万円未満	10 (4.9)	10 (5.4)	0 (0.0)
100万円以上200万円未満	17 (8.4)	14 (7.6)	3 (15.8)
200万円以上300万円未満	6 (3.0)	4 (2.2)	2 (10.5)
300万円以上400万円未満	5 (2.5)	3 (1.6)	2 (10.5)
400万円以上500万円未満	2 (1.0)	1 (0.5)	1 (5.3)
500万円以上600万円未満	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (5.3)
600万円以上700万円未満	1 (0.5)	1 (0.5)	0 (0.0)
700万円以上800万円未満	1 (0.5)	1 (0.5)	0 (0.0)
800万円以上900万円未満	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (5.3)
900万円以上1,000万円未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1,000万円以上	2 (1.0)	2 (1.1)	0 (0.0)
不明	157 (77.3)	148 (80.4)	9 (47.4)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 年収のある者のみ。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男女別にみると、女性被害者の平均年齢は36.8歳、男性被害者の平均年齢は50.4歳であった。60歳以上の被害者については、女性被害者は4%、男性被害者は29%であった。これに対して、20歳以下の被害者に関しては、女性被害者は28%、男性被害者は4%であった。

学歴においては、女性被害者の12%と男性被害者の13%は少なくとも高校卒業（高校卒業、大学中退及び大学卒業を含む）であった。男性・女性被害者の「その他の学歴」には大学生・大学院卒業等を含んでいる。職業に関しては、女性被害者の59%は職に就いているが、約3分の1の女性被害者は家事専業であった。これに対して、男性被害者の7割は職に就いていた。職種についてみれば、女性被害者の44%はサービス関係の職に就いていて、「その他」（例えば、医療関係、保険の外交、地方公務員、学校関係等）は36%であった。男性被害者の24%は建設関係の職に就いており、サービス関係（12%）、オフィスワーカー（6%）、その他（例えば、地方公務員、学校関係等）（59%）であった。

年収（年収のある者）についてみると、女性被害者の平均年収は250万円（中央値 median の年収は153万円）で、男性被害者の平均年収は339万円（中央値 median の年収は294万円）であった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

全被害者の4% (15人) には薬物使用経験があり、そのうち、覚せい剤の使用 (80%) が最も多くみられた。

表65 被害者の薬物使用歴の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	15 (4.3)	13 (4.0)	2 (8.3)
なし	299 (86.4)	282 (87.6)	17 (70.8)
不明	32 (9.2)	27 (8.4)	5 (20.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表66 被害者の使用薬物の種類

	総 数	女 性	男 性
総数	15 (100.0)	13 (100.0)	2 (100.0)
覚せい剤	12 (80.0)	10 (76.9)	2 (100.0)
有機溶剤	1 (6.7)	1 (7.7)	0 (0.0)
2種類以上	1 (6.7)	1 (7.7)	0 (0.0)
その他	1 (6.7)	1 (7.7)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

男女別にみると、女性被害者の4% (13人)、男性被害者の8% (2人) に薬物使用の経験があった。

b 飲酒

被害者の113人 (全被害者の33%) は飲酒の習慣があり、うち68人 (60%) は被害時、飲酒状態であった。加害者と被害者が共に飲酒状態にあった件数は57件であった。

ウ 相談

被害者の75人 (22%) が、被害前において、家族だけでなく、婦人相談所及びその他の公的機関等 (例えば、警察署、市役所、保護施設等) に相談し、援助等を求めている。同じく75人 (22%) が、被害後において、警察署、婦人相談所及び女性相談センター等に援助等を求め相談した。その中で保護命令を要請した者が12人であった。被害前と被害後の両方に相談をした被害者は22人であった。

男女別にみると、女性被害者の23% (73人)、男性被害者の8% (2人) が、被害前に相談していた。被害後についてみると、女性の74人 (23%)、男性の1人 (4%) が相談していた。

表67 被害者の被害前の相談の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	75 (21.7)	73 (22.7)	2 (8.3)
なし	260 (75.1)	238 (73.9)	22 (91.7)
不明	11 (3.2)	11 (3.4)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表68 被害者の被害前の相談場所

	総 数	女 性	男 性
総数	75 (100.0)	73 (100.0)	2 (100.0)
婦人相談所	7 (9.3)	7 (9.6)	0 (0.0)
その他の公的機関	30 (40.0)	30 (41.1)	0 (0.0)
民間機関	1 (1.3)	1 (1.4)	0 (0.0)
家族・親族	17 (22.7)	17 (5.3)	0 (0.0)
友人・知人	4 (5.3)	3 (0.9)	1 (50.0)
2ヶ所以上	10 (13.3)	9 (2.8)	1 (50.0)
その他	6 (8.0)	6 (1.9)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 その他の公的機関は、例えば警察である。

4 民間機関は、例えば弁護士会、相談センターである。

5 その他は、例えば弁護士である。

表69 被害者の被害後の相談の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	75 (21.7)	74 (23.0)	1 (4.2)
なし	251 (72.5)	230 (71.4)	21 (87.5)
不明	20 (5.8)	18 (5.6)	2 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

エ 家族の関与

155件(全件数の45%)の事案において、家族が加害者の暴力に対して関与していた。うち、家族の一番重要な関与者の続柄は、子供47%(73件)、被害者の母15%(24件)、被害者の親族12%(19件)、加害者の母8%(13件)、加害者の父7%(10件)、被害者の父6%(9件)、加害者の親族5%(7件)であった。

表70 被害時の家族の関与の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	155 (44.8)	147 (45.7)	8 (33.3)
なし	145 (41.9)	131 (40.7)	14 (58.3)
不明	46 (13.3)	44 (13.7)	2 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表71 家族の一番重要な関与者の続柄

	総 数	女 性	男 性
総数	155 (100.0)	147 (100.0)	8 (100.0)
子供	73 (47.1)	68 (46.3)	5 (62.5)
被害者の母	24 (15.5)	23 (15.6)	1 (12.5)
被害者の親族	19 (12.3)	19 (12.9)	0 (0.0)
加害者の母	13 (8.4)	12 (12.9)	1 (12.5)
加害者の父	10 (6.5)	9 (6.1)	1 (12.5)
被害者の父	9 (5.8)	9 (6.1)	0 (0.0)
加害者の親族	7 (4.5)	7 (4.8)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

関与の主な役割は「制止」(37%)、「見ているだけ」(15%)、「説得」(7%)、「加担」(2%)、「その他」(例えば、話を聞く)32%であった。また、他人(例えば、友人)の加害者への関与もあり(全件数の26%)、その役割は、「制止」(37%)、「見ているだけ」(15%)、「説得」(7%)、「その他」(例えば、警察へ一緒に行く)32%であった。

表72 家族の関与者の主な役割

	総 数	女 性	男 性
総数	155 (100.0)	147 (100.0)	8 (100.0)
制止	58 (37.4)	55 (37.4)	3 (37.5)
見ているだけ	23 (14.8)	22 (15.0)	1 (12.5)
説得	11 (7.1)	10 (6.8)	1 (12.5)
加担	3 (1.9)	2 (1.4)	1 (12.5)
その他	49 (31.6)	49 (33.3)	0 (0.0)
不明	11 (7.1)	9 (6.1)	2 (25.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表73 他人の関与の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	91 (26.3)	85 (26.4)	6 (25.0)
なし	204 (59.0)	187 (58.1)	17 (70.8)
不明	51 (14.7)	50 (15.5)	1 (4.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表74 他人の関与者の主な役割

	総 数	女 性	男 性
総数	91 (100.0)	85 (100.0)	6 (100.0)
制止	42 (37.4)	39 (45.9)	3 (50.0)
見ているだけ	10 (14.8)	10 (11.8)	0 (0.0)
説得	8 (7.1)	8 (9.4)	0 (0.0)
加担	0 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	28 (31.6)	25 (29.4)	3 (50.0)
不明	3 (7.1)	3 (3.5)	0 (0.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

男女別にみると、女性被害者の46%(147件)には家族の関与があった。これに対して男性被害者の33%(8件)には家族の関与があった。関与者に関しては、男女共に、子供の関与(子供の主な関与は「制止」であった。)が一番多くみられた(女性被害者の46%、男性被害者の63%)。他人の関与をみると、男女ともほぼ同様の関与があった(女性被害者の26%、男性加害者の25%)。

オ 警察へ電話で相談

前述の「相談」においては、被害者が警察署等において受けた援助等を説明したが、被害者の中には、過去において警察署に行かずに、電話で警察官にDVに関する相談等をした者及びDV事件を警察に通報した者もいた。全被害者の20%(68人)は被害前に、警察に電話をかけていた。そのうち、事件の1か月以内と6か月以内に、警察に電話をかけた被害者は各31%(各21人)、1年未満が10%(7人)、2年未満が7%(5人)、2年以上前が3%(2人)であった。

男女別にみると、警察に電話をかけた女性被害者の33%(21人)は1か月以内に、29%(18人)は6か月前に警察に電話をかけていた。これに対して、男性被害者の60%(3人)は6か月前に電話をかけていた。

表75 過去の警察へ電話で相談の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	68 (19.7)	63 (19.6)	5 (20.8)
なし	242 (69.9)	225 (69.9)	17 (70.8)
不明	36 (10.4)	34 (10.6)	2 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

表76 警察へ電話で相談の時期

	総 数	女 性	男 性
総数	68 (100.0)	63 (100.0)	5 (100.0)
事件の1か月以内	21 (30.9)	21 (33.3)	0 (0.0)
事件の6か月以内	21 (30.9)	18 (28.6)	3 (60.0)
事件の1年未満	7 (10.3)	6 (9.5)	1 (20.0)
事件の2年未満	5 (7.4)	5 (7.9)	0 (0.0)
事件の2年以上	2 (2.9)	2 (3.2)	0 (0.0)
不明	12 (17.6)	11 (17.5)	1 (20.0)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者からみた暴力の理由をみると、「日常些細な事」が36% (126人)、「加害者の被害者への支配欲」33% (113人)、「加害者の酒」32% (110人)、「加害者の経済面の問題」31% (107人)、「加害者の嫉妬・やきもち」31% (107人)、「被害者の言動・態度」30% (104人)、「加害者の仕事に関する問題」23% (79人)、「被害者の異性関係」16% (56人) 等である。

t検定の結果をみると、「被害者の薬物」($t=-2.4$, $p=0.018$)、「加害者の精神障害」($t=-3.1$, $p=0.002$)、「加害者の経済面の問題」($t=2.0$, $p=0.049$)、「被害者の仕事に関する問題」($t=-2.0$, $p=0.044$)、「被害者の経済面の問題」($t=-2.4$, $p=0.018$)、「加害者の被害者への支配欲」($t=2.5$, $p=0.012$)、「被害者自身が悪い」($t=-3.4$, $p=0.001$)において男女間に有意差があった。言い換えると、女性被害者は男性被害者と比較して、「加害者の経済面の問題」(女性被害者の30%, 男性被害者の10%)及び「加害者の被害者への支配欲」(女性被害者の50%, 男性被害者の20%)を暴力の理由と考える傾向があった。これに対して、男性被害者は女性被害者と比較して、「被害者の薬物」(男性被害者の4%, 女性被害者の0.3%)、「加害者の精神障害」(男性加害者の13%, 女性加害者の2%)、「被害者の仕事に関する問題」(男性被害者の20%, 女性被害者の10%)、「被害者の経済面の問題」(男性加害者の20%, 女性加害者の10%)を暴力の理由と考える傾向が高かった。さらに、男性被害者は「被害者自身が悪い」と考える傾向が高かった(男性被害者の17%, 女性被害者の3%)。なお、「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため、本分析から除外した。

表17 被害者の暴力の理由

	総 数	女 性	男 性
加害者の酒	110 (31.8)	102 (31.7)	8 (33.3)
加害者の薬物	9 (2.6)	9 (2.8)	0 (0.0)
被害者の酒	4 (1.2)	3 (0.9)	1 (4.2)
被害者の薬物	2 (0.6)	1 (0.3)	1 (4.2)
加害者の精神障害	9 (2.6)	6 (1.9)	3 (12.5)
日常些細な事	126 (36.4)	116 (36.0)	10 (41.7)
家事・育児のやり方	30 (8.7)	30 (9.3)	0 (0.0)
被害者の家計のやり方	13 (3.8)	12 (3.7)	1 (4.2)
被害者の言動・態度	104 (30.1)	93 (28.9)	11 (45.8)
被害者の他の家族との不和	11 (3.2)	11 (3.4)	0 (0.0)
加害者の他の家族との不和	17 (4.9)	17 (5.3)	0 (0.0)
加害者の仕事に関する問題	79 (22.8)	76 (23.6)	3 (12.5)
加害者の経済面の問題	107 (30.9)	104 (32.3)	3 (12.5)
加害者のギャンブル	24 (6.9)	24 (7.5)	0 (0.0)
被害者の仕事に関する問題	16 (4.6)	13 (4.0)	3 (12.5)
被害者の経済面の問題	20 (5.8)	16 (5.0)	4 (16.7)
被害者のギャンブル	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
加害者の嫉妬・やきもち	107 (30.9)	99 (30.7)	8 (33.3)
加害者の異性関係	44 (12.7)	42 (13.0)	2 (8.3)
被害者の嫉妬・やきもち	16 (4.6)	15 (4.7)	1 (4.2)
被害者の異性関係	56 (16.2)	53 (16.5)	3 (12.5)
子供の問題	33 (9.5)	32 (9.9)	1 (4.2)
コミュニケーションの問題	43 (12.4)	40 (12.4)	3 (12.5)
加害者の被害者への支配欲	113 (32.7)	109 (33.9)	4 (16.7)
被害者への軽視	24 (6.9)	24 (7.5)	0 (0.0)
加害者の固定的な性別役割分担意識	20 (5.8)	20 (6.2)	0 (0.0)
加害者の子供時代に受けた虐待	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
被害者自身が悪い	14 (4.0)	10 (3.1)	4 (16.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 総数 () 内は、全対象者に対する比率である。

3 女性 () 内は、女性対象者に対する比率である。

4 男性 () 内は、男性対象者に対する比率である。

5 複数項目に当てはまる場合には重複計上している。

表78 t検定：女性被害者と男性被害者の間の暴力の理由の相違

	女性被害者			男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	307	0.3	0.5	24	0.3	0.5	-0.01	.991
加害者の薬物	309	0.0	0.2	24	0.0	0.0	0.85	.398
被害者の酒	312	0.0	0.1	23	0.0	0.2	-1.44	.150
被害者の薬物	314	0.0	0.1	24	0.1	0.3	-2.40	.018*
加害者の精神障害	312	0.0	0.1	23	0.1	0.3	-3.13	.002**
日常些細な事	286	0.4	0.5	24	0.4	0.5	-0.11	.916
家事・育児のやり方	306	0.1	0.3	24	0.0	0	1.61	.108
被害者の家計のやり方	306	0.0	0.2	24	0.0	0.2	-0.06	.953
被害者の言動・態度	290	0.3	0.5	22	0.5	0.5	-1.72	.086
被害者の他の家族との不和	291	0.0	0.2	20	0.0	0	0.88	.378
加害者の他の家族との不和	288	0.1	0.2	21	0.0	0	1.14	.254
加害者の仕事に関する問題	297	0.3	0.4	20	0.2	0.4	1.06	.291
加害者の経済面の問題	306	0.3	0.5	22	0.1	0.4	1.97	.049*
加害者のギャンブル	309	0.1	0.3	24	0.0	0	1.42	.157
被害者の仕事に関する問題	255	0.1	0.2	18	0.2	0.4	-2.03	.044*
被害者の経済面の問題	308	0.1	0.2	23	0.2	0.4	-2.38	.018*
加害者の嫉妬・やきもち	307	0.3	0.5	24	0.3	0.5	-0.11	.913
加害者の異性関係	314	0.1	0.3	24	0.1	0.3	0.71	.481
被害者の嫉妬・やきもち	311	0.0	0.2	23	0.0	0.2	0.11	.918
被害者の異性関係	307	0.2	0.4	24	0.1	0.3	0.60	.550
子供の問題	259	0.1	0.3	14	0.1	0.3	0.58	.562
コミュニケーションの問題	221	0.2	0.4	18	0.2	0.4	0.15	.880
加害者の被害者への支配欲	237	0.5	0.5	22	0.2	0.4	2.54	.012*
被害者への軽視	300	0.1	0.3	23	0.0	0	1.41	.160
加害者の固定的な性別役割分担意識	237	0.1	0.3	24	0.0	0	1.37	.171
加害者の子供時代に受けた虐待	99	0.0	0.1	6	0.0	0	0.25	.807
被害者自身が悪い	309	0.0	0.2	22	0.2	0.4	-3.41	.001***

* p<.05; ** p<.01; *** p<.001

注：「被害者のギャンブル」は両グループの標準偏差が0であるため、分析から除外した。

キ 加療・後遺症

被害者の95% (328人) が、今回のDV事件後、病院で治療を受けたが、うち、22% (72人) は救急車で病院に運ばれた。平均加療日数は39日で、最長加療日数は7か月であった。被害者の24% (83人) は身体的な後遺症を残し、62% (214人) は精神的な後遺症を残した。

加療日数を男女別にみると、女性被害者の83%、男性被害者の79%は30日未満の加療であった。しか

し、女性の被害者の中には、全治不能の被害者もいた。

表79 被害者の加療日数

	総 数	女性被害者	男性被害者
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
7日未満	31 (9.0)	28 (8.7)	3 (12.5)
7日以上30日未満	256 (74.2)	240 (74.3)	16 (66.7)
30日以上60日未満	28 (8.2)	26 (8.0)	2 (8.3)
60日以上90日未満	9 (2.6)	8 (2.5)	1 (4.2)
90日以上120日未満	2 (0.6)	2 (0.6)	0 (0.0)
120日以上150日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
150日以上180日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
180日以上210日未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
210日以上	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
全治不能	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)
非該当	13 (3.8)	12 (3.7)	1 (4.2)
不明	5 (1.4)	4 (1.2)	1 (4.2)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 非該当は、傷害がないものを計上している。

4 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ク 被害時の心理状況

被害時において、被害者の59%は「恐怖」を感じた。さらに、「無力感」を感じた者は9%、「経済的不安」を感じた者は5%いた。「家族観・結婚観」(例えば、子供のために家族は一緒にいるべきである、また、結婚をした時に、何があっても一生一緒にやっていると決めたのでそれに従いたい。)のために別れられないと思った被害者が9%、そして「愛情に変わることへの期待」を持っていた者が4%であった。なお、本調査の「被害時の心理状況」を構成するこれら5項目は内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実施調査」から導入された⁽¹¹⁸⁾。

t検定の結果をみると、被害時の被害者の心理状況には、男性被害者と女性被害者の間に有意差があったのは、「恐怖」の心理状況だけであった。女性被害者は男性被害者より被害時に、恐怖を感じていた($t=4.61, p=0.000$)。

(118) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実施調査」, 財務省印刷局, 2002, 39-45

表80 被害時の被害者の心理状況

恐怖

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	204 (59.0)	199 (61.8)	5 (20.8)
なし	90 (26.0)	75 (23.3)	15 (62.5)
不明	52 (15.0)	48 (14.9)	4 (16.7)

無気力

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	30 (8.7)	29 (9.0)	1 (4.2)
なし	267 (77.2)	247 (76.7)	20 (83.3)
不明	49 (14.1)	46 (14.3)	3 (12.5)

経済的不安

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	16 (4.6)	16 (5.0)	0 (0.0)
なし	291 (84.1)	269 (83.5)	22 (91.7)
不明	39 (11.3)	37 (11.5)	2 (8.3)

家族観・結婚観

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	30 (8.7)	29 (9.0)	1 (4.2)
なし	284 (82.1)	262 (81.4)	22 (91.7)
不明	32 (9.2)	31 (9.6)	1 (4.2)

愛情に変わることへの期待

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	15 (4.3)	14 (4.3)	1 (4.2)
なし	298 (86.1)	277 (86.0)	21 (87.5)
不明	33 (9.5)	31 (9.6)	1 (8.3)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

ケ 被害時の病気(身体・精神疾患)の有無

被害時の病気(身体・精神疾患)をみると、被害者の12%は病気に罹患していた。男女別にみると、女性被害者の12%と男性被害者の13%は病気に罹患していた。

加害者同様に、被害者も様々な病気を抱えていたが、女性被害者にみられる病気としては、うつ病、過換気症候群、糖尿病、乳癌、自立神経失調症、腰痛等であった。これに対して、男性被害者にみられ

る病気は不安神経症、腰痛、糖尿病等であった。

表81 被害時の病気(身体・精神疾患)の有無

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
あり	40 (11.6)	37 (11.5)	3 (12.5)
なし	201 (58.1)	191 (59.3)	10 (41.7)
不明	105 (30.3)	94 (29.2)	11 (45.8)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

コ 加害者の処分

被害者の加害者の処分に対する態度についてみると、被害者の11%は「被害届を取り下げしてほしい又は処分をしないでほしい」、14%は「厳しい処分をしなくてもよい」、38%は「厳しい処分をしてほしい」と述べている。

男女別にみると、男性被害者の13%と女性被害者の40%が加害者に対して、厳しい処分を希望し、男性被害者の33%と女性被害者の12%は、厳しい処分を希望しなかった。

表82 加害者の処分に対する被害者の態度

	総 数	女 性	男 性
総数	346 (100.0)	322 (100.0)	24 (100.0)
被害届を取り下げたい又は処分をしないで欲しい	39 (11.3)	36 (11.2)	3 (12.5)
厳しい処分をしなくてもよい	47 (13.6)	39 (12.1)	8 (33.3)
厳しい処分をして欲しい	133 (38.4)	130 (40.4)	3 (12.5)
不明	127 (36.7)	117 (36.3)	10 (41.7)

注1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 不明は事案に上記に関する記録がなかった件数を示す。

2 傷害の事案

(1) 事案の分析結果

ア 傷害事件における処分人員

傷害事件は330件であり、そのうち、女性加害者は23人(本調査の傷害事件における全加害者の7%)で、男性加害者は307人(93%)である。これらの事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は110件(33%)、略式請求が146件(44%)、公判請求が74件(22%)であった。

表83 傷害事件加害者の性別

	度 数	%
男	307	93.0
女	23	7.0
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表84 傷害事件検察処理区分

	度 数	%
不起訴	110	33.3
略式請求	146	44.2
公判請求	74	22.4
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

公判請求のうち、執行猶予が48件(公判請求のうち、65%)、実刑が21件(28%)、罰金が4件(5%)、その他(加害者死亡により、公訴棄却)が1件(1%)であった。執行猶予のうち、41件が単純執行猶予であり、7件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役1年3か月執行猶予3年5か月(懲役の期間は6か月から3年、執行猶予の期間は2年から5年)であった。また、実刑判決の刑期の平均は1年1か月(8か月から2年)であった。罰金となった事例における罰金額の平均は17万円(5万円から50万円)であった。

表85 傷害事件処理区別

	度 数	%
不起訴	110	33.3
略式起訴罰金	146	44.2
公判請求執行猶予	48	14.5
公判請求実刑	21	6.4
公判請求罰金	4	1.2
その他	1	0.3
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

男女別にみると、女性加害者23人のうち、不起訴は14件、略式命令は5件、公判請求は4件であった。公判請求は全て単純執行猶予で、執行猶予の平均は懲役1年5か月執行猶予3年3か月であった。罰金額の平均は18万円であった。

これに対して、男性加害者307人のうち、不起訴は96件、略式命令は141件、公判請求は70件であった。公判請求のうち、執行猶予は44件、実刑は21件、罰金は4件、その他は1件であった。執行猶予のうち、37件は単純執行猶予、7件は保護観察付執行猶予であり、執行猶予の平均は懲役1年3か月執行猶予3年5か月であった。実刑判決の刑期の平均は1年1か月であった。また、罰金の平均は17万円であった。

表86 男女別傷害事件検察処理区分

女性加害者

	度 数	%
不起訴	14	60.9
略式請求	5	21.7
公判請求	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
不起訴	96	31.3
略式請求	141	45.9
公判請求	70	22.8
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表87 男女別傷害事件処理区別

女性加害者

	度 数	%
不起訴	14	60.9
略式起訴罰金	5	21.7
公判請求執行猶子	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
不起訴	96	31.3
略式起訴罰金	141	45.9
公判請求執行猶子	44	14.3
公判請求実刑	21	6.8
公判請求罰金	4	1.3
その他	1	0.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表88 男女別傷害事件判決状況

女性加害者

	度 数	%
単純執行猶予	4	17.4
罰金	5	21.7
非該当	14	60.9
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
単純執行猶予	37	12.1
観察付執行猶予	7	2.3
罰金	145	47.2
実刑	21	6.8
非該当	97	31.6
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は不起訴・その他の処理件数である。

表89 傷害事件判決刑期（実刑）

男性加害者

月	度 数	%
8	3	1.0
10	7	2.3
12	1	0.3
14	5	1.6
16	2	0.7
18	2	0.7
24	1	0.3
非該当	286	93.1
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 女性の実刑はなかった。

3 非該当は、実刑以外の処理件数である。

表90 男女別傷害事件判決刑期（執行猶予付）

女性加害者

月	度 数	%
10	1	4.3
18	2	8.7
20	1	4.3
非該当	19	82.6
合計	23	100.0

男性加害者

月	度 数	%
6	2	0.7
8	6	2.0
10	3	1.0
12	16	5.2
14	1	0.3
18	6	2.0
20	1	0.3
24	6	2.0
30	1	0.3
36	2	0.7
非該当	263	85.6
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

注2 非該当は執行猶予以外の処理件数である。

表91 男女別傷害事件執行猶予付判決の猶予期間

女性加害者

月	度数	%
36	3	13.0
48	1	3.3
非該当	19	82.6
合計	23	100.0

男性加害者

月	度数	%
24	1	0.3
36	29	9.4
48	10	3.3
60	4	1.3
非該当	263	85.7
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は執行猶予以外の処理件数である。

表92 男女別傷害事件判決刑期（罰金）

女性加害者

万 円	度 数	%
10	2	8.7
20	2	8.7
30	1	4.3
非該当	18	78.3
合計	23	100.0

男性加害者

万 円	度 数	%
5	2	0.7
7	3	1.0
8	3	1.0
10	55	17.9
15	24	7.8
20	30	9.8
30	25	8.1
40	1	0.3
50	2	0.7
非該当	162	52.8
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

注2 非該当は罰金以外の処理件数である。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力を頻度の多い順にみると、「拳骨で殴る」202件（本調査の傷害事件における全加害者の61%）、「足で蹴る」171件（52%）、「平手で打つ」91件（28%）、「髪を引っ張る」89件（27%）、「押し倒す」75件（23%）、「体を傷つける可能性のある物で殴る」55件（17%）、「刃物などの凶器を体に突きつける」52件（16%）、「引きずりまわす」43件（13%）、「首を絞める」38件（12%）、「物を投げつける」37件（11%）、「腕をねじる」10件（3%）であった。

表93 傷害事件身体的暴力の内容

全体

平手で打つ

	度 数	%
あり	91	27.6
なし	230	69.7
不明	9	2.7

足で蹴る

あり	171	51.8
なし	156	47.3
不明	3	0.9

傷つける可能性のある物で殴る

あり	55	16.7
なし	264	80.0
不明	11	3.3

拳骨で殴る

あり	202	61.2
なし	120	36.4
不明	8	2.4

凶器を体に突きつける

あり	52	15.8
なし	275	83.3
不明	3	0.9

髪を引っ張る

あり	89	27.0
なし	234	70.9
不明	7	2.1

首を絞める

あり	38	11.5
なし	286	86.7
不明	6	1.8

腕をねじる

あり	10	3.0
なし	307	93.0
不明	13	3.9

引きずり回す

あり	43	13.0
なし	277	83.9
不明	10	3.0

物を投げつける

あり	37	11.2
なし	289	87.6
不明	4	1.2

押し倒す

あり	75	22.7
なし	247	74.8
不明	8	2.4

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性加害者

平手で打つ

	度 数	%
あり	3	13.0
なし	20	87.0

足で蹴る

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

傷つける可能性のある物で殴る

あり	5	21.7
なし	17	73.9
不明	1	4.3

拳骨で殴る

あり	6	26.1
なし	17	73.9

凶器を体に突きつける

あり	16	69.6
なし	6	26.1
不明	1	4.3

髪を引っ張る

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

首を絞める

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

腕をねじる

あり	0	0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

引きずり回す

あり	0	0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

物を投げつける

あり	2	8.7
なし	21	91.3

押し倒す

あり	0	0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

合計	23	100.0
----	----	-------

男性加害者

平手で打つ

	度 数	%
あり	88	28.7
なし	210	68.4
不明	9	2.9

足で蹴る

あり	167	54.4
なし	138	45.0
不明	2	0.7

傷つける可能性のある物で殴る

あり	50	16.3
なし	247	80.5
不明	10	3.3

拳骨で殴る

あり	196	63.8
なし	103	33.6
不明	8	2.6

凶器を体に突きつける

あり	36	11.7
なし	269	87.6
不明	2	0.7

髪を引っ張る

あり	89	29.0
なし	212	69.1
不明	6	2.0

首を絞める

あり	37	12.1
なし	265	86.3
不明	5	1.6

腕をねじる

あり	10	3.3
なし	285	92.8
不明	12	3.9

引きずり回す

あり	43	14.0
なし	255	83.1
不明	9	2.9

物を投げつける

あり	35	11.4
なし	268	87.3
不明	4	1.3

押し倒す

あり	75	24.4
なし	225	73.3
不明	7	2.3

合計	307	100.0
----	-----	-------

注1 法務総合研究所の調査による。

2 不明は、事件記録では有無がわからないものである。

平均的加療日数は39日であった。妊娠中に暴力を受けた被害者は38人（本調査の傷害事件における全被害者の12%）であった。

表94 傷害事件被害の加療期間

全体

	度 数	%
7日未満	30	9.1
7日以上30日未満	256	77.5
30日以上60日未満	25	7.6
60日以上90日未満	9	2.7
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0
150日以上180日未満	0	0
180日以上210日未満	0	0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	6	1.8
合計	330	100.0
平均加療日数 39.2日		

女性加害者

	度 数	%
7日未満	3	13.0
7日以上30日未満	16	68.8
30日以上60日未満	1	4.3
60日以上90日未満	1	4.3
不明	2	8.7
合計	23	100.0
平均加療日数 13.4日		

男性加害者

	度 数	%
7日未満	27	8.9
7日以上30日未満	240	78.3
30日以上60日未満	24	7.8
60日以上90日未満	8	2.6
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0
150日以上180日未満	0	0

180日以上210日未満	0	0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	4	1.3
合計	307	100.0
平均加療日数 41.0日		

注 法務総合研究所の調査による。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は116人（本調査の傷害事件における全加害者の35%）であり，そのうち，ナイフ・包丁が44件（38%）と一番多かった。

表95 傷害事件凶器使用の有無

全体

	度 数	%
あり	116	35.2
なし	210	63.6
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	21	91.3
なし	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	95	30.9
なし	208	67.8
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力を頻度の多い順にみると、「罵声をあげて怒鳴る」211件（本調査の傷害事件における全加害者の64%）、「生活費を渡さない」85件（26%）、「命令口調でものを言う」53件（16%）、「暴力を加える素振りをする」35件（11%）、「被害者が大切にしている物を捨てる」31件（9%）、「被害者が誰と付き

合ってよいかを制限し、誰と付き合っているかをチェックする」30件（9%）、「被害者が外で働くこと禁止し、仕事を辞めさせたりする」20件（6%）、「子供に危害を加えると脅す」18件（5%）、「親兄弟に危害を加えると脅す」14件（4%）、「誰のおかげで生活しているのだと言う」12件（4%）、「無視する」4件（1%）であった。

表96 傷害事件精神的暴力の内容

全体

大声で怒鳴る

	度 数	%
あり	211	63.9
なし	29	8.8
不明	90	27.3

誰のおかげで生活できるのだ

あり	12	3.6
なし	189	57.3
不明	129	39.1

付き合いの制限・チェック

あり	30	9.1
なし	180	54.5
不明	120	36.4

無視する

あり	4	1.2
なし	204	61.8
不明	122	37.0

命令口調でものを言う

あり	53	16.1
なし	146	44.2
不明	131	40.7

大切な物を捨てる

あり	31	9.4
なし	173	52.4
不明	126	32.4

生活費を渡さない

あり	85	25.8
なし	138	41.8
不明	107	32.4

仕事の制限をする

あり	20	6.1
なし	208	63.0
不明	102	30.9

子供に危害を与えると脅す

あり	18	5.5
なし	179	54.2
不明	133	40.4

暴力の素振りをする

あり	35	10.6
なし	137	41.5
不明	158	47.9

被害者の親兄弟に危害を加えると脅す

あり	14	4.2
なし	183	55.5
不明	133	40.3

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性加害者

大声で怒鳴る

	度 数	%
あり	9	39.1
なし	5	21.7
不明	9	39.1

誰のおかげで生活できるのだ

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

付き合いの制限・チェック

あり	3	13.0
なし	14	60.9
不明	6	26.1

無視する

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

命令口調でものを言う

あり	1	4.3
なし	14	60.9
不明	8	34.8

大切な物を捨てる

あり	4	17.4
なし	11	47.8
不明	8	34.8

生活費を渡さない

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

仕事の制限をする

あり	0	0
なし	15	65.2
不明	8	34.7

子供に危害を与えると脅す

あり	0	0
なし	10	43.5
不明	13	56.5

暴力の素振りをする

あり	3	13.0
なし	12	52.2
不明	8	34.7

被害者の親兄弟に危害を加えると脅す

あり	0	0
なし	14	60.9
不明	9	39.1

合計	23	100.0
----	----	-------

男性加害者

大声で怒鳴る

あり	202	65.8
なし	24	7.8
不明	81	26.4

誰のおかげで生活できるのだ

あり	12	3.9
なし	175	57.0
不明	120	33.6

付き合いの制限・チェック

あり	27	8.8
なし	166	54.1
不明	114	37.1

無視する

あり	4	1.3
なし	190	61.9
不明	113	36.8

命令口調でものを言う

あり	52	16.9
なし	132	43.0
不明	123	40.1

大切な物を捨てる

あり	27	8.8
なし	162	52.8
不明	118	38.4

生活費を渡さない

あり	85	27.7
なし	124	40.4
不明	98	31.9

仕事の制限をする

あり	20	6.5
なし	193	62.9
不明	94	30.6

子供に危害を与えると脅す

あり	18	5.9
なし	169	55.0
不明	120	39.1

暴力の素振りをする

あり	32	10.4
なし	125	40.7
不明	150	48.9

被害者の親兄弟に危害を加えると脅す

あり	14	4.6
なし	169	55.0
不明	124	40.4

合計	307	100.0
----	-----	-------

注 法務総合研究所の調査による。

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を要求する」27件（本調査の傷害事件における全加害者の8%）、「妊娠の中絶を強要する」6件（2%）、「避妊に協力しない」2件（1%）であった。

表97 傷害事件性的暴力の内容

全体

性的行為を強要する

	度 数	%
あり	27	8.2
なし	161	48.8
不明	142	43.0
合計	330	100.0

中絶を強要する

あり	6	1.8
なし	170	51.5
不明	154	46.7
合計	330	100.0

避妊に協力しない

あり	2	0.6
なし	179	54.2
不明	149	45.1
合計	330	100.0

女性加害者

性的行為を強要する

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	15	65.2
不明	8	34.8
合計	23	100.0

中絶を強要する

あり	0	0.0
なし	0	0.0
不明	23	100.0
合計	23	100.0

避妊に協力しない

あり	0	0.0
なし	15	65.2
不明	8	34.8
合計	23	100.0

男性加害者

性的行為を強要する

	度 数	%
あり	27	8.8
なし	146	47.6
不明	134	43.6
合計	307	100.0

中絶を強要する

あり	6	2.0
なし	170	55.4
不明	131	42.7
合計	307	100.0

避妊に協力しない

あり	2	0.7
なし	164	53.4
不明	141	45.9
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

c ストーカー行為

ストーカー行為を行った加害者は、本調査の傷害事件における全加害者の7%（22人）であった。

表98 傷害事件ストーカー行為の有無

全体

	度 数	%
あり	22	6.7
なし	301	91.2
不明	7	2.1
合計	330	100.0

女性加害者

あり	1	4.3
なし	22	95.7
合計	23	100.0

男性加害者

あり	21	6.8
なし	279	90.0
不明	7	2.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

オ 類似行為

過去に、265人（本調査の傷害事件における全加害者の80%）の加害者は類似行為を行っていた。過去の類似行為は、平均で5.6年続いていた。

表99 傷害事件類似行為の有無

全体

	度 数	%
あり	265	80.3
なし	35	10.6
不明	30	9.1
合計	330	100.0

女性加害者

あり	12	52.2
なし	9	39.1
不明	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

あり	253	82.4
なし	26	8.5
不明	28	9.1
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表100 傷害事件類似行為の継続期間

全体

	度 数	%
1年未満	32	9.6
1年以上5年未満	103	29.0
5年以上10年未満	35	10.5
10年以上15年未満	25	7.5
15年以上20年未満	4	1.2
20年以上25年未満	2	0.6
25年以上30年未満	5	1.5
30年以上35年未満	4	1.2
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	35	10.6
不明	84	25.5
平均期間 5.6年		

女性加害者

1年未満	0	0.0
1年以上5年未満	6	26.0
5年以上10年未満	1	4.3
非該当	9	39.1
不明	7	30.4
平均期間 2.8年		

男性加害者

	度 数	%
1年未満	32	4.4
1年以上5年未満	97	31.6
5年以上10年未満	34	11.0
10年以上15年未満	25	8.2
15年以上20年未満	4	1.3
20年以上25年未満	2	0.7
25年以上30年未満	5	1.7
30年以上35年未満	4	1.4
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	26	8.5
不明	77	25.1
合計	307	100.0
平均期間 5.7年		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、類似行為がないことである。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると、年々暴力の頻度が増す傾向にあった。事件発生1年前の頻度は、5年前と比較して、「毎日」が本調査の傷害事件における全加害者の1%から3%に増加し、「たびたび」が24%から37%に増加し、「時々」が15%から19%に増加し、「まれに」が6%とほぼ変化なく、「なし」が5%から3%に減少した。

表101 傷害事件類似行為の頻度の比較

全体

過去5年間の頻度

	度 数	%
毎日	4	1.2
たびたび	80	24.2
時々	50	15.2
まれに	19	5.8
なし	17	5.2
不明	160	48.5
合計	330	100.0

過去1年間の頻度

毎日	11	3.3
たびたび	123	37.3
時々	63	19.1
まれに	21	6.4
なし	9	2.7
不明	103	31.2
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていた加害者は138人（本調査の傷害事件における全加害者の42%）であった。

表102 傷害事件子供の前でのDVの有無

全体

	度数	%
行っていた	138	41.8
行っていない	46	13.9
非該当	67	20.3
不明	79	23.9
合計	330	100.0

女性加害者

	度数	%
行っていた	7	30.4
行っていない	5	21.7
非該当	10	43.5
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度数	%
行っていた	131	42.7
行っていない	41	13.4
非該当	57	18.6
不明	78	25.4
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は子供がいない場合及び子供と一緒に暮らしていない場合等を含む。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者と被害者が配偶者関係にあった事案は194件（本調査の傷害事件における全対象件数の59%）、元配偶者関係にあったものは62件（19%）、内縁関係にあったものは68件（21%）、元内縁関係にあったものは6件（2%）であった。

表103 加害者と被害者の配偶者関係

全体

	度 数	%
配偶者	194	58.8
元配偶者	62	18.8
内縁	68	20.6
元内縁	6	1.8
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
配偶者	14	60.9
元配偶者	3	13.0
内縁	6	26.1
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
配偶者	180	58.6
元配偶者	59	19.2
内縁	62	20.2
元内縁	6	2.0
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

被害者と加害者の平均の「関係期間」（付き合いはじめてから事件当日までの期間）は10年であり、平均の同居期間は8年5ヶ月である。さらに、233件（本調査の傷害事件における全対象件数の71%）は同居していた。4件は40年以上同居していた。

表104 傷害事件被害者と加害者の関係期間・同居期間
全体
関係期間

	度 数	%
1年未満	22	6.6
1年以上5年未満	102	30.6
5年以上10年未満	66	19.8
10年以上15年未満	44	13.3
15年以上20年未満	33	9.9
20年以上25年未満	21	6.3
25年以上30年未満	10	3.0
30年以上35年未満	9	2.7
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	3	0.9
45年以上50年未満	2	0.6
50年以上	1	0.3
不明	16	4.8
合計	330	100.0
平均期間 119.7か月		

同居期間

	度 数	%
1年未満	45	13.5
1年以上5年未満	106	31.8
5年以上10年未満	58	17.6
10年以上15年未満	47	14.1
15年以上20年未満	27	8.1
20年以上25年未満	16	4.8
25年以上30年未満	8	2.1
30年以上35年未満	7	2.1
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	3	0.9
45年以上50年未満	0	0.0
50年以上	1	0.3
不明	11	3.3
合計	330	100.0
平均期間 101.1か月		

注 法務総合研究所の調査による。

女性加害者
関係期間

	度 数	%
1年未満	5	21.7
1年以上5年未満	8	34.8
5年以上10年未満	4	17.3
10年以上15年未満	3	13.0
15年以上20年未満	2	8.6
20年以上25年未満	1	4.3
25年以上30年未満	0	0.0
30年以上35年未満	0	0.0
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上45年未満	1	4.3
45年以上50年未満	0	0.0
50年以上	1	4.3
不明	3	13.0
合計	23	100.0
平均期間 131.8か月		

同居期間

	度 数	%
1年未満	5	21.7
1年以上5年未満	8	34.8
5年以上10年未満	4	17.3
10年以上15年未満	1	4.3
15年以上20年未満	1	4.3
20年以上25年未満	1	4.3
25年以上30年未満	0	0.0
30年以上35年未満	0	0.0
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上45年未満	1	4.3
45年以上50年未満	0	0.0
50年以上	1	4.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0
平均期間 102.6か月		

男性加害者
関係期間

	度 数	%
1年未満	20	6.6
1年以上5年未満	96	31.4
5年以上10年未満	62	17.9
10年以上15年未満	41	13.1
15年以上20年未満	31	9.0
20年以上25年未満	20	6.5
25年以上30年未満	10	3.2
30年以上35年未満	9	2.9
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	2	0.3
45年以上50年未満	2	0.6
50年以上	0	0.0
不明	13	4.2
合計	307	100.0
平均期間 118.9か月		

同居期間

	度 数	%
1年未満	40	13.2
1年以上5年未満	98	32.0
5年以上10年未満	54	15.3
10年以上15年未満	46	14.9
15年以上20年未満	26	8.3
20年以上25年未満	15	4.7
25年以上30年未満	8	2.5
30年以上35年未満	7	2.3
35年以上40年未満	1	0.3
40年以上45年未満	2	0.6
不明	10	3.3
合計	307	100.0
平均期間 100.9か月		

注 法務総合研究所の調査による。

加害者と被害者の出会いの場所についてみると、151件(本調査の傷害事件における全対象件数の46%)は職場を通してであった。事件当時配偶者関係にあった被害者のうち、104人(本調査の傷害事件における全被害者の32%)は事件後離婚の申請をした。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、33人(本調査の傷害事件における全加害者の10%)の加害者は結婚又は内縁関係成立以前(平均して、結婚又は内縁関係成立の1.2年前)から暴力を振るっていた。これに対して、229人(69%)の加害者は、結婚又は内縁関係成立後(平均して、結婚又は内縁関係成立して3.3年後)から暴力を振るっていた。

表105 傷害事件 DV 開始時期

開始時期

全体

	度 数	%
結婚前から	33	10.0
結婚後から	229	69.4
不明	68	20.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
結婚前から	0	0.0
結婚後から	10	43.5
不明	13	56.5
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
結婚前から	33	10.7
結婚後から	219	71.3
不明	55	17.9
合計	307	100.0

DV 開始が結婚前の場合の年数

全体

	度 数	%
0年	8	2.4
1年	15	4.5
2年	3	0.9
3年	1	0.3
4年	1	0.3
5年	0	0.0
6年	0	0.0
7年	0	0.0
8年	1	0.3
非該当	229	69.4
不明	72	21.8
合計	330	100.0
平均 1.2年		

女性加害者

	度 数	%
非該当	10	43.5
不明	13	56.5
合計	23	100.0
平均 非該当		

男性加害者

	度 数	%
0年	9	3.1
1年	16	5.2
2年	3	1.0
3年	1	0.3
4年	1	0.3
5年	0	0.0
6年	0	0.0
7年	0	0.0
8年	2	0.7
非該当	219	71.3
不明	59	19.2
合計	307	100.0
平均 1.6年		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、結婚前にはDVを行っていないことを示す。

DV 開始が結婚後の場合の年数

全体

	度 数	%
1年未満	107	32.3
1年以上5年未満	49	14.8
5年以上10年未満	10	3.0
10年以上15年未満	11	3.3
15年以上20年未満	8	2.4
20年以上25年未満	1	0.3
25年以上30年未満	1	0.3
30年以上35年未満	3	0.9
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	33	10.0
不明	106	32.1
合計	330	100.0
平均期間 3.3年		

女性加害者

	度 数	%
1年未満	4	17.4
1年以上5年未満	4	17.4
5年以上10年未満	0	0.0
10年以上15年未満	1	4.3
不明	14	60.9
合計	23	100.0
平均期間 2.3年		

男性加害者

	度 数	%
1年未満	103	33.7
1年以上5年未満	45	14.8
5年以上10年未満	10	3.3
10年以上15年未満	10	3.3
15年以上20年未満	8	2.5
20年以上25年未満	1	0.3
25年以上30年未満	1	0.3
30年以上35年未満	3	1.0
35年以上40年未満	0	0.0
40年以上	1	0.3
非該当	33	10.7
不明	92	30.0
合計	307	100.0
平均期間 3.3年		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、類似行為を行っていないことである。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」は本調査の傷害事件における全加害者の26% (85人), 「ほとんど男性が負担」が10% (32人), 「お互い半分で負担」が14% (45人), 「全面的に女性が負担」が8% (28人), 「ほとんど女性が負担」が7% (23人), 「どちらも負担しない」が7% (22人) であった。

表106 傷害事件経済的な負担の割合

全体

	度 数	%
全面的に男性が負担	85	25.8
ほとんど男性が負担	32	9.7
お互い半々で負担	45	13.6
ほとんど女性が負担	23	7.0
全面的に女性が負担	28	8.5
どちらも負担しない	22	6.7
不明	95	28.8
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
全面的に男性が負担	9	39.1
ほとんど男性が負担	2	8.7
お互い半々で負担	2	8.7
ほとんど女性が負担	2	8.7
全面的に女性が負担	2	8.7
不明	6	26.1
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
全面的に男性が負担	76	24.8
ほとんど男性が負担	30	9.8
お互い半々で負担	43	14.0
ほとんど女性が負担	21	6.8
全面的に女性が負担	26	8.5
どちらも負担しない	22	7.2
不明	89	29.0
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

エ 家族構成

犯行時において、カップルが同居していた事案は本調査の傷害事件における全対象者の71% (233件) であるが、そのうち「カップルのみ」は73件 (31%)、「カップルと子供」は128件 (55%)、「カップルと親族」は7件 (3%)、「カップル、子供と親族」は22件 (9%) であり、単身の加害者は48人 (本調査

の傷害事件における全対象者の15%)であった。

犯行後の家族構成をみると、犯行時と比較して「単身の加害者」は150%増加し、「その他」(例えば、加害者の父・母と同居)が88%増加した。これに対して「カップルのみ」(73%減)、「カップルと子供」(54%減)、「カップルと親族」(86%減)、「カップル、子供と親族」(59%減)となった。

表107 傷害事件犯行時及び事件後の家族構成

全体

犯行時

	度 数	%
単身	48	14.5
カップルのみ	73	22.1
カップルと子供	128	38.8
カップルと親族	7	2.1
カップルと子供, 親族	22	6.7
その他	43	13.0
不明	9	2.7
合計	330	100.0

事件後

	度 数	%
単身	120	36.4
カップルのみ	20	6.1
カップルと子供	59	17.9
カップルと親族	1	0.3
カップルと子供, 親族	9	2.7
その他	81	24.5
不明	40	12.1
合計	330	100.0

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、男性93% (307人)、女性7% (23人)であった。平均年齢は39.7歳 (19歳から71歳)であった。

表108 傷害事件加害者の性別

	度 数	%
男	307	93.0
女	23	7.0
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表109 傷害事件加害者の年齢

全体

	度 数	%
10代	1	0.3
20代	73	22.1
30代	97	29.4
40代	85	25.8
50代	58	17.6
60代	14	4.2
70代	2	0.6
合計	330	100.0
平均年齢 39.7歳		

女性加害者

	度 数	%
10代	0	0.0
20代	3	13.0
30代	7	30.5
40代	6	26.1
50代	5	21.7
60代	2	8.7
合計	23	100.0
平均年齢 41.9歳		

男性加害者

	度 数	%
10代	1	0.3
20代	70	22.8
30代	90	29.8
40代	79	25.8
50代	53	17.2
60代	12	3.9
70代	2	0.7
合計	307	100.0
平均年齢 39.5歳		

注 法務総合研究所の調査による。

加害者の学歴は、中学卒業未満が2人（今回の傷害事件における加害者の1%）、中学卒業が110人（33%）、高校中退が60人（18%）、高校卒業が90人（27%）、大学中退が7人（2%）、大学卒業が27人（8%）、各種専門学校等中退が6人（2%）、各種専門学校等卒業が20人（6%）、その他（大学院卒業等）が5人（2%）であった。

表110 傷害事件加害者の学歴

全体

	度 数	%
中学校卒業未満	2	0.6
中学卒業	110	33.3
高校中退	60	18.2
高校卒業	90	27.3
大学中退	7	2.1
大学卒業	27	8.2
各種専門学校等中退	6	1.8
各種専門学校等卒業	20	6.1
その他	5	1.5
不明	3	0.9
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
中学校卒業未満	1	4.3
中学卒業	7	30.4
高校中退	6	26.1
高校卒業	4	17.4
大学中退	2	8.7
大学卒業	1	4.3
各種専門学校等卒業	1	4.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
中学校卒業未満	1	0.3
中学卒業	103	33.6
高校中退	54	17.6
高校卒業	86	28.0
大学中退	5	1.6
大学卒業	26	8.5
各種専門学校等中退	6	2.0
各種専門学校等卒業	19	6.2
その他	5	1.6
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

本調査の傷害事件における加害者の69% (229人) は職業に就いており、27% (88人) は職に就いておらず、3% (11人) は家事専業であった。就業者のうち、92%が常勤であった。

表111 傷害事件加害者の職業の有無

全体

	度 数	%
あり	229	69.4
なし	88	26.7
家事専業	11	3.3
不明	2	0.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	8	34.8
なし	5	21.7
家事専業	10	43.5
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	221	72.0
なし	83	27.0
家事専業	1	0.3
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

職種に関してみると、建設関係が66人(本調査の傷害事件における全加害者の20%)、運輸関係が28人(8%)、サービス関係が28人(8%)、販売関係が22人(7%)、オフィスワーカーが7人(2%)とその他(例えば、医療関係等)が78人(24%)であった。生活保護を受けている者は本調査の傷害事件における全加害者の3%(9人)であった。

表112 傷害事件加害者の職種

全体

	度 数	%
販売関係	22	6.7
運輸関係	28	8.5
サービス関係	28	8.5
建設関係	66	20.0
オフィスワーカー	7	2.1
その他	78	23.6
非該当	99	30.0
不明	2	0.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
サービス関係	5	21.7
その他	3	13.0
非該当	15	65.2
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
販売関係	22	7.2
運輸関係	28	9.1
サービス関係	23	7.5
建設関係	66	21.5
オフィスワーカー	7	2.3
その他	75	24.4
非該当	84	27.4
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は非就業者及び家事専業である。

過去5年間の転職をみると、126人(本調査の傷害事件における全加害者の38%)は転職がなく、65人(20%)は1回、75人(23%)は2回以上であった。

表113 傷害事件加害者の転職回数

全体

	度 数	%
なし	126	38.2
1回	65	19.7
2回以上	75	22.7
不明	64	19.4
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
なし	6	26.1
1回	2	8.7
2回以上	2	8.7
不明	13	56.5
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
なし	120	39.1
1回	63	20.5
2回以上	73	23.8
不明	51	16.6
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

収入に関しては、225人(本調査の傷害事件における全加害者の68%)は収入があり、平均年収(mean)は381万円(中央値に当たる median 年収は300万円)であった。年収を男女別にみると、男性加害者の平均年収(mean)は382万円(中央値に当たる median 年収は300万円)であり、女性加害者の平均年収(mean)は374万円(中央値に当たる median 年収は312万円)であった。

表114 傷害事件加害者の収入の有無

全体

	度 数	%
あり	225	74.0
なし	79	26.0
合計	304	100.0

女性加害者

あり	7	58.3
なし	5	41.7
合計	12	100.0

男性加害者

あり	218	74.7
なし	74	25.3
合計	292	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非就業者、家事専業及び不明を除く。

年収

全体

万 円	度 数	%
100万円未満	8	3.6
100万円以上200万円未満	16	7.1
200万円以上300万円未満	54	24.0
300万円以上400万円未満	62	27.6
400万円以上500万円未満	13	5.8
500万円以上600万円未満	6	2.7
600万円以上700万円未満	8	3.6
700万円以上800万円未満	4	1.8
800万円以上900万円未満	2	0.9
900万円以上1,000万円未満	2	0.9
1,000万円以上	9	4.0
不明	41	18.2
合計	225	100.0
平均値 381万円		
中央値 300万円		

女性加害者

100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	0	0.0
200万円以上300万円未満	1	14.3
300万円以上400万円未満	4	57.1
400万円以上500万円未満	0	0.0
500万円以上600万円未満	0	0.0
600万円以上700万円未満	0	0.0
700万円以上800万円未満	1	14.3
不明	1	14.3
合計	7	100.0
平均値 374万円		
中央値 312万円		

男性加害者

100万円未満	8	3.7
100万円以上200万円未満	16	7.3
200万円以上300万円未満	53	24.3
300万円以上400万円未満	58	26.6
400万円以上500万円未満	13	6.0
500万円以上600万円未満	6	2.8
600万円以上700万円未満	8	3.7
700万円以上800万円未満	3	1.4
800万円以上900万円未満	2	0.9
900万円以上1,000万円未満	2	0.9
1,000万円以上	9	4.1
不明	40	18.3
合計	218	100.0
平均値 382万円		
中央値 300万円		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 年収のある者のみである。

さらに、1年以上不就業の者は本調査の傷害事件における全加害者の17% (57人) であり、又本調査の傷害事件における全加害者の26% (85人) はサラ金借財 (ギャンブル・遊興費・生活費に使用) があつた。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が本調査の傷害事件における全加害者の56% (184人)、1犯が18% (58人)、2犯が9% (31人)、3犯が7% (22人)、4犯以上が9% (31人)であった。前科となった犯罪は多様であるが、傷害、道路交通関係、過失傷害が上位3種類の犯罪であった。

表115 傷害事件加害者の前科回数

全体

	度 数	%
0回	184	55.8
1回	58	17.6
2回	31	9.4
3回	22	6.7
4回	13	3.9
5回	5	1.5
6回	2	0.6
7回以上	11	3.3
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

0回	20	87.0
1回	3	13.0
合計	23	100.0

男性加害者

0回	164	53.4
1回	55	17.9
2回	31	10.1
3回	22	7.2
4回	13	4.2
5回	5	1.6
6回	2	0.7
7回以上	11	3.6
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

b 前歴

前歴については、「前歴なし」が234人(本調査の傷害事件における全加害者の71%), 1回が49人(15%), 2回が23人(7%), 3回が12人(4%), 4回以上が8人(2%)であった。前科同様に, 前歴となった犯罪は多様であるが, 上位3種類の犯罪は傷害, 窃盗, 道路交通関係であった。

表116 傷害事件加害者の前歴回数

全体

	度 数	%
0回	234	70.9
1回	49	14.8
2回	23	7.0
3回	12	3.6
4回	5	1.5
5回	2	0.6
7回以上	1	0.3
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
0回	23	100.0
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
0回	211	68.7
1回	49	16.0
2回	23	7.5
3回	12	3.9
4回	5	1.6
5回	2	0.7
7回以上	1	0.3
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

c 少年時の逮捕歴(保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合)

本調査の傷害事件における全加害者の19%(61人)に少年時の逮捕歴があり, うち, 逮捕歴1回が51%(31人), 2回が16%(10人), 3回が7%(4人), 不明が26%(16人)であった。

表117 傷害事件加害者少年時の逮捕の有無

全体

	度 数	%
あり	61	18.5
なし	244	73.9
不明	25	7.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	60	19.5
なし	223	72.6
不明	24	7.8
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時代の逮捕時の犯罪も多様であったが、窃盗、毒劇法、傷害が上位3種類の犯罪であった。

e 保護処分等

本調査の傷害事件における全加害者の13% (44人) は保護観察・少年院歴があり、うち、保護観察・少年院歴1回が50% (22人)、2回が27% (12人)、3回が7% (3人)、4回が2% (1人)、5回が5% (2人)、不明が9% (4人) であった。

表118 傷害事件加害者保護処分等の有無

全体

	度 数	%
あり	44	13.3
なし	267	80.9
不明	19	33.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	43	14.0
なし	246	80.1
不明	18	5.9
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

f 暴力団

本調査の傷害事件における全加害者の12% (41人) は暴力団加入歴があった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

本調査の傷害事件における全加害者の15% (51人) は薬物使用歴があり、うち、覚せい剤使用が57%、有機溶剤33%、大麻2%、2種類以上が8%であった。犯行時に薬物(例えば、覚せい剤、有機溶剤等)を使用した者は本調査の傷害事件における全加害者の2% (5人) であった。

表119 傷害事件加害者の薬物使用歴の有無

全体

	度 数	%
あり	51	15.5
なし	267	80.9
不明	12	3.6
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	21	91.3
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	49	12.7
なし	246	84.7
不明	12	2.6
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

b 飲酒

本調査の傷害事件における全加害者の75% (249人) は飲酒の習慣があり, そのうち, 酒癖が悪かった者は99人 (40%) であった。犯行時, 170人 (飲酒習慣のある加害者の68%) が飲酒状態であった。

表120 傷害事件加害者の飲酒習慣の有無

全体

	度 数	%
あり	249	75.5
なし	33	10.0
不明	48	14.8
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	16	69.6
なし	5	21.7
不明	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	233	75.9
なし	28	9.1
不明	46	15.0
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

エ 子供への虐待

本調査の傷害事件における全加害者の16% (54人) は子供 (我が子及び継子を含む) に対して暴力を振るっていた。

オ 暴力の合理化

本調査の傷害事件における全加害者の36% (118人) は, 暴力は「自分の責任ではない」, 11% (36人)

は「脅すつもりだけ」、6% (21人) は「自分が被害者だ」、5% (16人) は「しつけとしてやっている」、1% (2人) は「被害者はいない」、0.3% (1人) は「皆がやっている」と、暴力の合理化をした。

表121 傷害事件加害者の暴力の合理化

全体

自分の責任ではない

	度 数	%
あり	118	35.8
なし	194	58.8
不明	18	5.5
合計	330	100.0

自分が被害者だ

	度 数	%
あり	21	6.4
なし	296	89.7
不明	13	3.9
合計	330	100.0

誰も被害者はいない

	度 数	%
あり	2	0.6
なし	317	96.1
不明	11	3.3
合計	330	100.0

皆がやっている

	度 数	%
あり	1	0.3
なし	319	97.7
不明	10	3.0
合計	330	100.0

しつけとしてやっている

	度 数	%
あり	16	4.8
なし	305	92.4
不明	9	2.7
合計	330	100.0

脅すつもりだけ

	度 数	%
あり	36	10.9
なし	281	85.2
不明	13	3.9
合計	330	100.0

女性加害者

自分の責任ではない

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	18	78.3
合計	23	100.0

自分が被害者だ

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	21	91.3
合計	23	100.0

誰も被害者はいない

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	23	100.0
合計	23	100.0

皆がやっている

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	23	100.0
合計	23	100.0

しつけとしてやっている

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	23	100.0
合計	23	100.0

脅すつもりだけ

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	18	78.3
合計	23	100.0

男性加害者

自分の責任ではない

	度 数	%
あり	113	36.8
なし	176	57.3
不明	18	5.8
合計	307	100.0

自分が被害者だ

	度 数	%
あり	19	6.2
なし	275	89.6
不明	13	4.2
合計	307	100.0

誰も被害者はいない

	度 数	%
あり	2	0.7
なし	294	95.8
不明	11	3.6
合計	307	100.0

みんながやっている

	度 数	%
あり	1	0.3
なし	296	96.4
不明	10	3.3
合計	307	100.0

しつけとしてやっている

	度 数	%
あり	16	5.2
なし	282	91.9
不明	9	2.9
合計	307	100.0

脅すつもりだけ

	度 数	%
あり	31	10.1
なし	263	85.7
不明	13	4.2
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

カ 家族・他人との関係

本調査の傷害事件における全加害者の2%（8人）は、家族との関係は良く、19%（63人）は普通で、64%（212人）は悪かった。他人との関係については、本調査の傷害事件における全加害者の7%（24人）は良く、27%（89人）は普通で、15%（50人）は悪かった。

表122 傷害事件加害者の家族及び他人との関係

全体

家族との関係

	度 数	%
良	8	2.4
普通	63	19.1
悪	212	64.2
不明	47	14.2
合計	330	100.0

他人との関係

	度 数	%
良	24	7.3
普通	89	27.0
悪	50	15.2
不明	167	50.6
合計	330	100.0

女性加害者

家族との関係

	度 数	%
良	1	4.3
普通	9	39.1
悪	10	43.5
不明	3	13.4
合計	23	100.0

他人との関係

	度 数	%
良	1	4.3
普通	11	47.8
悪	2	8.7
不明	9	39.1
合計	23	100.0

男性加害者
家族との関係

	度 数	%
良	7	2.3
普通	54	17.6
悪	202	65.8
不明	44	14.3
合計	307	100.0

他人との関係

	度 数	%
良	23	7.5
普通	78	25.4
悪	48	15.6
不明	158	51.5
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

キ 加害者からみた暴力の理由

加害者からみた暴力の理由の中で最も多く挙げられたものは「被害者の言動・態度」(本調査の傷害事件における全加害者の67%)であり, 続いて「日常些細な事」(43%), 「加害者の被害者への支配欲」(38%), 「加害者の嫉妬・やきもち」(30%), 「加害者の経済面の問題」(25%), 「被害者の異性関係」(23%), 「加害者の酒」(22%), 「加害者の仕事に関する問題」(21%), 「被害者の家事・育児」(19%), 「コミュニケーションの問題」(14%), 「子供の問題」(12%), 「加害者の固定的な性別役割分担意識」(12%), 「加害者の異性関係」(10%), 「被害者の家計のやり方」(9%), 「被害者の仕事に関する問題」(9%), 「被害者の経済面の問題」(9%), 「被害者の嫉妬・やきもち」(8%), 「被害者の酒」(6%), 「加害者のギャンブル」(6%), 「加害者の被害者への軽視」(6%), 「被害者と他の家族との不和」(6%), 「加害者と他の家族との不和」(5%), 「加害者の薬物」(2%), 「加害者の精神障害」(2%), 「加害者の子供時代に受けた虐待」(2%), 「被害者の薬物」(1%), 「被害者のギャンブル」(1%)であった。なお, 「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため, 本分析から除外した。

表123 傷害事件加害者からみた暴力の理由

全体
加害者の酒

	度 数	%
あり	74	22.4
なし	238	72.1
不明	18	5.5

加害者の薬物

あり	5	1.5
なし	317	96.1
不明	8	2.4

被害者の酒

あり	19	5.8
なし	308	93.3
不明	3	0.9

被害者の薬物

あり	2	0.6
なし	326	98.8
不明	2	0.6

加害者の精神障害

あり	6	1.8
なし	319	96.7
不明	5	1.5

日常些細な事

あり	142	43.0
なし	164	49.7
不明	24	7.3

家事・育児のやり方

あり	64	19.4
なし	262	79.4
不明	4	1.2

被害者の家計のやり方

あり	29	8.8
なし	293	88.8
不明	8	2.4

被害者の言動・態度

あり	220	66.7
なし	98	29.7
不明	12	3.6

被害者と他の家族との不和

あり	20	6.1
なし	283	85.8
不明	27	8.2

加害者と他の家族との不和

あり	15	4.5
なし	285	86.4
不明	30	9.1

加害者の仕事に関する問題

あり	69	20.9
なし	244	73.9
不明	17	5.1

加害者の経済面の問題

あり	83	25.2
なし	237	71.8
不明	10	3.0

加害者のギャンプル

あり	18	5.5
なし	302	91.5
不明	10	3.0

被害者の仕事に関する問題

あり	30	9.1
なし	228	69.1
不明	72	21.8

被害者の経済面の問題

あり	31	9.4
なし	291	88.2
不明	8	2.4

被害者のギャンプル

あり	3	0.9
なし	324	98.2
不明	3	0.9

加害者の嫉妬・やきもち

あり	99	30.0
なし	224	67.9
不明	7	2.1

加害者の異性関係

あり	34	10.3
なし	293	88.8
不明	3	0.9

被害者の嫉妬・やきもち

あり	26	7.9
なし	298	90.3
不明	6	1.8

被害者の異性関係

あり	75	22.7
なし	252	76.4
不明	3	0.9

子供の問題

あり	41	12.4
なし	223	67.6
不明	66	20.0

コミュニケーションの問題

あり	45	13.6
なし	202	61.2
不明	83	25.2

加害者の被害者への支配欲

あり	124	37.6
なし	140	42.4
不明	66	20.0

被害者への軽視

あり	20	6.1
なし	295	89.4
不明	15	4.5

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	41	12.4
なし	249	75.5
不明	40	12.1

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	6	1.8
なし	98	29.7
不明	226	68.5

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性加害者

加害者の酒

あり	3	13.0
なし	19	82.6
不明	1	4.3

加害者の薬物

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の酒

あり	1	4.3
なし	22	95.7

被害者の薬物

あり	1	4.3
なし	22	95.7

加害者の精神障害

あり	2	8.7
なし	20	87.0
不明	1	4.3

日常些細な事

あり	10	43.5
なし	13	56.5

家事・育児のやり方

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の家計のやり方

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の言動・態度

あり	12	52.2
なし	11	47.8

被害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	20	87.0
不明	3	13.0

加害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	21	91.3
不明	2	8.7

加害者の仕事に関する問題

あり	2	8.7
なし	17	73.9
不明	4	17.4

加害者の経済面の問題

あり	6	26.1
なし	17	73.9

加害者のギャンブル

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

被害者の仕事に関する問題

あり	5	21.7
なし	13	56.5
不明	5	21.7

被害者の経済面の問題

あり	5	21.7
なし	17	73.9
不明	1	4.3

被害者のギャンブル

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

加害者の嫉妬・やきもち

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

加害者の異性関係

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の嫉妬・やきもち

あり	2	8.7
なし	21	91.3

被害者の異性関係

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

子供の問題

あり	1	4.3
なし	13	56.5
不明	9	39.1

コミュニケーションの問題

あり	4	17.4
なし	15	65.2
不明	4	17.4

加害者の被害者への支配欲

あり	4	17.4
なし	17	73.9
不明	2	8.7

被害者への軽視

あり	2	8.7
なし	21	91.3

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	0	0.0
なし	7	30.4
不明	16	69.5

合計	23	100.0
----	----	-------

男性加害者

加害者の酒

あり	71	23.1
なし	219	71.3
不明	17	5.5

加害者の薬物

あり	5	1.6
なし	294	95.8
不明	8	2.6

被害者の酒

あり	18	5.9
なし	286	93.2
不明	3	1.0

被害者の薬物

あり	1	0.3
なし	304	99.0
不明	2	0.6

加害者の精神障害

あり	4	1.3
なし	299	97.4
不明	4	1.3

日常些細な事

あり	132	43.0
なし	151	49.2
不明	24	7.8

家事・育児のやり方

あり	64	20.8
なし	239	77.9
不明	4	1.3

被害者の家計のやり方

あり	29	9.4
なし	270	87.9
不明	8	2.6

被害者の言動・態度

あり	208	67.8
なし	87	28.3
不明	12	3.9

被害者と他の家族との不和

あり	20	6.5
なし	263	85.7
不明	24	7.8

加害者と他の家族との不和

あり	15	4.9
なし	264	86.0
不明	28	9.1

加害者の仕事に関する問題

あり	67	21.8
なし	227	73.9
不明	13	4.3

加害者の経済面の問題

あり	77	25.1
なし	220	71.7
不明	10	3.3

加害者のギャンプル

あり	18	5.9
なし	280	91.2
不明	9	2.9

被害者の仕事に関する問題

あり	25	8.1
なし	215	70.0
不明	67	21.9

被害者の経済面の問題

あり	26	8.5
なし	274	89.3
不明	7	2.3

被害者のギャンプル

あり	2	0.7
なし	303	98.7
不明	2	0.7

加害者の嫉妬・やきもち

あり	95	30.9
なし	206	67.1
不明	6	2.0

加害者の異性関係

あり	34	11.1
なし	270	87.9
不明	3	1.0

被害者の嫉妬・やきもち

あり	24	2.4
なし	277	90.2
不明	6	2.0

被害者の異性関係

あり	71	23.1
なし	234	76.2
不明	2	0.7

子供の問題

あり	40	13.0
なし	210	68.4
不明	57	18.5

コミュニケーションの問題

あり	41	13.4
なし	187	60.9
不明	79	25.7

加害者の被害者への支配欲

あり	120	39.1
なし	123	40.1
不明	64	20.8

被害者への軽視

あり	18	5.9
なし	274	89.3
不明	15	4.9

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	41	13.4
なし	227	73.9
不明	39	12.7

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	6	2.0
なし	91	29.6
不明	210	68.4

合計	307	100.0
----	-----	-------

注 法務総合研究所の調査による。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、本調査の傷害事件における全加害者の8%（25人）は、被害者から身体的暴力を受け、4%（13人）は精神的暴力を受け、1%（2人）は性的暴力を受けた。

表124 傷害事件過去の加害者に対する被害者による暴力の有無

全体

身体的暴力

	度 数	%
あり	25	7.6
なし	298	90.3
不明	7	2.1
合計	330	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	13	3.9
なし	304	92.1
不明	13	3.9
合計	330	100.0

性的暴力

	度 数	%
あり	2	0.6
なし	320	97.0
不明	8	2.4
合計	330	100.0

女性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	11	47.8
なし	11	47.8
不明	1	4.3
合計	23	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	3	13.0
なし	17	73.9
不明	3	13.0
合計	23	100.0

性的暴力

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	17	73.9
不明	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	14	4.6
なし	287	93.5
不明	6	2.0
合計	307	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	10	3.3
なし	287	93.5
不明	10	3.3
合計	307	100.0

性的暴力

	度 数	%
あり	0	0.0
なし	303	98.7
不明	4	1.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

事件直前に、本調査の傷害事件における全加害者の7%（23人）は、被害者から身体的暴力を受け、3%（10人）は精神的暴力を受けていた。事件直前に、性的暴力を受けた加害者はいなかった。

表125 傷害事件事件直前に加害者に対する被害者による暴力の有無

全体

身体的暴力

	度 数	%
あり	23	7.0
なし	301	91.2
不明	6	1.8
合計	330	100.0

事件直前の精神的暴力

	度 数	%
あり	10	3.0
なし	309	93.6
不明	11	3.3
合計	330	100.0

女性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	8	34.8
なし	14	60.9
不明	1	4.3
合計	23	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	18	78.3
不明	4	17.4
合計	23	100.0

男性加害者

身体的暴力

	度 数	%
あり	15	4.9
なし	287	93.5
不明	5	1.6
合計	307	100.0

精神的暴力

	度 数	%
あり	9	2.9
なし	291	94.8
不明	7	2.3
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

ケ 自己防衛

本調査の傷害事件における全加害者の3%（9人）は、自己防衛のために、今回のDV事件を起こした。

表126 傷害事件加害者自己防衛の有無

全体

	度 数	%
あり	9	2.7
なし	317	96.1
不明	4	1.2
合計	330	100.0

女性加害者

	度 数	%
あり	3	13.0
なし	18	78.3
不明	2	8.7
合計	23	100.0

男性加害者

	度 数	%
あり	6	2.0
なし	299	97.4
不明	2	0.7
合計	307	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、本調査の傷害事件における全加害者の22%（71人）は病気に罹患していた。病気の種類は肝炎、アルコール性肝障害、胃癌、肝臓病、心臓病、糖尿病等である。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、女性93% (307人)、男性7% (23人) であった。平均年齢は37.6歳 (18歳から84歳) であった。

表127 傷害事件被害者の性別

	度 数	%
男	23	7.0
女	307	93.0
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表128 傷害事件被害者の年齢

全体

	度 数	%
10代	4	1.2
20代	84	33.3
30代	117	35.1
40代	72	21.6
50代	33	9.9
60代	14	4.2
70代	2	0.6
80代	1	0.3
不明	3	0.9
合計	330	100.0
平均年齢 37.6歳		

女性被害者

	度 数	%
10代	4	1.3
20代	83	26.1
30代	110	35.9
40代	66	21.5
50代	30	9.8
60代	10	3.3
70代	0	0.0
80代	1	0.3
不明	3	1.0
合計	307	100.0
平均年齢 36.7歳		

男性被害者

	度 数	%
10代	0	0.0
20代	1	4.3
30代	7	30.5
40代	6	26.1
50代	3	13.0
60代	4	17.4
70代	2	8.7
合計	23	100.0
平均年齢 49.2歳		

注 法務総合研究所の調査による。

被害者の学歴は、中学卒業が14人（本調査の傷害事件における全被害者の4%）、高校中退が5人（2%）、高校卒業が28人（8%）、大学中退が5人（2%）、大学卒業が6人（2%）とその他が3人（1%）であった。さらに、各種専門学校等中退は2人（1%）で各種専門学校等卒業は8人（2%）であった。

表129 傷害事件被害者の学歴

全体

	度 数	%
中学卒業	14	4.2
高校中退	5	1.5
高校卒業	28	8.5
大学中退	5	1.5
大学卒業	6	1.8
各種専門学校等中退	2	0.6
各種専門学校等卒業	8	2.4
その他	3	0.9
不明	259	74.5
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
中学卒業	13	4.2
高校中退	4	1.3
高校卒業	26	8.5
大学中退	5	1.6
大学卒業	5	1.6
各種専門学校等中退	2	0.7
各種専門学校等卒業	8	2.6
その他	2	0.7
不明	242	78.8
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
中学卒業	1	4.3
高校中退	1	4.3
高校卒業	2	8.7
大学卒業	1	4.3
その他	1	4.3
不明	17	73.9
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

本調査の傷害事件における全被害者の59% (195人) は職業に就いており、15% (48人) は職に就いておらず、25% (84人) は家事専業であった。就業者のうち、69%が常勤であった。

表130 傷害事件被害者の職業の有無

全体

	度 数	%
あり	195	59.1
なし	48	14.5
家事専業	84	25.5
不明	3	0.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	178	58.0
なし	42	13.7
家事専業	84	27.4
不明	3	1.0
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	17	73.9
なし	6	26.1
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

職種に関してみると、サービス関係が73人(本調査の傷害事件における全被害者の22%)、販売関係が18人(5%)、オフィスワーカーが14人(4%)、建設関係が5人(2%)、運輸関係が4人(1%)、とその他が71人(22%)であった。生活保護を受けている者は本調査の傷害事件における全被害者の5%(17人)であった。

表131 傷害事件被害者の職種

全体

	度 数	%
販売関係	18	5.5
運輸関係	4	1.2
サービス関係	73	22.1
建設関係	5	1.5
オフィスワーカー	14	4.2
その他	71	21.5
非該当	132	40.0
不明	13	3.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
販売関係	18	5.9
運輸関係	4	1.3
サービス関係	71	23.1
建設関係	1	0.3
オフィスワーカー	13	4.2
その他	61	19.9
非該当	126	41.0
不明	13	4.2
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
サービス関係	2	8.7
建設関係	4	17.4
オフィスワーカー	1	4.3
その他	10	43.5
非該当	6	26.1
合計	23	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は非就業者及び家事専業である。

過去5年間の転職をみると、88人（本調査の傷害事件における全被害者の27%）は転職がなく、35人（11%）は1回、15人（5%）は2回以上であった。

表132 傷害事件被害者の過去5年間の転職回数

全体

	度 数	%
なし	88	26.7
1回	35	10.6
2回以上	15	4.5
不明	192	58.2
合計	330	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

収入に関しては、192人(本調査の傷害事件における全被害者の58%)は収入があり、平均年収(mean)は280万円(中央値に当たる median 年収は180万円)であった。年収を男女別にみると、男性の平均年収(mean)は361万円(中央値に当たる median 年収は300万円)であり、女性の平均年収(mean)は259万円(中央値に当たる median 年収は168万円)であった。

さらに、1年以上不就労の者は本調査の傷害事件における全被害者の7%であり、又今回の傷害事件における全被害者の12%はサラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった。

表133 傷害事件被害者の収入の有無

全体

	度 数	%
あり	192	83.5
なし	48	20.9
合計	230	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	174	79.5
なし	45	20.5
合計	219	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	18	85.7
なし	3	14.3
合計	21	100.0

注1 総合研究所の調査による。

2 非就業者、家事専業及び不明を除く。

表134 傷害事件被害者の年収

全体

	度 数	%
100万円未満	9	4.7
100万円以上200万円未満	15	7.8
200万円以上300万円未満	6	3.1
300万円以上400万円未満	5	2.6
400万円以上500万円未満	2	1.0
500万円以上600万円未満	1	0.5
600万円以上700万円未満	1	0.5
700万円以上800万円未満	1	0.5
800万円以上900万円未満	1	0.5
900万円以上1,000万円未満	0	0.0
1,000万円以上	2	1.0
不明	149	77.6
合計	192	100.0
平均年収 平均値 280万円		
中央値 180万円		

女性被害者

	度 数	%
100万円未満	9	5.2
100万円以上200万円未満	13	7.5
200万円以上300万円未満	4	2.3
300万円以上400万円未満	3	1.7
400万円以上500万円未満	1	0.6
500万円以上600万円未満	0	0.0
600万円以上700万円未満	1	0.6
700万円以上800万円未満	1	0.6
800万円以上900万円未満	0	0.0
900万円以上1,000万円未満	0	0.0
1,000万円以上	2	1.1
不明	140	80.5
合計	174	100.0
平均年収 平均値 259万円		
中央値 168万円		

男性被害者

	度 数	%
100万円未満	0	0.0
100万円以上200万円未満	2	11.1
200万円以上300万円未満	2	11.1
300万円以上400万円未満	2	11.1
400万円以上500万円未満	1	5.6
500万円以上600万円未満	1	5.6
600万円以上700万円未満	0	0.0
700万円以上800万円未満	0	0.0
800万円以上900万円未満	1	5.6
不明	9	50.0
合計	18	100.0
平均年収 平均値 361万円		
中央値 300万円		

注1 法務総合研究所の調査による。

2 年収のある者のみである。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

今回の傷害事件における全被害者の5%（15人）は薬物使用歴があり、うち、覚せい剤使用が80%であった。被害時に薬物（例えば、覚せい剤、有機溶剤）を使用した者は今回の傷害事件における全被害者の1%（3人）であった。

表135 傷害事件被害者の薬物使用歴の有無

全体

	度 数	%
あり	15	4.5
なし	283	85.8
不明	32	9.7
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	13	4.2
なし	267	87.0
不明	27	8.8
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	2	8.7
なし	16	69.6
不明	5	21.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

b 飲酒

今回の傷害事件における全被害者の32% (107人) は飲酒の習慣があり、そのうち、酒癖が悪かった者は11人 (10%) であった。被害時、65人 (飲酒習慣のある被害者の61%) が飲酒状態であった。

表136 傷害事件被害者の飲酒習慣の有無

全体

	度 数	%
あり	107	32.4
なし	6	1.8
不明	217	65.8
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	95	30.9
なし	6	2.0
不明	206	67.1
合計	330	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	12	52.2
なし	0	0.0
不明	11	47.8
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

ウ 相談

今回の傷害事件における全被害者の20% (67人) は被害前に相談した。その内訳は婦人相談所が5人 (7%)、その他の公的機関 (例えば、警察) が28人 (42%)、民間機関 (例えば、相談センター) が1人 (1%)、家族・親族が16人 (24%)、友人・知人が4人 (6%)、2か所以上が8人 (12%)、その他 (例えば、弁護士) が5人 (7%) であった。同様に、被害後に相談した者は23% (75人) であった。その

中で保護命令を要請した者が12人であった。被害前と被害後の両方に相談した被害者は22人であった。

表137 傷害事件被害者の被害前の相談の有無

全体

	度 数	%
あり	67	20.3
なし	252	76.4
不明	11	3.3
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	66	21.5
なし	230	74.9
不明	11	3.6
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	1	4.3
なし	22	95.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表138 傷害事件被害者の被害前の相談場所

全体

	度 数	%
婦人相談所	5	1.5
その他の公的機関	28	8.5
民間機関（弁護士会・相談センター等）	1	0.3
家族・親族	16	4.8
友人・知人	4	1.2
2ヶ所以上	8	2.4
その他	5	1.5
非該当	252	76.4
不明	11	3.3
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
婦人相談所	5	1.6
その他の公的機関	28	9.1
民間機関 (弁護士会・相談センター等)	1	0.3
家族・親族	16	5.2
友人・知人	3	1.0
2ヶ所以上	8	2.6
その他	5	1.6
非該当	230	74.9
不明	11	3.6
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
友人・知人	1	4.3
非該当	22	95.7
合計	23	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は相談なしである。

エ 家族の関与

本調査の傷害事件における全被害者の44% (144人) は家族の関与があった。そのうち、子供が一番多く20% (65人) で、続いて被害者の母7% (24人)、被害者の親族5% (18人)、加害者の母4% (13人)、加害者の父3% (10人)、被害者の父2% (8人)、加害者の親族2% (6人) であった。主な関与の役割は、「制止」が53人 (本調査の傷害事件における全被害者の16%)、「見ているだけ」が23人 (7%)、「説得」が11人 (3%)、「加担」が3人 (1%) と「その他」 (例えば、話を聞く等) が44人 (13%) であった。

さらに、全被害者の26% (85人) は他人の関与があった。主な関与の役割は、「制止」が41人 (全被害者の12%)、「見ているだけ」が9人 (3%)、「説得」が8人 (2%) と「その他」 (例えば、警察へ一緒に行く等) が25人 (8%) であった。

表139 傷害事件被害者への家族の関与の有無

全体

	度 数	%
あり	144	43.6
なし	142	43.0
不明	44	13.3
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	137	44.6
なし	128	41.7
不明	42	13.7
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	7	30.4
なし	14	60.9
不明	2	8.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表140 傷害事件被害者への家族の一番重要な関与者の続柄

全体

	度 数	%
子供	65	19.7
被害者の母	24	7.3
被害者の親族	18	5.5
加害者の母	13	3.9
加害者の父	10	3.0
被害者の父	8	2.4
加害者の親族	6	1.8
非該当	142	43.0
不明	44	13.3
合計	330	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、家族の関与者がなかったことである。

表141 傷害事件被害者への家族の主な関与者の役割

全体

	度 数	%
制止	53	16.1
見ているだけ	23	7.0
説得	11	3.3
加担	3	0.9
その他	44	13.3
非該当	142	43.0
不明	54	16.4
合計	330	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、関与者がなかったことである。

表142 傷害事件被害者の他人の関与の有無

全体

	度 数	%
あり	85	25.8
なし	199	60.3
不明	46	13.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	80	26.1
なし	182	59.3
不明	45	14.7
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	17	73.9
不明	1	4.3
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表143 傷害事件被害者の他人の関与の役割

全体

	度 数	%
制止	41	12.4
見ているだけ	9	2.7
説得	8	2.4
その他	25	7.6
非該当	199	60.3
不明	48	14.5
合計	330	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は、関与者がなかったことである。

オ 警察へ電話で相談

本調査の傷害事件における全被害者の18% (61人) は、過去に警察に電話で相談していた。警察へ電話で相談の時期は、事件の1か月以内では、今回の傷害事件における全被害者の5% (16人)、事件の6か月以内は6% (19人)、事件の1年未満は2% (7人)、事件の2年未満は2% (5人)、事件の2年以上前は1% (2人) であった。

表144 傷害事件被害者の過去の警察へ電話で相談の有無

全体

	度 数	%
あり	61	18.5
なし	233	70.6
不明	36	10.9
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
あり	56	18.2
なし	217	70.7
不明	34	11.1
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
あり	5	21.7
なし	16	69.6
不明	2	8.7
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

表145 傷害事件被害者の過去の警察へ電話で相談の時期
全体

	度 数	%
事件の1か月以内	16	4.8
事件の6か月以内	19	5.8
事件の1年未満	7	2.1
事件の2年未満	5	1.5
事件の2年以上	2	0.6
非該当	233	70.6
不明	48	14.5
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
事件の1か月以内	16	5.2
事件の6か月以内	16	5.2
事件の1年未満	6	2.0
事件の2年未満	5	1.6
事件の2年以上	2	0.7
非該当	217	70.7
不明	45	14.7
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
事件の6か月以内	3	13.0
事件の1年未満	1	4.3
非該当	16	69.6
不明	3	13.0
合計	23	100.0

注1 法務総合研究所の調査による。

2 非該当は警察へ電話で相談がないことである。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者からみた暴力の理由をみると、加害者同様に、最も多く挙げられたものは「日常些細な事」(本調査の傷害事件における全被害者の37%)であり、続いて「加害者の酒」(33%)、「加害者の被害者への支配欲」(32%)、「加害者の経済面の問題」(31%)、「被害者の言動・態度」(30%)、「加害者の嫉妬・やきもち」(30%)、「加害者の仕事に関する問題」(22%)、「被害者の異性関係」(16%)、「コミュニケーションの問題」(13%)、「加害者の異性関係」(13%)、「被害者の家事・育児」(9%)、「子供の問題」(9%)、

「加害者のギャンブル」(7%)、「加害者の被害者への軽視」(7%)、「加害者の固定的な性別役割分担意識」(6%)、「被害者の経済面の問題」(6%)、「被害者の嫉妬・やきもち」(5%)、「加害者と他の家族との不和」(5%)、「被害者の家計のやり方」(4%)、「被害者の仕事に関する問題」(4%)、「被害者と他の家族との不和」(3%)、「加害者の薬物」(3%)、「加害者の精神障害」(3%)、「被害者の薬物」(1%)、「被害者の酒」(1%)、「加害者の子供時代に受けた虐待」(0.3%)であった。なお、「加害者の近隣とのトラブル」は該当するケースがなかったため、本分析から除外した。

表146 傷害事件被害者からみた暴力の理由

全体

加害者の酒

	度 数	%
あり	108	32.7
なし	212	64.2
不明	10	3.0

加害者の薬物

あり	9	2.7
なし	313	94.8
不明	8	2.4

被害者の酒

あり	4	1.2
なし	320	97.2
不明	6	1.8

被害者の薬物

あり	2	0.6
なし	325	98.5
不明	3	0.9

加害者の精神障害

あり	9	2.7
なし	316	95.8
不明	5	1.5

日常些細な事

あり	123	37.3
なし	177	53.6
不明	30	9.1

家事・育児のやり方

あり	29	8.8
なし	291	88.2
不明	10	3.0

被害者の家計のやり方

あり	12	3.6
なし	309	93.6
不明	9	2.7

被害者の言動・態度

あり	99	30.0
なし	205	62.1
不明	26	7.9

被害者と他の家族との不和

あり	11	3.3
なし	290	87.9
不明	29	8.8

加害者と他の家族との不和

あり	16	4.8
なし	283	85.8
不明	31	9.4

加害者の仕事に関する問題

あり	74	22.4
なし	234	70.9
不明	22	6.7

加害者の経済面の問題

あり	101	30.6
なし	215	65.2
不明	14	4.2

加害者のギャンブル

あり	22	6.7
なし	300	90.9
不明	8	2.4

被害者の仕事に関する問題

あり	14	4.2
なし	248	75.2
不明	68	20.6

被害者の経済面の問題

あり	19	5.8
なし	302	91.5
不明	9	2.7

被害者のギャンブル

あり	0	0.0
なし	325	98.5
不明	5	1.5

加害者の嫉妬・やきもち

あり	99	30.0
なし	222	67.3
不明	9	2.7

加害者の異性関係

あり	43	13.0
なし	284	86.1
不明	3	0.9

被害者の嫉妬・やきもち

あり	16	4.8
なし	307	93.0
不明	7	2.1

被害者の異性関係

あり	52	15.8
なし	269	81.5
不明	9	2.7

子供の問題

あり	31	9.4
なし	231	70.0
不明	68	20.6

コミュニケーションの問題

あり	43	13.0
なし	191	57.9
不明	96	29.1

加害者の被害者への支配欲

あり	107	32.4
なし	144	43.6
不明	79	23.9

被害者への軽視

あり	23	7.0
なし	290	87.9
不明	17	5.1

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	20	6.1
なし	267	80.9
不明	43	13.0

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	1	0.3
なし	101	30.6
不明	228	69.1

被害者自身が悪い

あり	13	3.9
なし	307	93.0
不明	10	3.0

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性被害者

加害者の酒

あり	100	32.6
なし	197	64.2
不明	10	3.2

加害者の薬物

あり	9	2.9
なし	290	94.5
不明	8	2.6

被害者の酒

あり	3	1.0
なし	299	97.4
不明	5	1.6

被害者の薬物

あり	1	0.3
なし	303	98.7
不明	3	1.0

加害者の精神障害

あり	6	2.0
なし	296	96.4
不明	5	1.6

日常些細な事

あり	114	37.1
なし	163	53.1
不明	30	9.7

家事・育児のやり方

あり	29	9.4
なし	268	87.3
不明	10	3.3

被害者の家計のやり方

あり	11	3.6
なし	287	93.5
不明	9	2.9

被害者の言動・態度

あり	89	29.0
なし	194	63.2
不明	24	7.8

被害者と他の家族との不和

あり	11	3.6
なし	271	88.3
不明	25	8.1

加害者と他の家族との不和

あり	16	5.2
なし	263	85.7
不明	28	9.1

加害者の仕事に関する問題

あり	71	23.1
なし	217	70.7
不明	19	6.2

加害者の経済面の問題

あり	98	31.9
なし	197	64.2
不明	12	3.9

加害者のギャンブル

あり	22	7.2
なし	277	90.2
不明	8	2.6

被害者の仕事に関する問題

あり	11	3.6
なし	233	75.9
不明	63	20.5

被害者の経済面の問題

あり	15	4.9
なし	284	92.5
不明	8	2.7

被害者のギャンプル

あり	0	0.0
なし	302	98.4
不明	5	1.6

加害者の嫉妬・やきもち

あり	92	30.0
なし	206	67.1
不明	9	2.9

加害者の異性関係

あり	41	13.4
なし	263	85.7
不明	3	1.0

被害者の嫉妬・やきもち

あり	15	4.9
なし	286	93.2
不明	6	1.9

被害者の異性関係

あり	49	16.0
なし	249	81.1
不明	9	2.9

子供の問題

あり	30	9.8
なし	219	71.3
不明	58	18.9

コミュニケーションの問題

あり	40	13.0
なし	176	57.3
不明	91	29.6

加害者の被害者への支配欲

あり	103	33.6
なし	126	41.0
不明	78	25.4

被害者への軽視

あり	23	7.5
なし	268	87.3
不明	16	5.2

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	20	6.5
なし	244	79.5
不明	43	14.0

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	1	0.3
なし	95	30.9
不明	211	68.7

被害者自身が悪い

あり	9	2.9
なし	290	94.5
不明	8	2.6

合計	307	100.0
----	-----	-------

男性被害者

加害者の酒

あり	8	34.8
なし	15	65.2

加害者の薬物

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の酒

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

被害者の薬物

あり	1	4.3
なし	22	95.7

加害者の精神障害

あり	3	13.0
なし	20	87.0

日常些細な事

あり	9	39.1
なし	14	60.9

家事・育児のやり方

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の家計のやり方

あり	1	4.3
なし	22	95.7

被害者の言動・態度

あり	10	43.5
なし	11	47.8
不明	2	8.7

被害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	19	82.6
不明	4	17.4

加害者と他の家族との不和

あり	0	0.0
なし	20	87.0
不明	3	13.0

加害者の仕事に関する問題

あり	3	13.0
なし	17	73.9
不明	3	13.0

加害者の経済面の問題

あり	3	13.0
なし	18	78.3
不明	2	8.7

加害者のギャンプル

あり	0	0.0
なし	23	100.0

被害者の仕事に関する問題

あり	3	13.0
なし	15	65.2
不明	5	21.7

被害者の経済面の問題

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

被害者のギャンブル

あり	0	0.0
なし	23	100.0

加害者の嫉妬・やきもち

あり	7	30.4
なし	16	69.6

加害者の異性関係

あり	2	8.7
なし	21	91.3

被害者の嫉妬・やきもち

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

被害者の異性関係

あり	3	13.0
なし	20	87.0

子供の問題

あり	1	4.3
なし	12	52.2
不明	10	43.4

コミュニケーションの問題

あり	3	13.0
なし	15	65.2
不明	5	21.7

加害者の被害者への支配欲

あり	4	17.4
なし	18	78.3
不明	1	4.3

被害者への軽視

あり	0	0.0
なし	22	95.7
不明	1	4.3

加害者の固定的な性別役割分担意識

あり	0	0.0
なし	23	100.0

加害者の子供時代に受けた虐待

あり	0	0.0
なし	6	26.1
不明	17	73.9

被害者自身が悪い

あり	4	17.4
なし	17	73.9
不明	2	8.7

合計	23	100.0
----	----	-------

注 法務総合研究所の調査による。

キ 加療・後遺症

身体的暴力のために、被害者が要した平均加療日数は39日（1日から210日まで）であった。全治不能の被害者も1人いた。今回の傷害事件における全被害者の25%（82人）は身体的後遺症（例えば、外傷性左腎臓破裂により治癒不能、熱湯を浴びて顔面に火傷痕、頭蓋骨陥没骨折、頭部を12針縫う怪我、肋骨骨折、全身打撲等）を残し、64%（210人）は精神的後遺症（例えば、睡眠薬を多量に服用し始めた、精神的な問題で眠れない日々が続く等）を残した。また、身体を殴られて流産をし、身体的及び精神的後遺症を残した被害者もいた。

表147 傷害事件被害者の加療日数

全体

	度 数	%
7日未満	30	9.1
7日以上30日未満	256	77.5
30日以上60日未満	25	7.6
60日以上90日未満	9	2.7
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0.0
150日以上180日未満	0	0.0
180日以上210日未満	0	0.0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	6	1.8
合計	330	100.0
平均加療日数 39.2日		

女性被害者

	度 数	%
7日未満	27	8.9
7日以上30日未満	240	78.3
30日以上60日未満	24	7.8
60日以上90日未満	8	2.6
90日以上120日未満	2	0.6
120日以上150日未満	0	0.0
150日以上180日未満	0	0.0
180日以上210日未満	0	0.0
210日以上	1	0.3
全治不能	1	0.3
不明	4	1.3
合計	307	100.0
平均加療日数 41.0日		

男性被害者

	度 数	%
7日未満	3	13.0
7日以上30日未満	16	68.8
30日以上60日未満	1	4.3
60日以上90日未満	1	4.3
不明	2	8.7
合計	23	100.0
平均加療日数 13.4日		

注 法務総合研究所の調査による。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については、恐怖を感じたが198人（今回の傷害事件における全被害者の60%）、無力感が28人（8%）、家族観・結婚観（例えば、結婚をした時に、何があっても一生一緒にやっ
ていくと決めたのでそれに従いたい、また、子供のために家族は一緒にいるべきである。）が28人（8%）、
経済的不安が15人（5%）、愛情に変わることへの期待が14人（4%）であった。

表148 傷害事件被害時の心理状況

全体

恐怖

	度 数	%
あり	198	60.0
なし	88	26.7
不明	44	13.3

無力感

あり	28	8.5
なし	258	78.2
不明	44	13.3

経済的不安

あり	15	4.5
なし	282	85.5
不明	33	10.0

家族観・結婚観

あり	28	8.5
なし	275	83.3
不明	27	8.2

加害者が変わることの期待

あり	14	4.2
なし	288	87.3
不明	28	8.5

合計	330	100.0
----	-----	-------

女性被害者

恐怖

あり	193	62.9
なし	73	23.8
不明	41	13.3

無力感

あり	27	8.8
なし	239	77.9
不明	41	13.4

経済的不安

あり	15	4.9
なし	261	85.0
不明	31	10.1

家族観・結婚観

あり	27	8.8
なし	254	82.7
不明	26	8.5

加害者が変わることの期待

あり	13	4.2
なし	268	87.3
不明	26	8.4

合計	307	100.0
----	-----	-------

男性被害者

恐怖

あり	5	21.7
なし	15	65.2
不明	3	13.0

無力感

あり	1	4.3
なし	19	82.6
不明	3	13.0

経済的不安

あり	0	0.0
なし	21	91.3
不明	2	8.7

家族観・結婚観

あり	1	4.3
なし	21	91.3
不明	1	4.3

加害者が変わることの期待

あり	1	4.3
なし	20	87.0
不明	2	8.7

合計	23	100.0
----	----	-------

注 法務総合研究所の調査による。

ケ 被害時の病気の有無

犯行時、今回の傷害事件における全被害者の12% (38人) は病気に罹患していた。病気の種類はうつ病、不安神経症、肝臓癌、甲状腺、腰痛、糖尿病、乳癌等であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると、本調査の傷害事件における全被害者の12% (39人) は「処分しないでほしい又は処分を取り下げてほしい」、14% (45人) は「処分を厳しくしなくてもよい」、39% (128人) は「処分を厳しくしてほしい」であった。

表149 傷害事件被害者の加害者処分の希望

全体

	度 数	%
処分しないで欲しい	39	11.8
厳しくしなくてもよい	45	13.6
厳しくして欲しい	128	38.8
不明	118	35.7
合計	330	100.0

女性被害者

	度 数	%
処分しないで欲しい	36	11.7
厳しくしなくてもよい	38	12.4
厳しくして欲しい	125	40.7
不明	108	35.2
合計	307	100.0

男性被害者

	度 数	%
処分しないで欲しい	3	13.0
厳しくしなくてもよい	7	30.4
厳しくして欲しい	3	13.0
不明	10	43.4
合計	23	100.0

注 法務総合研究所の調査による。

(5) 加害者と被害者の特性の男女別比較

傷害事件において、加害者及び被害者の特性について、男女間に差異があるかどうかを吟味するために、t検定を行った。ここにおいては、男女間に有意差がみられた変数についてのみ報告する。

ア 加害者の特性

収入についてみると、男性加害者の70%と女性加害者の50%は収入があった。前科・前歴に関しては、平均して、男性加害者の前科は1.2犯、前歴は0.6回であり、女性加害者の前科は0.1犯であり、前歴はなかった。既往症及び現在症をみると、男性加害者においては既往症がある者が30%、現在症がある者が20%であり、女性加害者は既往症50%、現在症60%であった。男性加害者の20%と女性加害者の50%は、犯行時病気に罹患しており、男性加害者の10%と女性加害者の40%は服薬状況にあった。また、男性加害者の1%と女性加害者の10%には身体障害があった。さらに、男性加害者の10%と女性加害者の30%は、親から虐待を受けた経験があった。

イ 被害者の特性

年齢をみると、女性被害者の平均年齢は37歳であり、男性被害者は49歳であった。前科・前歴につい

ては、女性被害者は前科が0.02犯、前歴が0.01回、男性被害者は前科が0.4犯、前歴が0.2回であった。暴力団との関係があった女性被害者は0.3%であったが、男性被害者の10%は暴力団と関係があった。女性被害者の10%及び男性被害者の30%には既往症があった。女性被害者の70%は被害時恐怖を感じたのに対して、男性被害者の30%が恐怖を感じた。相談に関してみると、女性被害者においては、被害前には20%、被害後には30%が家族・親族、友人・知人、警察署及び婦人相談センター等で相談した。男性被害者が友人・知人及び、職場関係者に相談したのは、被害前は4%、被害後は4%であった。男性被害者は警察署では相談していなかった。

女性被害者の加害者処分についてみると、「処分しないでほしい」と「厳しい処分をしないでほしい」は各18%と19%、「厳しい処分をしてほしい」が63%であったが、男性被害者は「処分しないでほしい」が23%、「厳しい処分をしないでほしい」が54%、そして「厳しい処分をしてほしい」が23%であった。

ウ 加害者・被害者の関係

平均の子供数をみると、男性加害者は1.7人で女性加害者は0.7人であった。男性加害者の2%及び女性加害者の10%には家族に病人がいた。妻の60%、夫の40%は初婚であった。

エ 犯罪に関する変数

身体的暴力を加害者の性別によってみると、凶器を被害者に突きつける行為を除いて、男性加害者の身体的暴力の比率（暴力を振るう者の比率）は女性加害者の比率より高かった。例えば、「足で蹴る」は男性加害者が60%で女性加害者が20%、「髪を引っ張る」は男性加害者が30%で女性加害者はなし、「拳骨で殴る」は男性加害者が70%で女性加害者が30%、「押し倒す」は男性加害者が30%で女性加害者はなしであった。しかし、凶器を被害者に突きつける行為については、男性加害者は10%なのに対し、女性加害者は70%がこのような行動をとった。犯行時において、加害者が凶器を手には持っていたが、実際にその凶器を被害者の身体に突きつけなかった場合を含めると、男性加害者の30%、女性加害者の90%が凶器を手には持っていた。しかし、加療日数に関してみると、男女別において統計的に有意な差異はみられなかった。

身体的暴力の被害を受けたため、救急車で病院に運ばれた比率は、男性被害者の場合は50%であったが、女性被害者の場合は20%であった。しかし、女性被害者の80%は精神的に後遺症を残し、男性被害者の30%が精神的後遺症を残した。

過去の身体的暴力についてみると、男性加害者の90%及び女性加害者の60%が、過去に類似行為を行っていた。具体的に検討すると、「平手打ち」においては男性加害者の60%、女性加害者の30%が、「足で蹴る」においては男性加害者の80%（女性加害者はなし）が、「拳骨」においては男性加害者の90%と女性加害者の40%が、「凶器を身体に突きつける」は男性加害者の20%と女性加害者の60%が、「髪をつかむ」は男性加害者の40%（女性加害者はなし）が、「押し倒す」は男性加害者の30%（女性加害者はなし）がそれぞれ行っていた。身体的暴力を総合的にみると、平均して、男性の加害者は2.6種類の身体的暴力を振るい、女性の加害者は1.5種類の身体的暴力を振っている。

身体的暴力だけではなく、精神的暴力も行われていた。男性加害者の90%と女性加害者の60%は、大声で叫んだりした、また、男性加害者の40%は被害者に生活費を渡さなかった。これに対して、女性加害者のうち、生活費を渡さなかった者はいなかった。

男性加害者の5%は過去において、今回の被害者から身体的暴力を受けたことがあった。これに対して、女性加害者の50%は被害者から暴力を受けたことがあった。また、男性加害者の3%は被害者から過去において、精神的被害を受けたことがあり、女性加害者の20%は被害者から精神的被害を受けたことがあった。男性加害者の中には、過去において、被害者から性的暴力を受けたことはなかったが、女

性加害者の10%は被害者から性的暴力を受けた。今回のDV事件直前においても、加害者は被害者から身体的暴力を受けたことが判明している。例えば、男性加害者の5%と女性加害者の40%は被害者から暴力を受けていた。そのうち、被害者からの暴力により、自己防衛のために今回の事件を起こしたとみられるケースは、男性が加害者の場合が2%、女性が加害者の場合は10%であった。

女性被害者の中には、加害者の逮捕に抵抗した者はいなかったが、男性被害者の5%は加害者逮捕への抵抗を示した。

男性加害者の場合において、家族の50%は加害者の暴力に対して関与した。これに対して、女性加害者の場合においては、家族の30%が加害者の暴力に関与していた。

男性が加害者である事案をみると、30%が不起訴にあり、女性が加害者である事案をみると、60%が不起訴であった。

オ 加害者の暴力の理由

女性加害者は、男性加害者と比較して、「被害者の薬物」(女性加害者の4%と男性加害者の3%)、「被害者の仕事」(女性加害者の30%と男性加害者の10%)、「被害者の経済面の問題」(女性加害者の20%と男性加害者の10%)、「加害者の精神障害」(10%の女性加害者と男性加害者の1%)を暴力の理由とみなすことが多かった。これに対して、男性加害者は、「被害者の家事・育児のやり方」(男性加害者の20%、女性加害者はなし)、「加害者の支配欲」(男性加害者の50%と女性加害者の20%)、「加害者の固定的性別分担」(男性加害者の20%、女性加害者はなし)を暴力の理由だとみなすことが多かった。

カ 被害者の暴力の理由

男性被害者は、女性被害者と比較して、「加害者の精神障害」(男性被害者の10%と女性被害者の2%)、「被害者の薬物」(4%の男性被害者と女性被害者の0.3%)、「被害者の仕事」(男性被害者の20%と女性被害者の5%)、「被害者の経済面」(男性被害者の20%と女性被害者の10%)を暴力の理由だとみなすことが多かった。これに対して、女性被害者は「加害者の支配欲」(女性被害者の50%と男性被害者の20%)を暴力の理由だとみなしていた。さらに、男性被害者の20%と女性被害者の3%は「被害者自身が悪かった」と考えた。

表150 t検定：傷害事件における加害者及び被害者の特性の男女別比較

加害者の特性

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者前科回数	303	1.2	1.7	23	0.1	0.3	2.8	.005***
加害者前歴回数	303	0.6	1.1	23	0.0	0.0	2.5	.012*
加害者収入の有無	292	0.7	0.4	14	0.5	0.5	2.0	.045*
加害者既往症の有無	268	0.3	0.4	19	0.5	0.5	-2.6	.011*
加害者現在症の有無	268	0.2	0.4	20	0.6	0.5	-3.6	.000***
加害者身体障害の有無	300	0.0	0.1	23	0.1	0.3	-2.9	.004**
加害者服薬状況の有無	247	0.1	0.3	18	0.4	0.5	-3.5	.001***
加害者病気の有無	267	0.2	0.4	20	0.5	0.5	-2.7	.007**
加害者の親からの虐待	52	0.1	0.3	6	0.3	0.5	-2.0	.052

被害者の特性

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
被害者の年齢	304	36.7	11.1	23	49.2	14.4	-5.1	.000***
被害者前科	248	0.0	0.1	17	0.4	1.0	-5.7	.000***
被害者前歴	248	0.0	0.1	17	0.2	1.0	-3.4	.001***
被害者の暴力団関係の有無	299	0.0	0.1	21	0.1	0.4	-5.8	.000***
被害者既往症の有無	204	0.1	0.3	12	0.3	0.5	-1.9	.054
被害者被害時恐怖	266	0.7	0.5	20	0.3	0.4	4.6	.000***
被害者被害前の相談	296	0.2	0.4	23	0.0	0.2	2.0	.042*
被害者被害後の相談	295	0.3	0.4	21	0.0	0.2	2.1	.037*
加害者の処分に関する態度	199	2.5	0.8	13	2.0	0.7	2.0	.046*

加害者被害者の関係

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者被害者の子供数	305	1.7	1.3	23	0.7	1.1	3.3	.001***
家族の病人の有無	216	0.0	0.1	15	0.1	0.4	-2.7	.007**
現在・元妻（内縁の妻）の結婚歴	280	0.6	0.5	23	0.4	0.5	2.7	.007**

犯罪に関する変数

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
足で蹴る	305	0.6	0.5	22	0.2	0.4	3.4	.001***
凶器を突きつける	305	0.1	0.3	22	0.7	0.5	-8.3	.000***
髪を引っ張る	301	0.3	0.5	22	0.0	0.0	3.0	.003**
拳骨で殴る	299	0.7	0.5	23	0.3	0.5	3.8	.000***
押し倒す	300	0.3	0.4	22	0.0	0.0	2.7	.007**
救急車で運ばれる	283	0.2	0.4	22	0.5	0.5	-2.6	.009**
精神的後遺症の有無	250	0.8	0.4	11	0.3	0.5	4.7	.000***
凶器の有無	300	0.3	0.5	23	0.9	0.3	-6.1	.000***
過去の類似行為の有無	279	0.9	0.3	21	0.6	0.5	4.8	.000***
過去の身体的暴力(平手打ち)	137	0.6	0.5	10	0.3	0.5	2.0	.052
過去の身体的暴力(足で蹴る)	173	0.8	0.4	8	0.0	0.0	5.4	.000***
過去の身体的暴力(拳骨)	202	0.9	0.4	10	0.4	0.5	3.7	.000***
過去の身体的暴力(凶器を身体に)	120	0.2	0.4	14	0.6	0.5	-3.7	.000***
過去の身体的暴力(髪)	107	0.4	0.5	10	0.0	0.0	2.4	.019*
過去の身体的暴力(押し倒す)	93	0.3	0.5	9	0.0	0.0	2.1	.043*
過去の精神的暴力(大声)	226	0.9	0.3	14	0.6	0.5	2.8	.005**
過去の精神的暴力(生活費)	209	0.4	0.5	14	0.0	0.0	3.1	.002**
加害者の被害-身体的暴力の有無	301	0.0	0.2	22	0.5	0.5	-8.5	.000***
加害者の被害-精神的暴力の有無	297	0.0	0.2	20	0.2	0.4	-2.6	.011*
加害者の被害-性的暴力の有無	303	0.0	0.0	19	0.1	0.3	-6.0	.000***
加害者の被害-事件直前の身体的暴力	302	0.0	0.2	22	0.4	0.5	-5.8	.000***
加害者の自己防衛	305	0.0	0.1	21	0.1	0.4	-3.4	.001***
被害者逮捕への抵抗	300	0.0	0.0	22	0.0	0.2	-3.8	.000***
家族の加害者への関与の有無	264	0.5	0.5	21	0.3	0.5	2.0	.043*
起訴・不起訴	307	0.3	0.5	23	0.6	0.5	-2.9	.004**
身体的暴力(合計)	273	2.6	1.5	22	1.5	1.1	3.3	.001***

加害者の暴力の理由

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
被害者の薬物	305	0.0	0.1	23	0.0	0.2	-2.4	.017*
被害者の仕事	240	0.1	0.3	18	0.3	0.5	-2.2	.027*
被害者の家事・育児のやり方	303	0.2	0.4	23	0.0	0.0	2.5	.014*
被害者の経済面の問題	300	0.1	0.3	22	0.2	0.4	-2.2	.031*
加害者の支配欲	243	0.5	0.5	21	0.2	0.4	2.7	.007**
加害者の固定的性別役割分担意識	268	0.2	0.4	22	0.0	0.0	2.0	.050*
加害者の精神障害	303	0.0	0.1	22	0.1	0.3	-2.6	.009**

被害者の暴力の理由

	男性加害者・女性被害者			女性加害者・男性被害者			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の精神障害	302	0.0	0.1	23	0.1	0.3	-3.2	.002**
加害者の支配欲	229	0.5	0.5	22	0.2	0.4	2.4	.015*
被害者の薬物	304	0.0	0.1	23	0.0	0.2	-2.4	.017*
被害者の仕事	244	0.0	0.2	18	0.2	0.4	-2.2	.027*
被害者自身が悪い	299	0.0	0.2	21	0.2	0.4	-3.7	.000***
被害者の経済面	299	0.1	0.2	22	0.2	0.4	-2.5	.011*

* $p < .05$; ** $p < .01$; *** $p < .001$

(6) 加害者と被害者による暴力の理由

ア 傷害事件における男性加害者と女性被害者の暴力の理由

傷害事件において、男性加害者の記録に記述された暴力の理由と、女性被害者の記録に記述された暴力の理由の比較をするために、t検定を使用して分析を行った。

28項目の暴力の理由に関して検討したところ、2項目（被害者の薬物使用と加害者の近隣とのトラブル）は有効回答数が少なかったために、分析を省略した。残りの26項目について比較したところ、13項目において、加害者と被害者の暴力の理由において統計的に有意差がみられた。

有意差がみられない項目に関しては、加害者と被害者が同様に、これらの項目を暴力の理由であるとみなしていることを意味する。しかし、これらの項目においても、多くの加害者と被害者が同意した場合とそうでない場合がある。例えば、「加害者のギャンブル」を暴力の理由とみなすカップルは各10%であるのに対して、「加害者の支配欲」に関しては各40%であった。

有意差がみられた13項目は(1)加害者の酒（女性被害者の30%と男性加害者の20%が「加害者の酒」を暴力の理由とみなす）、(2)被害者の酒（男性加害者の10%と女性被害者の1%）、(3)被害者の家事・育児（男性加害者の20%と女性被害者の10%）、(4)被害者の家計のやり方（男性加害者の10%と女性被害者の4%）、(5)被害者の言動・態度（男性加害者の70%と女性被害者の30%）、(6)被害者と他の家族との不和（男性加害者の10%と女性被害者の4%）(7)加害者の経済面（男性加害者の25%と女性被害者の30%）、

(8)被害者の仕事(男性加害者の10%と女性被害者の4%),(9)被害者の経済面(男性加害者の8%と女性被害者の5%),(10)被害者の嫉妬・やきもち(男性加害者の10%と女性被害者の5%),(11)被害者の異性問題(男性加害者の20%と女性被害者の16%),(12)子供の問題(男性加害者の20%と女性被害者の10%)及び(13)加害者の性別役割分担意識(男性加害者の10%と女性被害者の7%)である。

女性被害者と比較して、男性加害者が挙げる理由は、被害者の日常生活の態度・行動に関する事が多かった。例えば、「被害者の酒」、「被害者の家事・育児」、「被害者の家計のやり方」、「被害者の言動・態度」、「被害者と他の家族との不和」である。また、男性加害者は「被害者の仕事」(例えば、被害者の帰宅が遅い)や「被害者の経済面」(例えば、被害者は働いているにも関わらず生活費を入れない、被害者は生活費を被害者自身のために使用する)に対して不服を感じ、これらの理由により暴力を振るう傾向があった。

表151 t検定：傷害事件における男性加害者と女性被害者の暴力の理由

	男性加害者の理由			女性被害者の理由			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	283	0.2	0.4	283	0.3	0.5	-4.4	.000***
加害者の薬物	294	0.0	0.1	294	0.0	0.2	-1.7	.083
被害者の酒	300	0.1	0.2	300	0.0	0.1	3.7	.000***
加害者の精神障害	299	0.0	0.1	299	0.0	0.1	-1.7	.083
日常些細な事	271	0.5	0.5	271	0.4	0.5	1.9	.058
家事・育児のやり方	294	0.2	0.4	294	0.1	0.3	4.6	.000***
被害者の家計のやり方	293	0.1	0.3	293	0.0	0.2	3.4	.001***
被害者の言動・態度	274	0.7	0.5	274	0.3	0.5	11.1	.000***
被害者の他の家族との不和	276	0.1	0.3	276	0.0	0.2	2.6	.011*
加害者の他の家族との不和	272	0.1	0.2	272	0.1	0.2	-0.5	.594
加害者の仕事に関する問題	284	0.2	0.4	284	0.2	0.4	-1.4	.170
加害者の経済面の問題	289	0.3	0.4	289	0.3	0.5	-3.4	.001***
加害者のギャンプル	295	0.1	0.2	295	0.1	0.3	-0.7	.480
被害者の仕事に関する問題	236	0.1	0.3	236	0.0	0.2	3.3	.001***
被害者の経済面の問題	295	0.1	0.3	295	0.1	0.2	2.4	.018*
被害者のギャンプル	302	0.1	0.1	302	0.0	0.0	1.4	.158
加害者の嫉妬・やきもち	294	0.3	0.5	294	0.3	0.5	0.0	1.000
加害者の異性関係	302	0.1	0.3	302	0.1	0.3	-1.9	.058
被害者の嫉妬・やきもち	296	0.1	0.3	296	0.0	0.2	2.5	.012*
被害者の異性関係	297	0.2	0.4	297	0.2	0.4	2.9	.005*
子供の問題	243	0.2	0.4	243	0.1	0.3	2.5	.012*
コミュニケーションの問題	204	0.2	0.4	204	0.2	0.4	-0.8	.407
加害者の被害者への支配欲	209	0.4	0.5	209	0.4	0.5	0.0	1.000
被害者への軽視	284	0.1	0.2	284	0.1	0.3	-1.5	0.134
加害者の固定的な性別役割分担意識	251	0.1	0.3	251	0.1	0.3	3.1	.003**
加害者の子供時代に受けた虐待	71	0.0	0.2	71	0.0	0.0	1.0	.321

* p<.05; ** p<.01; *** p<.001

さらに、女性被害者と比較して、男性加害者は「被害者の異性問題」を暴力の理由とする一方で、男性加害者自身の嫉妬感情以上に、「被害者の嫉妬・やきもち」を暴力の理由として挙げるといった面もみられた。また、「加害者の性別役割分担意識」が暴力の根底にある傾向もあった。男性加害者は「子供の問題」（例えば、親権問題、子供と継母・継父の不仲）をも理由として、被害者に暴力を振るう傾向があった。

これに対して、男性加害者と比較して、女性被害者は「加害者の酒」及び「加害者の経済面」（例えば、加害者が生活費を入れない）という事を加害者の暴力の理由だと考える傾向が強かった。

イ 傷害事件における女性加害者と男性被害者の暴力の理由

傷害事件において、女性加害者の記録に記述された暴力の理由と、男性被害者の記録に記述された暴力の理由の比較分析を行った。

表152 t検定：傷害事件における女性加害者と男性被害者の暴力の理由

	女性加害者の理由			男性被害者の理由			検定結果	
	N	平均値	標準偏差	N	平均値	標準偏差	t	p
加害者の酒	22	0.1	0.4	22	0.3	0.5	-2.2	.042*
被害者の酒	22	0.0	0.0	22	0.0	0.2	-1.0	.329
加害者の精神障害	22	0.1	0.3	22	0.1	0.4	-1.0	.329
日常些細な事	23	0.4	0.5	23	0.4	0.5	1.0	.328
被害者の家計のやり方	23	0.0	0.0	23	0.0	0.2	-1.0	.328
被害者の言動・態度	21	0.5	0.5	21	0.5	0.5	0.0	1.000
加害者の仕事に関する問題	18	0.1	0.3	18	0.2	0.4	-1.0	.331
加害者の経済面の問題	21	0.1	0.4	21	0.1	0.4	1.0	.329
被害者の仕事に関する問題	17	0.3	0.5	17	0.2	0.4	1.5	.163
被害者の経済面の問題	21	0.2	0.4	21	0.2	0.4	0.0	1.000
被害者のギャンブル	22	0.0	0.2	22	0.0	0.0	1.0	.329
加害者の嫉妬・やきもち	22	0.3	0.5	22	0.0	0.0	-1.4	.162
加害者の異性関係	23	0.0	0.0	23	0.1	0.3	-1.4	.162
被害者の嫉妬・やきもち	22	0.1	0.3	22	0.0	0.2	0.6	.576
被害者の異性関係	22	0.2	0.4	22	0.1	0.3	1.4	.162
加害者の被害者への支配欲	21	0.2	0.4	21	0.1	0.4	1.0	.329
被害者への軽視	22	0.0	0.2	22	0.0	0.0	1.0	.329

* $p < 0.5$

28項目の暴力の理由に関して検討したところ、11項目（加害者の薬物使用、被害者の薬物使用、加害者のギャンブル、加害者の性別役割分担意識、加害者との家族との不和、被害者との家族との不和、加害者の近隣とのトラブル、子供の問題、コミュニケーション、被害者の家事・育児、及び加害者の子供時代の虐待）は有効回答数が少なかったために、分析を省略した。残りの17項目について比較したところ、1項目において、加害者と被害者の暴力の理由において統計的に有意差がみられた。

17項目のうち、唯一統計的に有意差がみられた項目は「加害者の酒」であった。女性加害者の10%と

男性被害者の30%は、「加害者の酒」を暴力の理由とした。しかし、他の項目に関して、女性加害者と男性被害者の間においては、暴力の理由について相違はなかった。

3 傷害致死の事案

(1) 事案の分析結果

ア 傷害致死事件における処分人員

傷害致死事件は3件であり、全ては男性加害者による事件であった。これらの全ての事件は公判請求により、実刑判決を受けた。実刑判決の刑期の平均は4年2か月であった（短くて3年、長くて5年の刑期であった。）。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力についてみると、本調査の傷害致死事件の加害者は、「拳骨で殴る」3件（今回の傷害致死事件の全加害者）、「足で蹴る」2件（67%）、「平手で打つ」1件（33%）、「体を傷つける可能性のある物で殴る」1件（33%）のような行為を行っていたが、「髪を引っ張る」、「押し倒す」、「刃物などの凶器を体に突きつける」、「引きずりまわす」、「首を絞める」、「物を投げつける」、「腕をねじる」のような行為はみられなかった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は1人であり、パイプを使用した。他の2人は、凶器は使用しなかったが、うち、1人は被害者の腹部を蹴り、他の1人は頭部を拳骨で殴打していた。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

被害者が死亡のために、精神的暴力の全ての状況を把握することは不可能であるが、事案に記載された加害者・加害者の家族の供述によると、「加害者が罵声をあげて怒鳴る」1件、「無視する」1件、「被害者が外で働くこと禁止したり、仕事を辞めさせたりする」1件のような精神的暴力は行われていた。

b 性的暴力

性的暴力については不明である。

c ストーカー行為

ストーカー行為は1件（33%）であった。

オ 類似行為

過去において、3人の加害者は類似行為を行っていたが、そのような行為が何年間継続していたかについては不明である。

カ 暴力の頻度

過去における暴力の頻度に関しても情報は限られているが、少なくとも「時々」または「まれに」暴力を振るっていたようである。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていた加害者は1人であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者と被害者が配偶者関係にあった事案は1件、元配偶者関係にあったものは1件、内縁関係にあったものは1件であった。被害者と加害者の平均の「関係期間」（付き合いはじめてから事件当日までの期間）は11年11か月であり、平均の同居期間は11年9か月であった（2か月から31年）。さらに、犯行時3

件とも同居していた。加害者と被害者の出会いの場所と契機についてみると、風俗店での出会い及び駅前でのナンパ行為によるものであった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についても、情報は限定されていたが、加害者1人は、結婚又は内縁関係成立後(平均して、結婚又は内縁関係成立して4年後)から暴力を振るっていた。他の2人については不明であった。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」は1件、「お互い半分で負担」が1件、「どちらも負担しない」が1件であった。

エ 家族構成

犯行時において、3件とも同居していたが、そのうち「カップルのみ」は1件、「カップルと子供」は2件であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、男性3人であった。平均年齢は39.3歳(30歳から52歳)であった。加害者の学歴は、中学卒業が1人、高校中退が1人、高校卒業が1人であった。今回の事件の加害者2人は職業に就いており(共に常勤)、残り1人は職に就いていなかった。

職種に関してみると、建設関係が1人とその他が1人であった。生活保護を受けている者はいなかった。

過去5年間の転職をみると、1回は1人で、2回以上は2人であった。収入に関しては、平均年収(mean)は162万円(中央値に当たるmedian年収は162万円)であった。

さらに、1年以上不就労の者は1人であり、又サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が1人、2犯が1人、5犯が1人であった。傷害及び過失傷害等が前科の犯罪であった。

b 前歴

前歴については、加害者全員前歴はなかった。

c 少年時の逮捕歴(保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合)

少年時の逮捕歴があった者は1人であり、逮捕歴は1回であった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時代の逮捕時の犯罪は道路交通関係であった。

e 保護処分等

保護観察・少年院歴があった者は1人であり、回数は1回(恐喝)であった。

f 暴力団

暴力団加入歴があった者は1人であった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

薬物使用歴があった者は1人であり、覚せい剤使用であった。犯行時に、どの加害者も薬物は使用していなかった。

b 飲酒

今回の傷害致死事件における加害者3人は飲酒の習慣があり、そのうち、2人は酒癖が悪かった。犯行時、2人が飲酒状態にあった。

エ 子供への虐待

子供（我が子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた者はいなかった。

オ 暴力の合理化

「自分が被害者だ」と考える加害者は1人いた。「自分の責任ではない」、「被害者はいない」、「皆がやっている」、「しつけとしてやっている」、「脅すつもりだけ」に関しては、3人のうち2人はこれらの言い訳を使って暴力を合理化しなかったと考えられるが、残りの1人については不明であった。

カ 家族・他人との関係

3人の加害者は全員家族との関係は悪かった。しかし、3人のうち1人は他人との関係は良く、残りの1人は関係が悪かった。

キ 加害者からみた暴力の理由

「日常些細な事」（2人）、「被害者の家事・育児」（2人）、「被害者の言動・態度」（2人）、「加害者の経済面の問題」（2人）、「被害者の仕事に関する問題」（2人）、「加害者の被害者への支配欲」（2人）、「加害者の固定的な性別役割分担意識」（2人）、「加害者の酒」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者のギャンブル」（1人）、「被害者の経済面の問題」（1人）、「加害者の嫉妬・やきもち」（1人）、「被害者の異性関係」（1人）、「コミュニケーションの問題」（1人）、「加害者の被害者への軽視」（1人）が暴力の理由として挙げられた。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、加害者は被害者から身体的暴力、精神的暴力、又は性的暴力を受けたことはなかった。同様に、事件直前にも、どの種類の暴力も受けなかった。

ケ 自己防衛

加害者は自己防衛のために、今回のDV事件を起こさなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、加害者1人に関しては、病気に罹患していなかったが、他の2人に関しては不明である。

(4) 被害者の分析結果**ア 特性等**

被害者の性別は、3人全員が女性であり、平均年齢は32.3歳（22歳から53歳）であった。加害者の学歴は、高校中退が2人と残り1人の被害者については不明であった。被害者のうち、職業に就いている者は1人、職に就いていない者は1人（1年以上不労）、家事専業は1人であった。

就業者は常勤で、サービス関係に就いており、過去5年間に転職はなかった。しかし、収入に関しては不明であった。生活保護を受けている者はいなかった。しかし、3人のうち、1人はサラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった。

イ 薬物・飲酒**a 薬物**

被害者には薬物使用歴はなかった。

b 飲酒

3人の被害者のうち、2人は飲酒の習慣があったが、酒癖については不明である。被害時、飲酒状態にあったのは1人であった。

ウ 相談

被害者が被害前に、DVに関して相談したかどうかについては不明である。

エ 家族の関与

家族の加害者への関与があったのは、1人の加害者に対してだけであった。子供が父親の暴力を制止しようとした。同様に、1人の加害者に対して、他人の関与もあったが、関与の役割は不明であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、被害者が警察へ電話で相談したかどうか不明である。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者死亡のため、暴力の理由は不明確であるが、事案からみると、「加害者の仕事に関する問題」(1人)、「加害者の経済面の問題」(1人)、「被害者の仕事に関する問題」(1人)、「被害者の経済面の問題」(1人)のような理由が考えられた。

キ 加療・後遺症

被害者死亡のため非該当。

ク 被害時の心理状況

被害者の心理状況についても不明である。

ケ 被害時の病気の有無

被害時、被害者1人は病気に罹患し、その病名は慢性腎不全・心筋梗塞等であった。

4 殺人の事案

(1) 事案の分析結果

ア 殺人事件における処分人員

殺人事件は3件であり、すべて男性加害者であった。これらの事件は公判請求により、3件すべてにおいて、実刑判決を受け、刑期は6年から10年の間で言い渡されており、その平均は7年4か月であった。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力についてみると、「凶器を体に突きつける」が1件と「首を絞める」が2件であった。他の暴力行為はみられなかった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は2人であり、そのうち、ナイフ・包丁が1件とその他(ロープを使用)であった。他の1人は手で頸部を圧迫し、死亡させた。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力に関しては、被害者死亡のため、詳細は不明であるが、少なくとも1件の事件において、加害者は被害者に生活費を渡さなかった。

b 性的暴力

同様に、性的暴力についても詳細は不明であるが、1件の事件において、加害者は被害者に性的行為を強要した。

オ 類似行為

過去に、類似行為を行っていたのは、3人の加害者のうち1人であった。過去の類似行為は、平均で3.6年続いていた。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると、3件のうち、2件は不明であったが、残り1件については、事件発生1年前の頻度は、5年前と比較して、「たびたび」と変わりはなかった。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていたかどうかに関しては不明である。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

3件において、加害者と被害者は配偶者関係にあった。被害者と加害者の平均の「関係期間」（付き合いはじめてから事件当日までの期間）は28年1か月であり、平均の同居期間は27年9か月（3年8か月から45年まで）である。さらに、2件は同居し、残り1件は別居であった。加害者と被害者の出会いの場所はスナック等であった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、2人の加害者は結婚又は内縁関係成立後（平均して、結婚又は内縁関係成立して17年後）から暴力を振るっていた。1人は結婚又は内縁関係成立直後に、他の1人は34年後であった。残り1人に関しては不明であった。

ウ 経済的負担

経済的に「全面的に男性が負担」が1件、「ほとんど男性が負担」が1件、不明が1件であった。

エ 家族構成

犯行時において、2件の同居していたカップルについては、「カップルのみ」であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、全員男性であった。平均年齢は52歳（25歳から69歳）であった。加害者の学歴は、中学卒業未満が1人、中学卒業が1人、高校卒業が1人であった。3人の加害者のうち2人は退職しており、1人は常勤で職に就いていた（過去5年間に2回以上転職をしていた）。職種に関しては、建設関係であったが、就職したばかりなので、年収は不明であった。生活保護を受けている者はいなかった。サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった加害者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が1人、1犯が2人であった。前科となった犯罪は傷害及び過失傷害であった。

b 前歴

前歴については、加害者は全員「前歴なし」であった。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

加害者3人の少年時の逮捕歴をみると、誰も逮捕歴はなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

非該当である。

e 保護処分等

同様に、3人の加害者には、保護観察・少年院歴はなかった。

f 暴力団

3人の加害者には、暴力団加入歴はなかった。

ウ 薬物・飲酒**a 薬物**

3人の加害者のうち、1人は薬物使用歴があり、うち、有機溶剤が使用された。犯行時に薬物を使用した者はいなかった。

b 飲酒

3人の加害者のうち、1人は飲酒の習慣があり、酒癖が悪かった。犯行時において、加害者が飲酒状態であったかどうかについては不明である。

エ 子供への虐待

3人の加害者のうち、1人は子供（我が子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた。

オ 暴力の合理化

3人の加害者は暴力を合理化していなかったと考えられる。

カ 家族・他人との関係

家族との関係が良かったとされる加害者は1人であり、他の2人の加害者は家族との関係が悪かった。他人との関係についてみると、1人は良く、1人は悪く、残りの1人については不明であった。

キ 加害者からみた暴力の理由

「被害者の言動・態度」(3人)、「日常些細な事」(2人)、「被害者の家事・育児」(2人)、「加害者の仕事に関する問題」(2人)、「加害者の経済面の問題」(2人)、「被害者の家計のやり方」(1人)、「加害者のギャンブル」(1人)、「被害者の仕事に関する問題」(1人)、「被害者の経済面の問題」(1人)、「加害者の嫉妬・やきもち」(1人)、「被害者の異性関係」(1人)、「子供の問題」(1人)、「加害者の被害者への支配欲」(1人)が暴力の理由として考えられた。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去及び事件直前に、加害者は被害者より、身体的、精神的及び性的暴力を受けなかった。

ケ 自己防衛

3人の加害者は、自己防衛のために、今回のDV事件を起こさなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、3人の加害者のうち、1人は病気(糖尿病)に罹患し、他の2人については不明であった。

(4) 被害者の分析結果**ア 特性等**

被害者の性別は、全員女性であった。平均年齢は48.7歳(21歳から68歳)であった。被害者の学歴は、中学卒業が1人、高校卒業が1人、不明が1人であった。2人は職業に就いており、他の1人は家事専業であった。就業者のうち、1人が常勤、他の1人がパートであった。

職種に関してみると、サービス関係が2人であった。生活保護を受けている者はいなかった。過去5年間の転職をみると、1人はなく、残りの1人については不明であった。収入に関しては、収入が明確だったのは1人だけであり、その年収は78万円であった。

さらに、1年以上不労の者はなかったが、サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)のあった者は1人であった。

イ 薬物・飲酒**a 薬物**

薬物使用歴があった者はいなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった者は1人、他の2人については不明であった。酒癖及び被害時の飲酒状態については不明であった。

ウ 相談

被害前に、相談をした者は1人（家族・親族への相談）、他の2人は相談をしなかった。

エ 家族の関与

家族の加害者への関与は2人、そのうち、子供が1人で、被害者の親族が1人であった。主な役割は制止等であった。他人の加害者への関与に関しては不明であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、警察に電話で相談をした者は1人で、事件の6か月以内であった。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者死亡のため、被害者の理由に関して不明確な点もあるが、「加害者の酒」（1人）、「被害者の家事・育児」（1人）、「被害者の言動・態度」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者の経済面の問題」（1人）、「被害者の仕事に関する問題」（1人）が暴力の理由だと考えられる。

キ 加療・後遺症

被害者死亡のため非該当。

ク 被害時の心理状況

被害者死亡のため非該当。

ケ 被害時の病気の有無

被害時、病気に罹患していた被害者は1人で、病名は脳動脈瘤であった。

5 殺人未遂の事案**(1) 事案の分析結果****ア 殺人未遂事件における処分人員**

殺人未遂事件は3件であり、そのうち、女性加害者は1人、男性加害者は2人である。殺人未遂事件は、公判請求が3件であった。公判請求のうち、執行猶予が2件、実刑が1件であった。執行猶予のうち、1件が単純執行猶予であり、1件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役3年執行猶予4年6か月である。また、実刑判決の刑期は3年であった。

男女別にみると、女性加害者は単純執行猶予を受け、懲役3年執行猶予5年であった。これに対して、男性加害者の公判請求のうち、1件は保護観察付執行猶予（懲役3年執行猶予4年）であり、他の1件は実刑判決であり、刑期は3年であった。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力をみると、「体を傷つける可能性のある物で殴る」1件、「刃物などの凶器を体に突きつける」1件、「首を絞める」1件、「押し倒す」1件であった。傷害を負わせたケースは3件で、その平均加療日数は30日であった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は3人であり、そのうち、ナイフ・包丁が2人、ハンマーが1人であった。

エ 身体的暴力以外の暴力**a 精神的暴力**

精神的暴力をみると、「罵声をあげて怒鳴る」1件、「生活費を渡さない」1件、「被害者が大切にしてい

いる物を捨てる」1件、「被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたりする」1件である。

b 性的暴力

性的暴力に関して、1人は「不明」であったが、他の2人においては、性的暴力を行ってはいなかった。

オ 類似行為

過去に、類似行為を行っていた加害者は1人で、8.2年続いていた。過去の類似行為で同一配偶者への暴力で罰金刑を受けた者は1人であった。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると、事件発生1年前の頻度と5年前の頻度には相違はなく、「たびたび」暴力を振るっていた。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVを行っていた加害者は3人であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者と被害者が配偶者関係にあった事案は1件、元配偶者関係にあったものは2件であった。加害者と被害者の平均の同居期間は24年2か月である(8年5か月から41年6か月)。加害者と被害者の出会いの場所についてみると、職場が2件とその他が1件であった。事件当時配偶者関係にあった被害者は、事件後においても離婚の申請をしなかった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、結婚又は内縁関係成立後(平均して、結婚又は内縁関係が成立して0.2年後)から暴力を振るっていた加害者は2人であり、他の1人については不明であった。

エ 経済的負担

経済的に「ほとんど女性が負担」が1人、「どちらも負担しない」が1人、不明が1人であった。

オ 家族構成

犯行時において、同居していたカップルは1件であり、事件後も同様に同居を続けていた。他のケースにおいては、犯行時に単身であった加害者は実刑を受け刑務所へ移送され、また犯行時家族とは別居していた加害者の犯行後の家族構成については不明である。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、男性2人、女性1人であった。平均年齢は49歳(31歳から69歳)であった。加害者の学歴は、3人全員中学卒業であった。2人は職業に就いており、1人は家事専業であった。就業者のうち、1人はパートであり、他の1人については不明であった。職種に関してみると、建設関係が1人とその他1人であった。

過去5年間の転職をみると、転職をした加害者はいなかった。収入に関しては、1人の加害者の収入しか分からず、その年収は360万円であった。サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった加害者は2人で、残りの1人にはなかった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が2人で、他の1人は前科が3犯(傷害等)あった。

b 前歴

前歴については、「前歴なし」が2人、他の1人は前歴が1回（公務執行妨害）あった。

c 少年時の逮捕歴（保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合）

少年時の逮捕歴があった者はいなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

非該当である。

e 保護処分等

加害者のうち、1人は恐喝により、保護観察・少年院歴が1回あった。

f 暴力団

暴力団加入歴があった者は1人であった。

ウ 薬物・飲酒**a 薬物**

薬物使用歴があった加害者は1人で有機溶剤を使用していたが、犯行時には薬物の使用はなかった。他の加害者は薬物を使用していなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった加害者は1人で、この加害者は酒癖が悪かった。犯行時の飲酒状態は不明である。他の2人は飲酒の習慣はなかった。

エ 子供への虐待

子供（我が子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた加害者は1人で、他の1人は振るっていなかった。残りの1人については不明である。

オ 暴力の合理化

暴力の合理化について、「自分が被害者だ」と言った加害者は1人であるが、この加害者は他の合理化は使用しなかった。残り2人の加害者は暴力を合理化しなかった。

カ 家族・他人との関係

家族との関係が良かった加害者は1人、普通は1人、悪かったは1人であった。他人との関係が普通だったものは1人で、他の2人については不明である。

キ 加害者からみた暴力の理由

加害者の暴力の理由は、「被害者の言動・態度」（3人）、「加害者の被害者への支配欲」（3人）、「日常些細な事」（2人）、「加害者の嫉妬・やきもち」（2人）、「被害者の異性関係」（2人）、「加害者の酒」（1人）、「加害者と他の家族との不和」（1人）、「加害者の経済面の問題」（1人）、「子供の問題」（1人）であった。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去において、被害者から身体的暴力を受けて加害者は1人、精神的暴力を受けた者は2人、性的暴力を受けた者は1人であった。事件直前に、3人のうち1人は、被害者から精神的暴力を受けていた。事件直前に、被害者から身体的及び性的暴力を受けた加害者はいなかった。

ケ 自己防衛

自己防衛のために、今回のDV事件を起こした加害者はいなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、加害者の1人は病気（自律神経失調症）に罹患していた。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、女性が2人、男性が1人であった。平均年齢は52歳（29歳から78歳）であった。被害者の学歴は、中学卒業が1人で、他の2人については不明であった。職業に就いていた被害者は2人であり、職業に就いていない者は1人であった。就業者のうち、1人が常勤であり、他の1人はパートであった。

職種に関しては不明であった。生活保護を受けている被害者は2人であり、他の1人は受けていなかった。収入に関しては、就業者2人のうち、年収が明確にできたのは1人についてだけあった。この被害者の年収は142万円であった。サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった被害者は1人であった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

被害者には薬物使用歴はなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった被害者は3人であり、酒癖が悪かった者はいなかった。被害時、2人が飲酒状態であった。

ウ 相談

被害前に、相談をした被害者は1人であり、民生委員・社会福祉協議会・自治会長から相談を受けていた。被害後に相談をした被害者はいなかった。

エ 家族の関与

被害時において、全ての被害者は子供からの関与があり、関与者は暴力を制止しようとしたり、被害者から暴力について話を聞いたりした。他人からの関与があった者は1人であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、警察に電話で相談をした被害者は1人で、事件の1か月以内にかけていた。他の2人は警察に電話をかけていなかった。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者からみた暴力の理由は、「加害者の酒」（1人）、「日常些細な事」（2人）、「被害者の言動・態度」（2人）、「加害者と他の家族との不和」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者の経済面的問題」（1人）、「加害者の嫉妬・やきもち」（3人）、「被害者の異性関係」（1人）、「子供の問題」（1人）、「加害者の被害者への支配欲」（2人）である。

キ 加療・後遺症

妊娠中に暴力を受けた被害者は1人であり、この身体的暴力により、被害者は身体的後遺症及び精神的後遺症を残した。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については、恐怖を感じたものが1人、家族観・結婚観（例えば、結婚した時に、何があっても一生一緒にやっていると決めたのでそれに従いたい、また、子供のために家族は一緒にいるべきである。）が1人、経済的不安が1人、愛情に変わる事への期待が1人であった。

ケ 被害時の病気の有無

犯行時、病気に罹患していなかった被害者は1人であるが、他の2人については不明であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると、「処分を厳しくしなくてもよい」が2人、「処分を厳しくしてほしい」が1人であった。

6 DV防止法違反の事案

(1) 事案の分析結果

ア DV防止法違反における処分人員

DV防止法違反は6件であり、そのうち、DV防止法違反と傷害が2件、DV防止法違反と暴行が1件、DV防止法違反と住居侵入が1件、DV防止法違反のみが2件である。加害者はすべて男性であった。これらの事件のうち、略式命令が2件（そのうち、1件は傷害と絡む。）、公判請求が4件（そのうち、1件は傷害と絡む。）であった。公判請求のうち、執行猶予が2件、実刑が2件であった。執行猶予のうち、単純執行猶予と保護観察付執行猶予が各1件であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役6か月執行猶予3年であった（2件とも、懲役6か月執行猶予3年）。また、実刑判決の刑期の平均は8か月であった（2件とも、刑期は8か月）。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力をみると、「足で蹴る」2件、「拳骨で殴る」1件、「押し倒す」1件、「物を投げつける」1件であった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者は1人であり、凶器としてビール瓶と椅子を使用した。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力を頻度の多い順にみると、「罵声をあげて怒鳴る」6件、「生活費を渡さない」4件、「命令口調でものを言う」3件、「被害者が大切にしている物を捨てる」3件、「被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたりする」2件、「誰のおかげで生活しているのだと言う」1件、「被害者が誰とつきあってよいかを制限したり、誰とつきあっているかをチェックしたりする」1件、「子供に危害を加えると脅す」1件、「暴力の素振りをする」1件であった。

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を要求する」2件、「避妊に協力しない」1件であった。

c ストーカー行為

「ストーカー行為」は4件であった。

オ 類似行為

過去において、6人の加害者は被害者に対して暴力を振るっており、類似行為は平均で12.7年（1.8年から32年）続いていた。過去において、他の被害者又は同一被害者に対して、類似行為で処分を受けた加害者はいなかった。

カ 暴力の頻度

事件発生1年前の暴力の頻度と5年前の頻度には変化はなかった。事件発生1年前及び5年前の暴力の頻度は「たびたび」が4人（67%）、「時々」が2人（33%）であった。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVをおこなっていた加害者は5人であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

加害者が被害者と配偶者関係にあった者は5人、内縁関係が1人であった。被害者と加害者の平均の「関係期間」(付き合い始めてから事件当日までの期間)は12年であり、平均の同居期間は11年8か月(1年6か月から23年)である。また、1件は同居し、5件は別居していた。加害者と被害者の出会いの場所についてみると、2件は職場関係を通して、2件はその他(友人の紹介及びお見合い)、他の2件については不明であった。事件当時、配偶者関係にあった被害者5人のうち、4人は事件後離婚の申請をした。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、6人の加害者全員が、結婚又は内縁関係成立後から暴力を振るっていた。平均して、結婚又は内縁関係が成立して8か月後(結婚又は内縁関係成立直後から2年後)であった。

ウ 経済的負担

犯行時において、同居をしていた1件のカップルに関する経済的負担については不明であった。

エ 家族構成

犯行時において、同居をしていた1件のカップルの家族構成は「カップルと子供」であったが、犯行後、加害者が誰と暮らしているか不明であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、6人全員男性であった。平均年齢は43.3歳(24歳から63歳まで)であった。加害者の学歴は、中学卒業が2人、高校卒業が4人であった。6人の加害者のうち、4人は職に就いており、2人は職についていなかった。就業者のうち、3人は常勤であった。職種に関してみると、建設関係が2人、その他が2人(例えば、エンジニア等)であった。生活保護を受けている者はいなかった。

過去5年間の転職をみると、1人は転職がなく、1人は1回、4人は2回以上であった。収入(収入のある者)に関しては、平均年収(mean)は420万円(中央値に当たるmedian年収は420万円)であった。さらに、1年以上不労の者は1人であり、サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった加害者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、「前科なし」が3人、2犯が1人、3犯が1人であり、残りの1人については不明であった。前科となった犯罪は、道路交通関係、過失傷害等であった。

b 前歴

前歴については「前歴なし」が3人、2回が2人であり、他の1人については不明であった。前歴となった犯罪は、暴行、強盗等であった。

c 少年時の逮捕歴(保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合)

6人の加害者のうち、少年時の逮捕歴があった加害者はいなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時の逮捕歴があった加害者はいなかったため、非該当である。

e 保護処分等

6人の加害者のうち、保護観察・少年院歴があった加害者はいなかった。

f 暴力団

6人の加害者のうち、暴力団加入歴があった加害者はいなかった。

ウ 薬物・飲酒**a 薬物**

6人の加害者のうち、薬物使用歴があった加害者はいなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった加害者は4人であり、他の2人については不明であった。そのうち、酒癖が悪かった加害者は1人であり、犯行時、飲酒状態であった者は1人であった。

エ 子供への虐待

子供（実子及び継子を含む）に対して暴力を振るっていた加害者は3人であり、残りの3人は振るっていないかった。

オ 暴力の合理化

6人の加害者のうち、4人は「自分の責任ではない」、1人は「自分が被害者だ」、1人は「しつけどしてやっている」と暴力の合理化をした。

カ 家族・他人との関係

6人の加害者は家族との関係は悪かった。また、他人との関係については、2人は普通、2人は悪く、残りの2人については不明であった。

キ 加害者からみた暴力の理由

暴力の理由についてみると、「加害者の嫉妬・やきもち」（5人）、「日常些細な事」（4人）、「被害者の言動・態度」（3人）、「加害者の被害者への支配欲」（3人）、「被害者の家計のやり方」（2人）、「加害者の経済面の問題」（2人）、「被害者の酒」（1人）、「被害者の家事・育児」（1人）、「加害者の仕事に関する問題」（1人）、「加害者のギャンブル」（1人）、「被害者の育児に関する問題」（1人）、「被害者の経済面の問題」（1人）であった。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去及び事件直前において、加害者は被害者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれの暴力も受けなかった。

ケ 自己防衛

自己防衛のために、今回の事件を起こした加害者はいなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、病気に罹患していた加害者はいなかった。

(4) 被害者の分析結果**ア 特性等**

被害者の性別は、6人全員女性であった。平均年齢は39.7歳（25歳から61歳）であった。加害者の学歴に関しては、いずれの被害者についても不明であった。6人の被害者のうち、5人は職に就いており、1人は職に就いていなかった。就業者のうち、2人が常勤であり、3人はパートであった。

職種に関してみると、サービス関係が3人、オフィスワーカーが1人、福祉関係が1人であった。生活保護を受けている被害者いなかった。過去5年間の転職をみると、1人は転職がなく、2人は1回、残り3人については不明であった。収入に関しては、いずれの被害者についても不明であった。

さらに、1年以上不就労の被害者はなかった。サラ金借財（ギャンブル・遊興費・生活費に使用）があった被害者は3人、他の3人は借財がなかった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

6人の被害者のうち、薬物使用歴があった者はいなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった被害者1人であり、残りの5人については不明であった。飲酒の習慣がある被害者の酒癖については不明であった。また、被害者の被害時の飲酒状態については不明であった。

ウ 相談

6人の被害者のうち、83% (5人) は被害前に、婦人相談所、警察等に相談した。被害後に相談した者は1人、相談しなかった者は4人、相談をしたかどうか不明の者は1人であった。

エ 家族の関与

6人の被害者のうち、家族の関与があった者は5人、他の1人は家族の関与がなかった。主な関与者は子供(4人)及び加害者の親族(1人)であった。関与者の役割は、「制止」が2人、「その他」(例えば、話しを聞く)が2人、残りの1人の役割については不明であった。他人の関与者があった被害者は3人、他の3人は関与者がなかった。関与者の役割は「見ているだけ」が1人、「その他」(例えば、警察へ一緒に行く)が2人であった。

オ 警察へ電話で電話

過去において、警察に電話をかけて相談をした被害者は4人、他の2人は電話をかけなかった。警察への電話の時期は、事件の1か月以内は3人、事件の6か月以内は1人であった。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者の理由は、「加害者の嫉妬・やきもち」(5人)、「加害者の被害者への支配欲」(3人)、「日常些細な事」(3人)、「加害者の仕事に関する問題」(2人)、「被害者の異性関係」(2人)、「加害者の経済面の問題」(2人)、「加害者のギャンブル」(1人)、「被害者の仕事に関する問題」(1人)、「加害者の異性関係」(1人)、「加害者の酒」(1人)、「被害者の家事・育児」(1人)、「被害者の家計のやり方」(1人)、「被害者の言動・態度」(1人)、「加害者の被害者への軽視」(1人)であった。

キ 加療・後遺症

身体的暴力のために、負傷した被害者は3人で、その治療に要した平均加療日数は13.5日であった。6人の被害者のうち、1人は身体的後遺症(例えば、胸部打撲、両膝・両下腿部挫傷)を残し、3人は精神的後遺症(例えば、一人の被害者は「疲れたから死にたいと言った。」)を残した。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については、「恐怖を感じた」者が3人、「無力感」が2人、「家族観・結婚観(例えば、結婚した時に、何があっても一生一緒にやっていると決めたのでそれに従いたい、また、子供のために家族は一緒にいるべきである。)」が1人、「経済的不安」が1人であった。

ケ 被害時の病気の有無

被害時、病気に罹患していなかった被害者は4人であるが、残り2人については不明であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると、「処分を厳しくしてほしい」が3人、他の3人については不明であった。

7 ストーカー法違反の事案

(1) 事案の分析結果

ア ストーカー法違反における処分人員

ストーカー法違反は3件であり、そのうち、ストーカー法違反と住居侵入・器物損壊が1件、ストーカー法違反と暴行が1件、ストーカー法違反と脅迫が1件である。加害者は全て男性であった。これらの事件のうち、検察が不起訴処分とした事案は1件、略式命令が1件、公判請求が1件であった。公判請求となった事例は単純執行猶予であり、刑期及び執行猶予期間は、懲役1年6か月執行猶予4年であった。また、罰金となった事例における罰金額は30万円であった。

イ 身体的暴力の内容

身体的暴力をみると、「平手で打つ」(1件)及び「押し倒す」(1件)があった。

ウ 凶器の使用者

凶器を使用した加害者はいなかった。

エ 身体的暴力以外の暴力

a 精神的暴力

精神的暴力をみると、「罵声をあげて怒鳴る」(3件)、「被害者が誰とつきあってよいかを制限したり、誰とつきあっているかをチェックしたりする」(1件)、「命令口調でものを言う」(1件)、「生活費を渡さない」(1件)、「被害者が外で働くことを禁止したり、仕事を辞めさせたりする」(1件)であった。

b 性的暴力

性的暴力についてみると、「性的行為を要求する」が1件であった。

オ 類似行為

過去において、3人の加害者全員は、被害者に対して暴力を振るっており、類似行為は平均で5.6年(6か月から8年)続いていた。過去において、他の被害者又は同一被害者に対して、類似行為で処分を受けた加害者はいなかった。

カ 暴力の頻度

暴力の頻度に関してみると、事件発生1年前の頻度は、5年前と比較して、「たびたび」が1人から2人に増加し、「時々」が0人から1人となった。また、5年前に、暴力が「なし」であった者が2人いたが、1年前には0人となった。

キ 子供の前での暴力行為

子供の前でDVをおこなっていた加害者は2人であり、他の1人については不明であった。

(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果

ア 属性等

3件全てにおいて、加害者と被害者は元配偶者関係にあり、事件当時、別居をしていた。被害者と加害者の平均の「関係機関」(付き合い始めてから事件当日までの期間)は12年8か月であり、平均の同居期間は8年5か月(1年から18年)である。加害者と被害者の出会いの場所についてみると、1件は職場関係を通して、2件はその他(友人の紹介等)であった。

イ DVの開始時期

DVの開始時期についてみると、3人の加害者全員が、結婚又は内縁関係成立後から暴力を振っていた。平均して、結婚又は内縁関係成立して7.5年後(結婚又は内縁関係成立直後から17年後)であった。

ウ 経済的負担

3件全てにおける経済的負担については不明であった。

エ 家族構成

犯行時及び犯行後において、2人の加害者は単身であったが、他の1人は不明であった。

(3) 加害者の分析結果

ア 特性等

加害者の性別は、3人全員男性であった。平均年齢は35.7歳(28歳から48歳まで)であった。加害者の学歴は、高校中退が1人、高校卒業が4人であった。3人の加害者のうち、1人は職に就いており、2人は職についていなかった。就業者は全員常勤であり、職種は建設関係であった。生活保護を受けている者はいなかった。

過去5年間の転職をみると、1人は転職がなく、1人は2回以上であり、残り1人については不明であった。3人のうち、職に就いている加害者の年収は360万円であった。さらに、1年以上不労の者は1人であり、サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった加害者は1人であった。

イ 前科・逮捕歴等

a 前科

前科については、3人全員「前科なし」であった。

b 前歴

前歴については、3人全員「前歴なし」であった。

c 少年時の逮捕歴(保護観察処分とならなかった又は少年院に送られなかった場合)

3人全員に少年時の逮捕歴はなかった。

d 少年時の逮捕時の犯罪

少年時の逮捕歴がなかったため、非該当である。

e 保護処分等

3人全員に、保護観察・少年院歴はなかった。

f 暴力団

3人全員に、暴力団加入歴はなかった。

ウ 薬物・飲酒

a 薬物

3人全員に、薬物使用歴はなかった。

b 飲酒

飲酒の習慣があった加害者は2人であり、そのうち、酒癖が悪かった者はいなかった。また、犯行時、飲酒状態であった者もいなかった。

エ 子供への虐待

子供(実子及び継子を含む)に対して暴力を振るっていた加害者は1人であり、残りの2人は振るっていない。

オ 暴力の合理化

3人の加害者のうち、1人が暴力は「脅すつもりだけだった」と暴力の合理化をした。

カ 家族・他人との関係

家族との関係に関して、3人の加害者のうち、1人は普通で、2人は悪かった。他人との関係については、1人は普通、他の2人については不明であった。

キ 加害者からみた暴力の理由

暴力の理由についてみると、「加害者の被害者への支配欲」(3人)、「被害者の言動・態度」(2人)、

「加害者の仕事に関する問題」(2人)、「加害者の経済面の問題」(1人)、「加害者のギャンブル」(1人)、「加害者の嫉妬・やきもち」(1人)、「加害者の異性関係」(1人)、「被害者の異性関係」(1人)、「子供の問題」(1人)であった。

ク 過去・事件直前の加害者に対する被害者による暴力

過去及び事件直前において、加害者は被害者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれの暴力も受けなかった。

ケ 自己防衛

自己防衛のために、今回の事件起こした加害者はいなかった。

コ 犯行時の病気の有無

犯行時、病気に罹患していた加害者はいなかった。

(4) 被害者の分析結果

ア 特性等

被害者の性別は、3人全員女性であった。平均年齢は35.3歳(30歳から45歳)であった。加害者の学歴は、高校卒業が1人、他の2人については不明であった。3人は全員職に就いており、2人が常勤であり、他の1人はパートであった。

職種に関してみると、サービス関係が1人、他の2人はその他(造園・繊維関係)であった。生活保護を受けている被害者はいなかった。過去5年間の転職をみると、2人は転職がなく、1人は1回であった。収入に関しては、3人全員に収入があったが、2人の収入については不明であった。収入が判明している被害者の年収は120万円であった。

さらに、1年以上不就労の被害者はなく、サラ金借財(ギャンブル・遊興費・生活費に使用)があった被害者もいなかった。

イ 薬物・飲酒

a 薬物

薬物使用歴がある被害者はいなかった。

b 飲酒

3人の被害者に関する飲酒の習慣は不明であった。

ウ 相談

被害前に、3人の被害者のうち、2人は警察等に相談したが、被害後においては、3人のうち誰も相談を受けなかった。

エ 家族の関与

家族の関与があった被害者は2人、他の1人は関与がなかった。子供と被害者の父が主な関与者で、関与者の役割は、「制止」が1人、「その他」(例えば、話しを聞く)が1人であった。同様に、他人の関与者があった被害者は1人で、他の1人は関与がなかった。関与者の役割は「制止」が1人、「その他」(例えば、警察へ一緒に行く)が1人であった。

オ 警察へ電話で相談

過去において、警察に電話をかけ相談をした被害者は3人のうち2人で、この2人は事件の1か月以内に警察に電話をかけた。

カ 被害者からみた暴力の理由

被害者の理由をみると、「加害者の被害者への支配欲」(3人)、「被害者の言動・態度」(1人)、「加害者の仕事に関する問題」(1人)、「加害者の経済面」(1人)、「加害者のギャンブル」(1人)、「加害者の

嫉妬・やきもち」(1人),「被害者の異性関係」(1人),「子供の問題」(1人)であった。

キ 加療・後遺症

3人の被害者のうち,1人は身体的暴力のために,病院で治療を受け,その加療日数は6日であった。身体的後遺症を残したとみられる被害者はいなかったが,少なくとも2人は精神的後遺症を残した。残り1人についての精神的後遺症は不明であった。

ク 被害時の心理状況

被害者の被害時の心理状況については,恐怖を感じた者が2人であった。

ケ 被害時の病気の有無

被害時,病気に罹患していなかった被害者は2人であるが,残り1人については不明であった。

コ 加害者の処分

被害者の加害者に対する処分についてみると,「処分を厳しくしてほしい」が2人,残り1人については不明であった。

8 暴力の決定要因と因果関係

(1) 暴力の決定要因

ア 身体的暴力の決定要因

「身体的暴力」と「加害者の特性等の9要因(すなわち,加害者の年齢,学歴,職業の有無,年収,前科・前歴,暴力団の加入歴の有無,薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間)」との関連性を検討するために重回帰分析を行った。これら9要因は加害者の社会経済的地位,過去の犯罪行為及び被害者との関係を含み,身体的暴力と深い関係を持つであろうと考えて選択した。女性加害者は人数が少ないため,分析から除外した。重回帰分析においては,従属変数「身体的暴力」は合計11項目より,頻度数の少なかった「腕をねじる」を除いた10項目(すなわち,「平手で打つ」,「足で蹴る」,「拳骨で殴る」,「物で殴る」,「凶器を突きつける」,「髪をひっぱる」,「首を絞める」,「引きずり回す」,「物を投げつける」,「押し倒す」)を採用した。

上記9つの変数のうち,「加害者の年収」を吟味すると,本調査のデータは正規分布曲線を描いていないことが分かった。そこで,「加害者の年収」が正規分布曲線に近くなるように修正するために,「加害者の年収(log)」を計算し,この変数を重回帰分析に使用した。表153は,「身体的暴力」を従属変数として,重回帰分析を行った結果である。結果をみると,どの変数も有意水準5%以下($p < .05$)に達していなかった。言い換えると,この重回帰分析に導入された9つのどの変数も身体的暴力の決定要因である可能性は非常に低いと考えられた。しかし,有意水準5%以下に近かった変数はいくつかあった。「加害者と被害者の同居期間」(有意確率 $p=0.053$)及び「加害者の薬物使用歴」($p=0.065$)である。すなわち,この重回帰分析に含まれた全ての要因を考慮に入れても,加害者と被害者の「同居期間」についてみると,同居期間の短い加害者の方が,同居期間の長い加害者よりも,身体的暴力を振るう傾向があるようである。「加害者の薬物使用歴」についてみると,薬物を使用した経験のある加害者の方が,使用した経験のない加害者より,暴力を振るう可能性が高いと考えられた。仮に調査対象の加害者数が増加すれば,これらの変数が有意水準5%以下に達する可能性があると思われる。

これら全ての9要因を1つのグループとして考えると,このグループは従属変数(身体的暴力)の分散(variance)の約10%しか説明できない。つまり,この重回帰分析で観測できない潜在要因が身体的暴力の決定要因となっている可能性が考えられる。

表153 重回帰分析：身体的暴力の決定要因

		従属変数：身体的暴力				
		b	標準誤差	β	t	p
独立変数	加害者年齢	0	0.01	-0.02	-0.21	.836
	加害者学歴	0.04	0.10	0.03	0.39	.695
	加害者職業の有無	-0.66	0.57	-0.20	-1.16	.249
	加害者年収 (log)	0.18	0.10	0.30	1.73	.086
	加害者前科回数	0.04	0.08	0.05	0.51	.611
	加害者前歴回数	0.01	0.14	0.01	0.09	.928
	加害者の暴力団加入歴の有無	-0.19	0.47	-0.04	-0.39	.696
	加害者の薬物使用歴の有無	0.68	0.37	0.17	1.86	.065
	加害者被害者の同居期間	0	0	-0.18	-1.95	.053
	定数	2.36				
	R ²	0.098				

イ 精神的暴力の決定要因

「身体的暴力」と同様に、「精神的暴力」と「加害者の特性等の9要因（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」との関連性を検討するために重回帰分析を行った。これら9要因は加害者の社会経済的地位、過去の犯罪行為及び被害者との関係を含み、精神的暴力と深い関係を持つ可能性が高いという理由で選択された。女性加害者の人数は少ないため、分析から除外した。重回帰分析においては、精神的暴力は、合計11項目の中から、頻度の少なかった3項目（「誰のおかげで生活できるのだと被害者に言う」、「被害者を無視する」、「被害者の親兄弟に危害を加えると脅す」）を除いた8項目（すなわち、「罵声で怒鳴る」、「被害者の付き合いの制限・チェックする」、「命令口調でものを言う」、「大切な物を捨てる」、「生活費を渡さない」、「被害者の仕事の制限をする」、「子供に危害を加えると脅す」、「暴力の素振りをする」）を採用した。

前記の「身体的暴力」の場合と同様に、「加害者の年収」を修正するために、「加害者の年収 (log)」を計算し、この変数を重回帰分析に使用した。表154は、精神的暴力を従属変数として、重回帰分析を行った結果である。結果をみると、どの要因も有意水準5%以下 ($p < .05$) には達しなかった。つまり、これらの要因は精神的暴力を引き起こす決定要因である可能性は非常に低いと考えられた。

表154 重回帰分析：精神的暴力の決定要因

		従属変数：精神的暴力				
		b	標準誤差	β	t	p
独立変数	加害者年齢	-0.02	0.02	-0.22	-1.16	.251
	加害者学歴	0	0.12	0.01	0.04	.971
	加害者職業の有無	-0.02	0.68	-0.01	-0.03	.976
	加害者年収 (log)	-0.10	0.12	-0.23	-0.85	.400
	加害者前科回数	0.08	0.10	0.12	0.77	.442
	加害者前歴回数	0.14	0.22	0.09	0.61	.544
	加害者の暴力団加入歴の有無	0.85	0.79	0.16	1.09	.282
	加害者の薬物使用歴の有無	0.56	0.81	0.11	0.69	.492
	加害者被害者の同居期間	0	0	0.22	1.31	.197
	定数	2.70				
	R ²	0.173				

(2) 暴力の因果関係

ア 身体的暴力との因果関係

前記の「身体的暴力の決定要因」において、重回帰分析により、「身体的暴力」と「加害者の特性等の9要因（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」の関連性を検討した。重回帰分析においては、これらの9要因の身体的暴力に対する「直接的な影響」を吟味したが、これらの変数間の因果関係を分析することはできなかった。そこで、これらの要因と身体的暴力との関係をさらに詳しく吟味するために、パス解析 (path analysis) を行った。パス解析においては、単回帰・重回帰分析を繰り返し行うことで、変数（因子）間の因果関係を分析することができる⁽¹¹⁹⁾。

パス解析において、予測変数（加害者の特性等の9要因）の基準変数（身体的暴力）に対する「直接的な影響」及びこれら9つの変数以外の変数を經由しての「間接的な影響」を吟味し因果関係を検討した。どのような変数が予測変数と基準変数を媒介しているのかについては、「加害者の暴力の理由」が予測変数と基準変数の間に何らかの関係を持つと考えるのが理論的に妥当であると考えられた。このような理由で、「加害者の暴力の理由」26項目のうち、「身体的暴力」と関連性の高かった変数「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」(r=0.194, p=0.005)を抽出した。つまり、これら9つの「予測変数」は「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」を經由して「身体的暴力」に「間接的な影響」を持つのではないかと考えた。

パス解析では、単方向の矢印をたどると元の変数に戻ることでできる「非逐次モデル(nonrecursive model)と、戻ることのできない逐次モデル(recursive model)」がある⁽¹²⁰⁾。本調査において使用されたのは「逐次モデル(recursive model)」であり、予測変数から基準変数への「一方向の影響」がある場合

(119) 豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」-構造方程式モデリング-, 朝倉書店, 2000; 豊田秀樹, 共分散構造分析「入門編」-構造方程式モデリング-, 朝倉書店, 2002

(120) 豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」-構造方程式モデリング-, 朝倉書店, 2000, 151-152

において使用が可能である。言い換えると、予測変数と基準変数の関係において、「相互からの影響」がある場合にはこのモデルを使用することができない。

「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」以外の変数、例えば「加害者の被害者への支配欲」が予測変数「加害者の特性等の9要因」と基準変数「身体的暴力」を媒介する変数である可能性を考慮した。予測変数「加害者の特性等の9要因」と基準変数「加害者の被害者への支配欲」の関係についてみると、「支配欲」は、広義にとらえれば「強い意思」や「競争心」とも絡み合っていると思われ、その「支配欲」が学業・職業においても反映されるのではないかと考えた。すなわち、加害者の「支配欲」と加害者の「学業・職業」が「相互的な影響」を持つ可能性があるならば、「加害者の被害者への支配欲」の使用は「逐次モデル(recursive model)」の条件に反するものと思われた。この理由により、本調査においては、「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」を基準変数として使用した。

また、基準変数として「加害者の仕事に関する問題」も考慮に入れたが、下記の Pearson の相関分析の結果を見ても分かるように、この変数は「身体的暴力」と関連性が低い(有意水準5%以下ではなかった)ために媒介の変数として導入しなかった。

上記の9つの予測変数の「間接的な影響」を検討するために「身体的暴力」を基準変数として重回帰分析を行った。表155と図6が示すように、どの要因も有意水準5%以下には達しなかった。しかし、有意水準5%以下に近かった変数は「加害者と被害者の同居期間」(有意確率 $p=0.057$)であった。すなわち、重回帰分析に導入された全ての変数を考慮に入れても、「加害者と被害者の同居期間」は加害者のコミュニケーションの問題と関連性がある可能性が高かった。言い換えると、被害者との同居期間の長い加害者と比較して、同居期間の短い加害者は、暴力の理由を「被害者との間におけるコミュニケーションの問題」であるとみる傾向があると考えられる。しかし、他の変数は「加害者のコミュニケーションの問題」との関連性は低かった。身体的暴力への「間接的な影響」についてみると、「加害者と被害者の同居期間」は「被害者との間におけるコミュニケーションの問題」を経由して「身体的暴力」と関連している可能性が高いと思われる。

さらに、同表155と同図6は重回帰分析による9つの予測変数の身体的暴力に対する「直接的な影響」の結果である。しかし、どの要因も有意水準5%以下には達しなかった。有意水準5%以下に近かった変数は2つあった。例えば、「加害者と被害者の同居期間」($p=0.053$)及び「加害者の薬物使用歴」($p=0.065$)である。「加害者と被害者の同居期間」と「加害者の薬物使用歴」は個々に、「身体的暴力」と直接的な関連性を持つのではないかと考えられる。すなわち、被害者との同居期間が比較的短い加害者及び薬物使用歴のある加害者は、身体的暴力を起こす傾向があると言える。「加害者と被害者の同居期間」に関する結果をみると、断定はできないが、この変数は身体的暴力に対して、「直接的な影響」及び「被害者とのコミュニケーションの問題」を経由しての「間接的な影響」を持つのではないかと考えた。すなわち、同居期間の短い加害者は、被害者に対して身体的暴力を加える傾向があると考えられる。また、同居期間の短い加害者は、「被害者とのコミュニケーションがうまく取れない」ことを理由に、被害者に対して身体的暴力を加える可能性が高い。

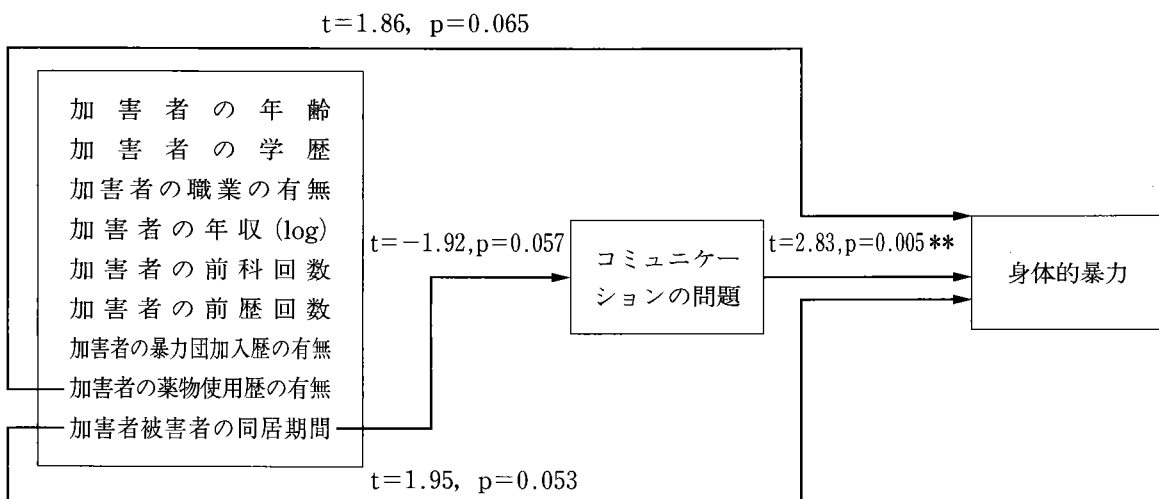
表155 パス解析：コミュニケーションの問題、加害者の特性等と身体的暴力の関係

	基準変数：身体的暴力					基準変数：コミュニケーションの問題					基準変数：身体的暴力				
	b	標準誤差	β	t	p	b	標準誤差	β	t	p	b	標準誤差	β	t	p
1	0.81	0.29	0.19	2.83	.005**										
2						0.01	0	0.19	1.53	1.28	0	0.01	-0.02	-0.21	.836
3						0.03	0.03	0.10	1.10	.276	0.04	0.10	0.03	0.39	.695
4						-0.04	0.16	-0.05	-0.26	.799	-0.66	0.57	-0.20	-1.16	.249
5						0.02	0.03	0.12	0.67	.506	0.18	0.10	0.30	1.73	.086
6						-0.02	0.02	-0.09	-0.86	.389	0.04	0.08	0.05	0.51	.611
7						0.03	0.05	0.07	0.70	.484	0.01	0.14	0.01	0.10	.928
8						0.04	0.14	0.03	0.32	.753	-0.19	0.47	-0.04	-0.39	.696
9						0.11	0.11	0.10	0.95	.345	0.68	0.37	0.17	1.86	.065
10						0	0	-0.21	-1.92	.057	0	0	-0.19	-1.95	.053
定数	2.66					-0.18					2.36				
R ²	0.003					0.059					0.098				

** p < .01

注 1から10は予測変数である。1は加害者被害者間のコミュニケーションの問題、2は加害者の年齢、3は加害者の学歴、4は加害者職業の有無、5は加害者年収(log)、6は加害者前科回数、7は加害者前歴回数、8は加害者の暴力団加入歴の有無、9は加害者の薬物使用歴の有無、10は加害者被害者の同居期間。

図6 パス解析：コミュニケーションの問題、加害者の特性等と身体的暴力の関係



上記の結果を要約すると、「身体的暴力」に関しては、「加害者の特性等」の9つの変数のうち、「同居期間」と「加害者の薬物使用歴の有無」が「身体的暴力」と関連性を持つ可能性が高いことが分かった。同居期間の場合においては、身体的暴力に対して、直接的及び間接的（「被害者とのコミュニケーションの問題」を通して）影響を持つであろうと考えられる。「加害者の薬物使用歴の有無」は「身体的暴力」と直接的に関連していると思われる。

イ 精神的暴力との因果関係

前記において、パス解析により、「身体的暴力」と「加害者の特性等の9要因」、「加害者のコミュニケーションの問題」との因果関係について検討した。同様に、「精神的暴力」と「加害者の特性等の9要因」

との因果関係を吟味するために、「加害者の暴力の理由」26項目のうち、「精神的暴力」と関連性の高かった変数「加害者の仕事に関する問題」($r=0.223$, $p=0.029$)を抽出した。つまり、「予測変数」(加害者の特性等の9要因)はこの変数を經由して「基準変数(精神的暴力)」に「間接的な影響」を持つのではないかと考えた。「加害者の仕事に関する問題」以外の変数、例えば「加害者の被害者への支配欲」や「加害者と被害者のコミュニケーションの問題」も考慮したが、前述の「身体的暴力の因果関係」において説明した理由により、「加害者の仕事に関する問題」を媒介とした方が他の2変数を使用する時より、「精神的暴力」の因果関係の説明にはふさわしいと考えた。

上記の9つの予測変数の「間接的な影響」を検討するために、最初に、重回帰分析を使用して、これらの9つの変数と「加害者の仕事に関する問題」との関連性を吟味した。表156と図7によると、この重回帰分析に導入された全ての予測変数を考慮に入れても、「加害者の前科回数」($p=0.010$)及び「加害者の職業の有無」($p=0.003$)は個々に「加害者の仕事に関する問題」と関連があった。すなわち、前科の回数が比較的多い加害者は、前科の回数が少ない加害者よりも、暴力の理由を「自分の仕事に関係がある」と言う傾向が強い。さらに、職業に就いていない加害者は、就いている加害者よりも、暴力の理由を「自分の仕事に関係がある」と言う傾向が強い。精神的暴力に対する「間接的影響」についてみると、これらの変数は、「加害者の仕事の問題」を經由して精神的暴力に「間接的」に影響がある。言い換えると、前科の多い加害者及び職に就いていない加害者は、「仕事の問題」があるために、被害者に対して精神的暴力を振るう可能性があると考えられた。有意水準5%以下に達しなかったが、それに近かった変数としては「加害者と被害者の同居期間」($p=0.052$)があった。すなわち、被害者との同居が比較的長い加害者は「仕事の問題」を抱えている傾向があり、これが理由で、暴力を振るうと考えられた。

下記のPearsonの相関分析の結果によると、有意水準5%以下に達してはいないが、「職業の有無」と「加害者と被害者の同居期間」には負の相関関係がみられた。つまり、同居期間の長い加害者の中には、職に就いていない者が多いようにみられた。現時点において、この負の相関関係が、どのように「加害者の仕事に関する問題」に関連しているかは言えないが、「加害者の職業の有無」、「加害者と被害者の同居期間」及び「加害者の仕事に関する問題」の関連性について、今後更なる調査が必要であると思われる。

しかし、同表156と同図7をみると、これら9つの予測変数は「精神的暴力」に対して、「直接的な影響」を持つ可能性は低いことが分かった。

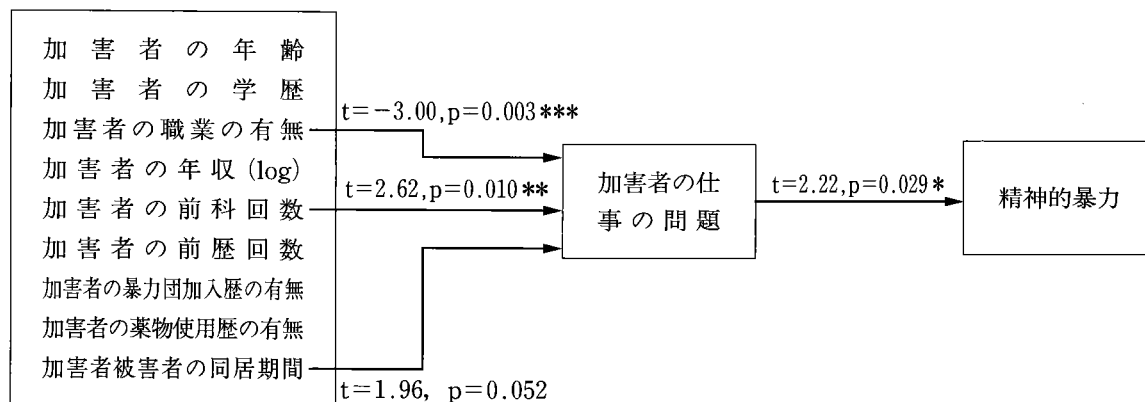
表156 パス解析：加害者の仕事の問題、加害者の特性等と精神的暴力の関係

	基準変数：精神的暴力					基準変数：加害者の仕事の問題					基準変数：精神的暴力				
	b	標準誤差	β	t	p	b	標準誤差	β	t	p	b	標準誤差	β	t	p
1	0.62	0.28	0.22	2.22	.029*										
2						0	0	-0.07	-0.87	0.385	-0.02	0.02	-0.22	-1.16	.251
3						0.04	0.02	0.11	1.74	.084	0	0.12	0.01	0.04	.971
4						-0.43	0.14	-0.41	-3.00	.003**	-0.02	0.68	-0.01	-0.03	.976
5						-0.03	0.03	-0.15	-1.07	.285	0.14	0.22	0.09	0.61	.544
6						0.06	0.02	0.20	2.62	.010**	0.08	0.10	0.12	0.77	.442
7						0.05	0.04	0.08	1.26	.208	0.14	0.22	0.09	0.61	.544
8						0.11	0.12	0.07	0.91	.363	0.85	0.79	0.16	1.09	.282
9						-0.10	0.09	-0.08	-1.10	.273	0.56	0.81	0.11	0.69	.492
10						0	0	0.15	1.96	.052	0	0	0.22	1.31	.197
定数	1.89					0.58					2.70				
R ²	0.006					0.367					0.173				

* p<.05; ** p<.01

注 1から10は予測変数である。1は加害者の仕事の問題、2は加害者の年齢、3は加害者の学歴、4は加害者職業の有無、5は加害者年収(log)、6は加害者前科回数、7は加害者前歴回数、8は加害者の暴力団加入歴の有無、9は加害者の薬物使用歴の有無、10は加害者被害者の同居期間。

図7 パス解析：加害者の仕事の問題、加害者の特性等と精神的暴力の関係



上記の結果を要約すると、「精神的暴力」に関しては、「加害者の特性等」の9つの変数のうち、「加害者の前科」、「加害者の職業の有無」及び「同居期間」が「精神的暴力」と関連性を持つ可能性が高いことが分かった。これら9つの変数のうち、どの変数も「精神的暴力」と直接的に関連している可能性は非常に低かった。

身体的暴力及び精神的暴力の因果関係の分析に使用された変数の相関の分析結果は表157に示されている。

表157 Pearsonの相関

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1	1.000												
2	-.046	1.000											
3	-.071	.060	1.000										
4	.085	.118	.881***	1.000									
5	.214***	-.226***	-.078	-.128	1.000								
6	.194***	-.263***	-.050	-.001	.398***	1.000							
7	-.012	-.309***	-.146**	-.143*	.433***	.292***	1.000						
8	-.184***	-.219***	-.098	-.120	.308***	.172***	.545***	1.000					
9	.597***	-.002	-.107	.029	-.081	.011	-.115*	-.128*	1.000				
10	.062	.121	.063	.125	.022	.026	-.017	-.021	-.046	1.000			
11	.005	-.072	-.313***	-.491***	.162**	.091	.107	.071	.066	.085	1.000		
12	-.063	-.017	.093	.083	.047	.015	.124*	.185**	-.113	.194**	.015	1.000	
13	.104	-.046	-.179	-.299*	.044	.021	.126	.232*	.259*	.021	.223*	.124	1.000

* p<.05; ** p<.01; *** p<.001

- 注1 1は加害者の年齢, 2は加害者の学歴, 3は加害者職業の有無, 4は加害者年収(log), 5は加害者前科回数, 6は加害者前歴回数, 7は加害者の暴力団加入歴の有無, 8は加害者の薬物使用歴の有無, 9は加害者被害者の同居期間, 10は加害者被害者間のコミュニケーションの問題, 11は加害者の仕事の問題, 12は身体的暴力, 13は精神的暴力
- 2 加害者の学歴は(1)中卒未満, (2)中学卒業, (3)高校中退, (4)高校卒業, (5)大学中退, (6)大学卒業のように変換された。加害者の職業は(0)なし, (1)あり。加害者の暴力団加入歴の有無は(0)なし, (1)あり。加害者の薬物使用歴の有無は(0)なし, (1)あり。加害者被害者間のコミュニケーションの問題は(0)なし, (1)あり。加害者の仕事の問題は(0)なし, (1)あり。
- 3 身体的暴力は「平手で打つ, 足で蹴る, 身体を傷つける可能性のある物で殴る, 拳骨で殴る, 凶器を身体に突きつける, 髪を引っ張る, 首を絞める, 引きずり回す, 物を投げつける, 押し倒す」から構成されている。
- 4 精神的暴力は「罵声をあげて怒鳴る, 被害者の付き合いの制限や被害者が誰と付き合っているかをチェックする, 命令口調でものを言う, 被害者が大切にしている物を捨てる, 生活費を渡さない, 被害者の仕事の制限や仕事を辞めさせたりする, 子どもの危害を加えると脅す, 暴力を加える素振りをする」から構成されている。

第2 加害者の個別面接に基づく調査結果

実際に加害者をどう更生させていくか、また更生のためにどのような治療プログラムを施し、指導方法をとればよいかなどに関する資料の提示には、加害者との面接が不可欠である。そのために、DV加害者である受刑者の面接を通して加害者の処罰・矯正処遇に関する問題を検討した。

加害者の面接を行うに当たり、面接対象者を抽出した。346件の事案のうち実刑判決を受けた受刑者は29人(全員男性)であり、既に出所している受刑者を除いた15人の受刑者を抽出し、そのうち面接を受けることを承諾した10人(15人の対象者の67%)の受刑者に対し、平成14年12月から同15年4月までの間に、個別に面接を実施した。

(1) 面接対象者の特性

面接対象者10人の罪名をみると、殺人が2件、傷害致死が2件、傷害が6件であった。殺人の平均の刑期は8年(6年と10年)、傷害致死の平均の刑期は3年9か月(3年と4.5年)、傷害の平均の刑期は1年8か月(1年2か月から2年)であった。傷害における平均加療日数は19日(10日から30日)であった。

「前科なし」は2人、「前科あり」は8人であった。「前科あり」のうち、同一被害者に対して過去に傷害で罰金刑を受けた加害者は2人であり、同一被害者と異なる前妻に対して過去に傷害で執行猶予を受けた加害者は1人であった。「前科あり」のうち、同一被害者又は前妻のどちらでもない他人に対しての傷害で過去に刑を受けた者は3人(2人は罰金、1人は執行猶予)であった。そのうち、1人は同一被害者及び他人に対しての傷害であった。薬物の前科を持つ者は4人、薬物で前歴を持つ者は2人であった。4人は暴力団の加入歴があった。

10人の犯行時における平均年齢は38.5歳である。平均年齢を犯罪別にみると、傷害の加害者の平均年齢が一番若く34.8歳(22歳から50歳)、続いて傷害致死41歳(30歳と52歳)、殺人47歳(25歳と69歳)となっていた。加害者・被害者の関係をみると、配偶者関係は5件、内縁関係は2件、元配偶者関係は3件であった。同居・別居をみると、同居6件、別居3件、同居別居の繰り返し1件であった。平均同居期間は傷害で3年11か月間(4か月間から17年間)、傷害致死で17年8か月(4年4か月間から31年間)、殺人は23年11か月間(2年10か月間から45年間)であった。

DVの開始時期についてみると、結婚(内縁関係成立)前から暴力を振るっていた加害者は2人(平均して、結婚・内縁関係成立の半年前から)で、類似行為を平均2年6か月続けていた。結婚(内縁関係成立)後から暴力を振るっていた加害者は6人(平均して、結婚・内縁関係成立8か月後から)おり、類似行為を平均5年6か月続けていた。なかには、妊娠中の妻を殴った者もいた。

犯行時の職業に関してみると、職に就いていなかった者は退職者も含めて5人であった。職に就いている5人のなかには、アルバイトや今回の事件直前に働き始めた者もいた。

(2) 加害者の生育歴、加害者の思考・行動と今回のDV事件との関係

暴力(子供への暴力及び両親間の暴力)のない家庭に育った受刑者もあったが(4人程度)、少年時代に、両親(特に父)から、厳しい「しつけ」という名目で、暴力を受けた受刑者もいた(3人)。中には、日常的に、父からベルト、手、手拳で殴られて育った受刑者もいた。ある受刑者は、大人になってからも父に殴られ、それに対して、自分でも父を殴り返したが、その時、「父を殺してもいいと思った」と語った。さらに、この受刑者は、父からの幾度とない暴力の経験から、人が殴るのは、「可愛いから殴る」のではなく、「憎くて殴る」のではないかと述べる。また、ある受刑者は小さい頃から、「言うことを聞か

ないようなる（暴力を受ける）」と言うように教えられ、その結果「暴力も手段だ」と考えて育ったと述べる。暴力が頻繁に行われる家庭で育つと、暴力に対する違和感がなくなり、暴力が有効的な手段であると考えられるようになると思われる。

精神的暴力を受けた受刑者もあり（1人）、幼少時代に、父から「お前はくず」とか「悪魔」とか言われて育ったと語った。これは受刑者の母が幼少時に家を出たことに由来していると述べる。受刑者の母が家を出た後、受刑者の父は親しくなった女性と会う時には、受刑者を連れて行ったが、その時、受刑者を「邪魔者」と思ったために、父は「悪魔」と言ったのだと述べる。父から幾度となく「悪魔」と言われ、「自己嫌悪」「卑屈感」を感じるようになり、又「破壊してしまうような思考」や「いつか崩れてしまうような思考」（すなわち、爆発的な怒りや深く失望したりする思考）も生まれたと述べている。

両親間の口喧嘩や暴力を見て育った受刑者もいた（2人）。受刑者の1人は、直接暴力を受け、そして両親の暴力をも見て育った。しかし、これらの受刑者はあまり両親のことを話さなかった。例えば、ある受刑者は「たまに、父が母に手を上げていた。」と述べ、また、他の受刑者は「小さい頃、両親の喧嘩をたまに見たが、主に、口喧嘩が多かった。」と述べる。

両親の離婚等により叔母や祖父に育てられた受刑者は、親からの愛情が薄かったので、「暴力を振るってでも、妻から愛情を求めようとし、また妻から見捨てられるのが怖いから、どこでも一緒に行った」と述べる。このような受刑者は、些細な事で見捨てられるように感じ、被害者の言動・行動を制限し、拘束してまでも被害者から愛情を求めようとし、それでも自分の意思が伝わらない時には暴力に及んだものとみられた。

暴力を受けて育った受刑者の中には、「まさか自分が(父と)同じようなことをするとは思わなかった」と言った受刑者がいる一方で、暴力に対する違和感がなくなり、「言うことを聞かないと、暴力を加えることも可能であると考えられるようになった」と述べる受刑者もいた。幼少時に、しばしば父から暴力を受けていて、「(自己の生まれ育った)家庭には愛情がなく、親兄弟の暖かさを知らずに育った」ので、「親兄弟の情はようわからん」と言った受刑者もいた。

(3) 加害者のDVの認識・理由

ある受刑者は、今回の事件を起こし裁判になった時、検察官が「暴力を伴う夫婦喧嘩は許されない」と言ったことに対して、「昔だったら、裁判になっていなかったのに、どうしてこんなことで、裁判になるのか」と考えていたという。しかし、刑務所に入所して、自分は「酒におぼれて、暴力を振るい、刑務所に入った」と自分の行為を理解できるようになり、自分を省みる機会が持てたと述べていた。また、他の受刑者は、「2年8か月の刑は短いと思う。15年くらいが(自分のやった事を考えると)適当である」というDV事件に対する認識を示した。

さらに、「DVはどうして起こると思うか」との質問に対して、受刑者の1人は「DVは精神的なもの、例えば、ストレスから起こる」と答えた。しかし、しばらくして同じ質問をすると、同受刑者は、DVは「男性が主導権を握って譲らない」、「共働きにより、力関係が変わり、男性がしなければならないことに、女性が口を出す」、「馬鹿にされていると思う」時に起こると、DVの理由に対する認識や理解も示した。DVの理由に対してさらに理解を深めるために、受刑者との面接から得られた情報を基に、9の理由に分類して下記のように分析した。

ア 独占欲・支配欲・服従・威圧・所有物見解

暴力の理由の一つとして頻繁に語られた内容を包括するとすれば、独占欲・支配欲・服従・所有物のような言葉で表される。例えば、ある受刑者は、普段は妻の話聞くし我慢もするが、議論は面倒くさくて、相手が納得するまでには時間がかかるので、「自分の意見を通し、相手を服従させる方向に行く」

特に、自分の要求が受け止められない場合には、どうにもならなくなり、お酒に頼り暴力にも頼ると述べていた。

また、他の受刑者は、結婚前は妻に対して、「威圧しないようにしていた」と言った。というのは、「自分は人を怖がらせる人間だ」と思っていたというのが理由である。結婚後は、「自分の思い通りにしなければ気がすまなかった」、妻が言うことを聞いてくれない時には、「強く言い、暴力により、威圧していた」と述べていた。

さらに、受刑者の1人は、「暴力を振るうときは自分が正しいとずっと信じていた。相手が謝らないと、暴力を振るった。さらに、妻に言うことを聞かせたかった。自分を正しいと認めてほしかった。暴力を振るってでも、妻を自分の下に置いておきたかった」と言った。この受刑者の会話からも理解できるように、加害者は暴力を使用しても、妻を服従・独占し、「妻を自分の言いなりにしたい」、「妻に言うことを聞かせたい」と思っていたのである。

他の受刑者によると、今回のDV事件の理由は、「仕事がない、同級生が死亡、父の逮捕、母の病気、妻の仕事、姉の家で厄介になっていた、子供の前で離婚届けをつきつけられた」と多様であるが、暴力の理由の一番根底にあるものは、受刑者は「独占欲が強く」、妻を「自分の物」(所有物)にしておきたかったからであると考えられる。独占欲・支配欲の強い加害者は妻から拒絶されると、我慢ができなくなり、暴力を振るう傾向があると思われる。

イ 自己中心的

相手に対して、「自分のしてほしいことを分かってもらいたい」ことを強く願う一方で、自分は「相手のことを全く分かってほしい」と思わない受刑者もみられた。このような「自己中心的」である受刑者は、相手がわかってくれない時には、必要以上に苛立ちを感じ、最初のうちは、自分のいらいらを静めるために、物に当たっていることが多かったが、徐々に、物に当たっていても何も解決しないことが分かると、次に人に当たるようになったという場合もみられた。「苛立ち」の理由は何でもよく、例えば、日常些細な事、配偶者の言動・態度、経済面等である。

ウ 邪推

嫉妬深い受刑者は、些細な事を勘ぐったり、邪推したりするような思考傾向があった。自己中心的な加害者と同様に、邪推の内容や事実が問題なのではなく、どのような事に対しても勘ぐる傾向がみられた。例えば、事実を確かめようとせず、妻の薬物使用を邪推したり、妻が浮気をしていると邪推したりするケースが見られた。

エ 束縛

さらに、自分の都合だけを考えて、妻を束縛しておこうとする受刑者もいた。例えば、「結婚よりは家庭がほしかった」と言った受刑者は、妻を失いたくないために、妻を束縛しておこうとした。暴力を振るってまで、妻を束縛しようとしたが、「暴力の3分の2は甘えから」であり、「相手に求めすぎて、相手をがんじがらめにしてきた。自分のニーズが先にきた」と述べている。

また、「年齢の違いのため妻が子供すぎた」、「妻が気に入らなかった」、「妻の浮気」、「妻の期待にそえなかった」に加えて「妻を束縛しておきたかった」と言う受刑者もいた。このような受刑者に共通しているのは、妻は束縛しておきたいが、自分は束縛されたくなかったということである。

オ コミュニケーション

ある加害者は、「妻との間に溝がある」とか「妻に振り回されている」と感じてはいたが、「何故、妻は子供・夫がいても、自分のしたいようにし、生きたいように生きているのか、その原因がよく分からなかった」と述べる。しかし、「最近になって、日常生活の中で、(妻と)言葉のキャッチボールができて

いなかったことが分かった」と語った。つまり、受刑者は妻との会話を真剣にするのではなく、「ふざけて」会話をしていた。そのため、「妻はまともな会話がしたい時には、他の男に話を聞いてもらっていた」と述べる。これは、加害者が妻とうまく会話ができなかった結果であると考えられた。自分の意思を伝えることがうまくできないとか、コミュニケーションが下手な場合には、暴力は効果的な手段として使用されると思われる。

カ 固定的な性別役割分担意識

ある受刑者は、妻が病気になる、犯行時まで10年間妻の世話をしていたが、妻の自分への態度は、期待していた「夫への感謝」から程遠いものだったので、被害者に対して、「30年間も養ってきたのに、妻の態度はなんだ」と思い暴力を振るったと述べている。このような行動は加害者の固定的な思考に由来しているものと思われる。

また、ある受刑者は、自分の考えている理想的な家庭とは「妻は3歩後ろからついて行く、妻は夫が帰ってくるまで起きて待っている」ものであり、それが実現しないと分かると、「家で稼いでいるのは誰だ」と妻に言ったり、「妻に言うことを聞かせたい」（服従）と思ったりもすると述べている。

これらの受刑者は、「女性はこうすべきだ」と言う考え方、つまり、「男性は大黒柱で、女性は男を支える」という意識による固定的な性別役割分担意識を持っている者と認められた。

キ 加害者が被害者に馬鹿にされたと思惟すること

ある受刑者は、妻の言動や目つきが、「夫を馬鹿にしているように（見下しているように）見えた」ことに対して、憤慨し暴力を振るったと述べ、また、ある受刑者は病気を患って以来、炊事、洗濯等の家事をしなかった妻に「私は馬鹿で（炊事・洗濯は）できない」と言われ、自己の人格を否定されて馬鹿にされたと思い、妻に暴力を振るったと述べている。

ク 暴力の合理化・正当化

ある受刑者は飲酒の上被害者に暴力を振るっていたが、犯行時には「（以前）逮捕されたから、仕事ができなくなった。それはお前のせいだ」と難くせをつけて暴力を振るった旨述べている。これは、受刑者が自分の暴力を合理化・正当化した場合と考えられる。

ケ その他の理由及び関連要因

加害者が被害者に暴力を振るう「その他の理由」として、被害者の家事・育児、被害者の言動・態度、被害者の男性関係、被害者の仕事、加害者の経済面、金銭的な事等を挙げることができる。受刑者の中には、妻が育児をしないと、炊事掃除・洗濯がおろそかであることに関して、妻との口論や妻への暴力が絶えない場合があった。生活基盤を設定することができない夫に対して妻が、「仕事をしていない」とか「いくら稼いでこい」と言うこともあり、妻に命令されるのがいやで、妻の言葉に反感を覚えていたと述べる受刑者もいた。

(4) 加害者プログラムへの参加の意思と理由

加害者をどう更生させていくか、又更生のためにどのようなプログラムを施し、指導方法をとればよいかに関しての問題点を検討するために、受刑者にDV加害者プログラムに関する質問をした。すなわち、受刑者に対して、受刑中及び出所後のDV加害者プログラムへの参加の意思と理由を尋ねた。

受刑中及び出所後のいずれにおいても参加を希望したものは7人、受刑中には希望するが出所後の参加は不明である者1人、受刑中及び出所後のいずれにおいても参加を希望しない者は1人、不明は1人であった。

参加を希望した受刑者の殆どは、グループカウンセリングを希望し、個別カウンセリングを希望する者は1人であった。

参加を希望する受刑者の中には、参加への不安を述べる者もあった。例えば、自分がプログラムに参加していることを他人に知られたくないので、自分がDV事件を起こしたために、プログラムに参加していることを知られないという確証が得られるならば、参加を希望するし、グループカウンセリングでもよいという条件を付けた。また、ある受刑者は受刑中の参加は問題ないが、もし、仮出所になる場合には、保護司さんと相談した上で、今後の仕事と時間の上で支障がないなら、出所後にも、DVプログラムに参加したいと述べていた。

参加を希望しない受刑者は、他の受刑者と一緒にプログラムには参加したくないと言い、特に、事件の事を思い出したくないし、考えたくないで、プログラムに参加したくないが、篤志面接委員には話してもいいと思う旨述べていた。

参加を希望する理由は多様である。例えば、「DVプログラムは原因を教えてくれ、DVに関して分からない点を解明してくれる」、「女性の気持ちが分からないし、DVの子供への影響を習いたいから。また他の人とも話し合いたいので」、「同じ加害者の問題も分かり、被害者も理解したい」、「どうしてDVを起こしたかということを知りたい。DVプログラムに参加して、歯止めのことや後先を考えられる行動に関して習いたい」、「自分では、自分のわがままを変えられないので」、「自分のどこがいけなかったのかを見極め、我慢・妥協について習うことができ、今後の課題について考えたい」など多様であるが、更生のためのプログラムへの参加ととらえ、期待しているものと理解できる。

(5) 加害者の処罰と更生

DV事件を起こし実刑を受け、刑務所に収容されたことに対して、これからの人間関係を含め、これからの人生において、どのような点で有益であると考えるかについて受刑者に尋ねた。

刑務所に入所当時と比較して、何か月か経過した面接時において、10人の受刑者中7人は、実刑の処罰は自分自身にとって有益であったと述べている。しかし、受刑者の1人は、「刑務所で学んだことはない」と言いながら、刑務所では「我慢することを覚えた」、「妻のありがたみが分かった。」と述べ、他の1人は、刑務所は無意味だというのではなく、「反省するには、1年4か月は長すぎて、6か月くらいが適当である」と述べ、残りの1人は、刑務所で学んだことはないと述べている。

刑務所に収容されたことが有益であるとする理由は次の通りである。ア) 過去数回の服役では、刑務所とは、社会的制裁を受ける場所だと考えていた。しかし、今回の服役で、刑務所では、道義的責任をとる場所であると考えようになった。イ) 自分を学び、自分が見えてきたので、訴えられて良かった。ウ) 刑務所で、他の受刑者から、挑発を受けたとき、物事を客観的に見ることができるようになった。例えば、自分はどうしたいか、また刑務所に入所したいかを自分に問いただせるようになった。エ) 刑務所に入所して、協調性が身についた。また自分が暴言を吐くことや、手をだすことに対してコントロールができるようになった。オ) 刑務所で習った対人関係の経験は、出所後も使える。カ) 受刑中において理容師の免許でも取って、資格の選択肢を広げておきたい。キ) 刑務所に入所して、自分が一回り大きくなり、これからの人生に前向きになった。社会では考えられない事、考えない事、これからどうして過ごしていくかを考えるようになった。また、刑務所では勉強ができ、人間関係も経験することができた。

第3 まとめ

犯罪の特徴と犯罪に関わる要因、加害者と被害者の関係、加害者の特性、被害者の特性、加害者と被害者の暴力の理由、DVの決定要因・因果関係、加害者の個別面接の結果を中心に調査結果の概要をまとめた。

1 犯罪の特徴と犯罪に関わる要因

(1) 全ての事件

ア 全事件は346件であり、そのうち、女性加害者は24人であった。これらの事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は111件(32%)、略式請求が148件(43%)、公判請求が87件(25%)であった。公判請求のうち、執行猶予が53件(公判請求のうち、61%)、実刑が29件(33%)、罰金が4件(5%)、その他(加害者死亡により公訴棄却)が1件(1%)であった。執行猶予のうち、44件が単純執行猶予であり、9件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役1年4か月執行猶予3年5か月(懲役の期間は6か月から3年、執行猶予の期間は2年から5年)であった。また、実刑判決の刑期の平均は2年1か月(8か月から10年)であった。罰金となった事例における罰金額の平均は17万円(5万円から50万円)であった。

イ 配偶者、元配偶者、内縁、元内縁関係における傷害、傷害致死、殺人、殺人未遂、DV防止法違反及びストーカー法違反事件の記録(346件)を見ると、これら一つ一つの事件において多様の暴力行為が行われ(例えば、拳骨で殴る、足で蹴る、平手で打つ等)、今回事件となった以外にも過去において、全加害者の80%はこのような暴力行為を行っていたことが分かった。

ウ 女性加害者は男性加害者より、DV事件においては、被害者に対して、凶器を身体に突きつけるような行為や、身体に傷をつける可能性のある物で殴るといった行為が多かった(女性加害者の88%、男性加害者の31%が凶器を使用)。しかし、加療日数をみると、女性加害者の被害対象である男性被害者は平均14日だったのに対して、男性加害者の対象である女性被害者は41日を要した。

エ 配偶者等間の暴力においては、加害者は「子供や親族に対して危害を加えると脅したり」、「被害者の友人関係を制限したり」、「仕事を辞めさせたり」、「生活費を渡さない」といったような行為もみられた。このような加害者の行為は被害者に対し精神的に悪影響を与えたり、また家族及び周囲の者に対しても恐怖感・危機感を持たせたりするために、被害者は家庭において、安息さえも求められない現状に置かれていた。

オ 「家族」というものは全ての方面において、互いに援助しあう場所であるという「家族像」と対照的に、DVを抱える「家族」においては、「殺されるかもしれない」と感じた被害者が全被害者の6割近くいた。それにもかかわらず、「家族は一緒にいるべきだ」と考えていた被害者も全被害者の1割近くもあった。しかし、被害者がそのような「家族観」を抱えていることも、被害者が長期間(平均で約6年間)、暴力に耐えてきた理由の一つであると考えられる。

(2) 傷害

ア 傷害事件は330件であり、そのうち、女性加害者は23人であった。これらの事件のうち、検察庁が不起訴処分とした事案は110件(33%)、略式請求が146件(44%)、公判請求が74件(22%)であった。公判請求のうち、執行猶予が48件(公判請求のうち、65%)、実刑が21件(28%)、罰金が4件(5%)、その他(加害者死亡により、公訴棄却)が1件(1%)であった。執行猶予のうち、41件が単純執行

猶予であり、7件が保護観察付執行猶予であった。執行猶予付有罪判決の刑期及び執行猶予期間の平均は、懲役1年3か月執行猶予3年5か月（懲役の期間は6か月から3年、執行猶予の期間は2年から5年）であった。また、実刑判決の刑期の平均は1年1か月（8か月から2年）であった。罰金となった事例における罰金額の平均は17万円（5万円から50万円）であった。

イ 傷害事件を男女別にみると、本調査においては、男性加害者の暴力行為の特徴は「足で蹴る」、「拳骨で殴る」、「押し倒す」、「髪を引っ張る」であるのに対して、女性加害者は「凶器を突きつける」が特徴である。加害者の過去の類似行為をみても、男女間において、今回のDV事件と同様の特徴がみられた。すなわち、男性加害者は「足で蹴る」、「拳骨で殴る」等の行為を行い、女性加害者は「凶器を突きつける」という暴力行為がみられた。身体的暴力に加えて、女性加害者と比較して、より多くの男性加害者は女性を精神的に脅す傾向がみられた。例えば、「罵声をあげて怒鳴る」及び「生活費を渡さない」のは男性加害者に多くみられた。

ウ 犯行時、男性加害者のうち、約70%が同居しており、女性加害者においては、83%が同居していた。家族構成をみると、女性加害者は「カップルだけ」の家族（女性加害者の35%）が、男性加害者の場合（21%）より多かった。カップルが他の家族のメンバーと同居している場合、男性加害者の場合には、「子供と同居、子供と親族と同居」していた者が49%、しかし、女性加害者の場合には「子供と同居」していた者が30%であり、「子供と親族」と同居していた者はいなかった。

男性加害者と比較して、女性加害者は「家族」と同居している比率が低いので、女性加害者が「家族」から受ける関与の比率（女性加害者の30%）は男性加害者の比率（50%）より低かった。統計的に有意差はなかったが、他人の関与をみても、男性加害者の場合は26%、女性加害者の場合には22%と、多少ではあるが男性加害者の方が関与を受けていた。

(3) 傷害致死

被害者死亡のために、加害者からの暴力による被害、被害者からみた暴力の理由、被害者と加害者の関係等について詳細なことは分からなかった。

ア 本調査の傷害致死事件（3件）においては、すべてが実刑であり、その刑期の平均は4年2か月（36か月から60か月）であった。加害者が凶器を使用した事案は1件で、他の2件についてみると、「足で被害者の腹部を蹴った」事案が1件、「拳骨で被害者の頭を殴った」事案が1件であった。3人は過去に類似行為を行っていたが、その期間については不明であった。

イ 加害者と被害者の同居期間は平均11年9か月（2か月から31年）であった。配偶者関係が1件、元配偶者関係1件及び内縁関係1件であった。3組とも同居であり、そのうち、2組はカップルと子供、1組はカップルのみであった。DV開始時期についての情報は限られているが、1件についてみると、結婚してから4年後から暴力を振っていた。経済的負担については、全面的に男性が負担のカップルが1件、お互い半分で負担が1件、どちらも負担しないが1件であった。

ウ 加害者の平均年齢は39.3歳（30歳から52歳）であり、3人の加害者のうち、「前科なし」は1人、「前科2犯」1人、「前科5犯」1人であった。2人の加害者は常勤であったが、1人は職に就いていなかった。平均収入は162万円であった。加害者からみた暴力の理由は「日常些細なこと」、「被害者の家事・育児」、「被害者の言動・態度」、「加害者の経済面の問題」、「被害者の仕事に関する問題」、「加害者の被害者への支配欲」、「加害者の固定的な性別役割分担意識」等が見られた。

エ 被害者の平均年齢は32.3歳（22歳から53歳）であった。

(4) 殺人

被害者死亡のために、加害者からの暴力による被害、被害者からみた暴力の理由、被害者と加害者の

関係等について詳細なことは分からなかった。

ア 本調査の殺人事件（3件）においては、全てが実刑であり、その刑期の平均は7年4か月（72か月が2人、120か月が1人）であった。凶器を使用したのは2人であり、他の1人は頸部を圧迫した。3人のうち、1人は過去にも類似行為を行っており、3.6年間続いていた。

イ 加害者と被害者の同居期間は平均27年9か月（3年8か月から45年）であった。配偶者関係が3件であり、2件は同居であった（「カップルのみ」）。2件の加害者は、結婚後DVを開始し、平均して結婚17年後（0年後と34年後）にDVを開始した。経済的負担に関しては、男性が負担する傾向が高かった。

ウ 加害者の平均年齢は52歳（25歳から69歳）であった。3人の加害者のうち2人は退職であり、1人は常勤であったが、収入は不明であった。3人の加害者のうち、「前科なし」が1人、「前科1犯」2人であった。加害者からみた暴力の理由は「被害者の言動・態度」、「日常些細なこと」、「被害者の家事・育児」、「加害者の仕事に関する問題」、「加害者の経済面の問題」等である。

エ 被害者の平均年齢は48.7歳（21歳から68歳）であった。

(5) 殺人未遂

ア 女性加害者が1人、男性加害者が2人であった。本調査の殺人未遂の事案において、執行猶予が2件（女性の加害者の場合においては単純執行猶予、男性の加害者の場合においては保護観察付執行猶予）、実刑が1件（実刑の刑期3年）であった。女性は懲役3年執行猶予5年、男性は懲役3年執行猶予4年であった。3人とも凶器を使用（ナイフ・包丁2件、ハンマーが1件）した。類似行為を行っていた加害者は1人で、8.2年続いていた。同一被害者への暴力で罰金刑を受けた者は1人であった。

イ 配偶者関係にあった者が1件、元配偶者関係2件であった。加害者と被害者の同居期間は24年2か月（8年5か月から41年6か月）であった。2人のDV開始は結婚0.2年後（残り1人は不明）であった。経済的負担は、ほとんど女性加害者が負担していた場合が1件、どちらも負担しないが1件、不明が1件であった。同居カップルは1件であった。

ウ 加害者の年齢は49歳（31歳から69歳）であった。2人は職に就いていて（1人はパート、1人は不明）、1人は家事専業であった。収入は360万円であった。加害者3人のうち、「前科なし」が2人、「前科3犯」1人であった。加害者からみた暴力の理由は、「被害者の言動・態度」、「加害者の被害者への支配欲」、「日常些細なこと」、「加害者の嫉妬・やきもち」、「被害者の異性関係」等である。過去に、被害者から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力、事件直前に精神的暴力等を受けた加害者もいた。

エ 被害者の平均年齢は52歳（29歳から78歳）であった。

(6) DV防止法違反

ア 本調査におけるDV防止法違反は6件であった。DV防止法において、保護命令が発令されると、加害者は「被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止」される。（第4章第10条1項）。本調査では、保護命令が発令されているのにも関わらず、「被害者の身辺につきまとい」、逃げようとした被害者に暴行を加えたり（暴行と絡む事件が1件）、暴行を加えて傷害を負わせたり（傷害と絡む事件が2件）、被害者が「通常所在する場所（例えば、祖父の家）の付近を徘徊することを禁止されている」にも関わらず、侵入したような事案であった（住居侵入と絡む事件が1件）。DV防止法違反のみが2件であった。

イ 検察庁の処分についてみると、執行猶予が2件（1件が単純執行猶予、1件が保護観察付執行猶予）（2件とも、懲役6か月執行猶予3年）、実刑が2件（2件とも、刑期は8か月）、罰金2件（2件とも、

50万円)であった。凶器の使用は1人(ビールと椅子)だけであった。

ウ 「足で蹴る」,「拳骨で殴る」,「押し倒す」,「物を投げつける」等の暴力行為がみられた。さらに、ストーカー行為も4件あった。精神的暴力は「罵声をあげて怒鳴る」,「生活費を渡さない」,「命令口調でものを言う」,「被害者が大切にしている物を捨てる」,「被害者が外で働くことを禁止したり,仕事を辞めさせたりする」等であった。性的暴力も数件あった。6件の加害者は過去にも暴力を振るっており,平均で12.7年(1.8年から32年)続いていた。

エ 配偶者関係にあった者は5人,内縁関係が1人であった。同居期間は11年8か月(1年6か月から23年)であり,2件は同居し,4件は別居していた。DV開始時期は平均で結婚成立8か月後であった。結婚直後にDVを行い始めた加害者もいれば,結婚2年後にDVを開始した加害者もいた。同居の2件のうち,「カップルと子供」が1件,他の1件はその他であった。経済的負担は,同居の2件のうち,1件は「ほとんど女性が経済的に負担」,他の1件については不明であった。

オ 加害者の平均年齢は43.3歳(24歳から63歳)であった。4人は職に就いており(3人は常勤),2人は就いていなかった。平均年収は420万円(360万円から480万円)であった。6人の加害者のうち,「前科なし」が3人,「前科2回」が1人,「前科3回」が1人,1人については不明であった。加害者からみた暴力の理由は,「加害者の嫉妬・やきもち」,「日常些細なこと」,「被害者の言動・態度」,「加害者の被害者への支配欲」,「被害者の家計のやり方」,「加害者の経済面の問題」等であった。

カ 被害者の平均年齢は39.7歳(25歳から61歳)であった。被害者からみた暴力の理由は,「加害者の嫉妬・やきもち」,「加害者の被害者への支配欲」,「日常些細なこと」,「加害者の仕事に関する問題」,「被害者の異性関係」,「加害者の経済面の問題」等であった。6人の被害者のうち,5人は被害前に,婦人相談所・警察等に相談した。被害後に相談したのは1人であった。家族の関与があった者は5人,他の1人はなかった。他人の関与があった被害者は3人であった。警察に電話で相談をした被害者は4人で,そのうち事件の1か月前は3人,事件の6か月前は1人であった。

(7) ストーカー法違反

ア 本調査におけるストーカー法違反としては3件あり,そのうち,脅迫と絡む事件が1件(加害者が被害者の勤務先において,被害者を脅迫し,被害者に対して怨恨の感情を充足する目的で,被害者をつきまとい,待ち伏せ等をした),住居侵入・器物損壊と絡む事件が1件(被害者宅の窓ガラスを損壊した上,侵入し,「あけろ」,「出てこい」,「ただじゃおかねえぞ」と反復してつきまとい等の行為を起こした),暴行と絡む事件が1件(何度も被害者を見張り,手紙を届ける等の行為を繰り返し行った上,被害者に対し暴行を加えた)であった。

イ 3件のストーカー法違反のうち,不起訴が1件,罰金が1件(30万円),単純執行猶予が1件(懲役1年6か月執行猶予4年)であった。3件において,凶器の使用はなかった。

ウ 身体的暴力は「平手で打つ」,「押し倒す」があった。精神的暴力をみると,「罵声をあげて怒鳴る」,「被害者が誰とつきあってよいかを制限したり,誰とつきあっているかをチェックしたりする」,「命令口調でものを言う」,「生活費を渡さない」,「被害者が外で働くことを禁止したり,仕事を辞めさせたりする」等であった。性的暴力も1件あった。類似行為は平均5.6年(6か月から8年)続いていた。

エ 配偶者関係についてみると,3件全ては元配偶者関係にあり,別居をしていた。同居期間は平均8年5か月(1年から18年)であった。平均で結婚7.5年後(直後から17年)にDVは開始された。

オ 加害者の平均年齢は35.7歳(28歳から48歳)であった。3人は常勤で,平均年収は360万円であった。3人の加害者に前科はなかった。加害者からみた暴力の理由は「加害者の被害者への支配欲」,「被害者の言動・態度」,「加害者の仕事に関する問題」等である。

カ 被害者の平均年齢は35.3歳(30歳から45歳)。被害者からみた理由は「加害者の被害者への支配欲」, 「被害者の言動・態度」, 「加害者の仕事に関する問題」等であった。被害前に2人は警察等に相談したが, 被害後においては誰も相談しなかった。家族の関与があったのは2人, 他人の関与があったのは1人であった。警察への電話での相談は2人で, 事件1か月以内が2人であった。

2 加害者と被害者の関係

- (1) 配偶者関係にあった加害者が, 離婚後どのくらい経って今回の暴力等を振るったかを検討すると, 元配偶者関係にあったカップルのうち, 離婚直後において, 加害者が被害者に暴力を振るった場合も少なくない。離婚後から今回の犯行時までの日数をみると, 不明のケースを除いた52件のうち, 1月未満は5件, 1か月以上6か月未満は16件, 6か月以上1年未満は11件, 1年以上2年未満は6件となっていた。これに対して, 離婚後3年以上5年未満に今回の事件を起こした件数は7件, 5年以上も7件となっていて, 中には離婚18年後に暴力を振るった加害者もいた。なお, 元配偶者関係にあったカップルをみると, 「離婚後も元夫が家から出て行かない」, 「離婚後しばらく別居していたが, 家に戻ってきた」等理由は多様であるが, 犯行時において, 離婚しているのにも関わらず同居していたカップルも25組(合計68組の元配偶者の36.8%)あった。
- (2) 家族構成をみると, 「配偶者関係」の場合には, 「カップルのみ」(16%)は少なく, カップルが他の家族の一員と住居を共にすることが多かった(「カップルと子供」(47%)及び「カップル・親族又はカップル・子供・親族」(11%))。これに対して, 「内縁関係」の場合には, 「カップルのみ」(54%)は多く, カップルが他の家族の一員と住居を共にすることは比較的少なかった(「カップルと子供」(25%)及び「カップル・親族又はカップル・子供・親族」(9%))。家族構成に反映されるように, 子どもと暮らす比率が高い「配偶者関係」にある者は, 子ども・家族と暮らす比率が低い「内縁関係」にある者より, 「子ども・家族からの関与」の率が高かった。例えば, 「配偶者関係」においては, 53%の被害者が子供及び家族から関与をうけ, 「内縁」においては, 28%が受けていた。「他人の関与」についてみると, 「内縁関係」にあった被害者のうち, 32%は他人からの関与があり, これに対して, 「配偶者関係」にあった被害者のうち, 他人からの関与があったのは21%であった。

3 加害者の特性

- (1) 本調査において, DV事件を起こした加害者の年齢についてみると, 平均年齢は37.8歳であったが, 平成13年のDV事件を含む全ての事件(一般の事件)における平均年齢をみると30.9歳であった(警察庁の統計による)。さらに, 男女別でみると, DV男性加害者の平均年齢は39.6歳, 女性加害者の平均年齢は43.0歳であるのに対して, 平成13年の一般の事件においては, 前者は31.4歳, 後者は25.3歳であった(警察庁の統計による)。これらの結果をみると分かるように, DV加害者の平均年齢は一般の事件における加害者の平均年齢よりかなり高いことが分かった。殺人(殺人未遂を含む), 傷害, 傷害致死における平均年齢も同様に, DV加害者の方が一般加害者より高かった。しかし, 暴力が平均で約6年間振るわれていたことを考慮に入れると, 暴力の開始年齢はおよそ32歳ということになり, この年齢は一般の事件の年齢とほぼ同様であると考えられる。
- (2) 加害者の約7割は職業に就いていたが, 2割近くは1年以上不就業であった。収入に関しては, 本調査の男性加害者の平均年収は379万円であり, 平成15年4月の一般世帯における男性の平均収入を年収に換算してみると, 約429万円であり(総務省統計局の資料による。平成15年6月6日), 一般世帯の男性の方が男性加害者より14%高いという結果であった。

- (3) 加害者は「内面が悪く、外面がいい」と思われていることもあるが、全加害者の14%は家庭内での人間関係も、家庭外での人間関係も共に悪いという結果であった。
- (4) 加害者は男女を問わず、暴力の合理化をする傾向があった。特に、暴力を振るったにも関わらず、「自分の責任ではない」(男性加害者の36%、女性加害者の21%)、「脅すつもりだった」(男性加害者の10%、女性加害者の21%)と言う加害者も少なくなかった。
- (5) 加害者が自己を防御する手段として被害者に対して暴力を振るったと考えられる事件は少数みられた(9件)。
- (6) 過去において、又は事件直前において被害者から身体的・精神的・性的暴力(性的暴力に関しては、事件直前に起こった事案はなかった)を受けた事件を検討すると、男性加害者と比較して女性加害者は被害者から暴力を受けていた傾向がみられた。例えば、過去において、女性加害者の50%が身体的暴力を被害者から受けていたのに対して、男性加害者は4%であった。また、事件直前には、女性加害者の33%が身体的暴力を受けていたのに対して男性加害者は5%であった。
- (7) 犯行時において、全加害者の21%は病気を患っていたものとみられる。その病気の種類は多様であり、この報告書において1つ1つの病気について説明することは困難であるが、大まかにみると、加害者の多数は身体的な病気を患っていたことが分かった。しかし、犯行時、病気を患っていた加害者の約21%は何らかの精神的な病気(例えば、アルコール依存症、摂食障害、強迫性障害、身体表現障害、うつ病、薬物中毒、不安神経症、自律神経失調症、精神分裂病等)を抱えていたことが分かった。このような精神的な病気が今回のDV事件と関わっているかどうかについては疑義が存するものの、事件記録から判断すれば、加害者と被害者が共に「加害者の精神障害」を暴力の理由と考えたとみられる事案は、加害者が精神的な病気を抱えていると考えられた事件のうち、5件(女性加害者の事案2件、男性加害者の事案3件)であった。

4 被害者の特性

- (1) 被害者の職業についてみると、約6割の女性被害者、約7割の男性被害者は職に就いていた。そのうち、女性常勤者は就業者の約67%、男性常勤者は男性就業者の約82%であった。さらに、加害者と被害者のどちらも職に就いていないカップルは全カップルの14%であった。カップルを加害者・被害者の男女別でみれば、女性加害者・男性被害者のカップルの25%はどちらも職に就いておらず、男性加害者・女性被害者のカップルの13%はどちらも職に就いていなかった。また、年収についてみると、女性被害者の平均年収は男性被害者の平均年収の約74%(中央値 median をみれば、女性被害者の年収は男性被害者の年収の約52%)であった。
- (2) 暴力による後遺症をみると、男性被害者の21%、女性被害者の24%は身体的後遺症を残し、男性被害者の13%、女性被害者の66%は精神的後遺症を残した。これらの比率をみて分かるように、本調査においてみると、身体的後遺症の有無については男女間に差はみられないようである。しかし、これに対して、精神的後遺症に関しては、男女間において相違がみられた。多数の女性被害者は、「今回の(DV)事件で死にたくなり、睡眠薬を多量に服用した」「精神的な問題で眠れない日も多い」等の精神的後遺症を残した。「暴力を受けだしてから微熱が続いている」という女性被害者もいた。

5 加害者と被害者の暴力の理由の比較

加害者と被害者の暴力の理由を比較すると、加害者と被害者の理由は下記のようになると思われる。

表158 加害者と被害者による暴力の理由上位3つ

	加 害 者		被 害 者	
	男 性	女 性	男 性	女 性
1	「被害者の言動・態度」	「被害者の言動・態度」	「被害者の言動・態度」	「日常些細な事」
2	「日常些細な事」	「日常些細な事」	「日常些細な事」	「加害者の被害者への支配欲」
3	「加害者の被害者への支配欲」	「加害者の経済面の問題」	「加害者の嫉妬・やきもち」「加害者の酒」	「加害者の経済面の問題」

注 法務総合研究所の調査による。

6 DVの決定要因・因果関係

本調査において、身体的暴力及び精神的暴力の決定要因と因果関係を検討した。調査対象者件数は346件であったが、加害者は調査項目に含まれた全ての身体的・精神的行為を起こしたわけではないために、分析対象件数が減少することを考慮に入れて「身体的暴力」及び「精神的暴力」の決定要因として「加害者の特性等9つの変数（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」を選択し、「身体的暴力」及び「精神的暴力」との関連性を吟味した。

- (1) 身体的暴力の決定要因として有意水準5%以下に近かった「加害者の薬物使用歴の有無」と「同居期間」が抽出された。つまり、これらの変数は「身体的暴力」との関連性がみられた。「薬物の使用歴のある加害者」及び「被害者との同居期間の短い加害者」は「身体的暴力」を起こしやすいという結果がみられた。
- (2) 精神的暴力の決定要因としては、「加害者の特性等9つの変数」からはどれも抽出されなかった。
- (3) 身体的及び精神的暴力の因果関係、すなわち「DVはどうして起こるのか」を考察する上において、あらゆる変数が身体的・精神的暴力と直接的・間接的な関係を持つ可能性があると考えられるが、本調査においては「加害者の特性等9つの要因」、「被害者とのコミュニケーションの問題」、「加害者の仕事に関する問題」と身体的・精神的暴力の関係について分析した。
- (4) 「身体的暴力」に関してみると、被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、被害者に対して、直接的に身体的暴力を加える可能性が高い。また、被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、「被害者とのコミュニケーションがうまく取れない」ことを理由に、間接的に身体的暴力を加える可能性が高い。さらに、薬物の使用歴がある加害者は、被害者に対して、直接的に身体的暴力を振るう傾向があると言える。
- (5) 「精神的暴力」についてみると、前科の多い加害者、職業に就いていない加害者、被害者との同居期間の長い加害者は、加害者の仕事に関する問題のために、精神的暴力を振るう傾向があった。しかし、「加害者の特性等9つの要因」は、「加害者の仕事に関する問題」がないと考えられる場合においては、精神的暴力の直接的な原因ではないと思われた。

7 加害者の個別面接の結果

検察庁の事件記録を吟味することによっては、詳細に把握することが困難であると思われる加害者の生育環境、暴力の背後事情、暴力の経過等を個別面接において調査分析した。さらに、加害者に対して、

加害者プログラムに関する質問及び加害者の処遇と更生に関する質問もした。

(1) 暴力(子供への暴力及び両親間の暴力)のない家庭に育った受刑者もあったが(4人程度)、少年時代に、両親から、厳しい「しつけ」という名目で、身体的暴力を受けた受刑者、精神的暴力を受けた受刑者及び両親間の口喧嘩や暴力を見て育った受刑者もいた。

小さい頃から暴力を受けたある受刑者は、「言うことを聞かないとこうなる(暴力を受ける)」と言うように教えられ、その結果「暴力も手段だ」と考えて育ったと述べる。暴力が頻繁に行われる家庭で育つと、暴力に対する違和感がなくなり、暴力が有効的な手段であると考えられるようになると思われる。

また、子供時代に「お前は人間のくずだ」と言うような精神的抑圧を受けて、「自己嫌悪」や「卑屈感」を持つようになった受刑者もいた。両親の喧嘩については、「たまに喧嘩をするのを見た」と言う受刑者もいたが、それ以上は語らなかった。

また、両親の離婚等により叔母や祖父に育てられた受刑者は、親からの愛情が薄かったので、「暴力を振るってでも、妻から愛情を求めようとし、また妻から見捨てられるのが怖いから、どこでも一緒に行った」と述べる。このような受刑者は、些細な事で被害者から見捨てられるように感じ、被害者の言動・行動を制限し、拘束してまでも被害者から愛情を求めようとし、それでも自分の意思が伝わらない時には暴力も惜しまないと思われた。

暴力を受けて育った受刑者の中には、「まさか自分が(父と)同じようなことをするとは思わなかった」と言った受刑者がいる一方で、暴力に対する違和感がなくなり、「言うことを聞かないと、暴力を加えることも可能であると考えられるようになった」と言った受刑者もいた。

(2) 面接により加害者から引き出された暴力の理由をみると、「加害者の被害者に対する支配欲・独占欲・服従・所有物見解、自己中心的思考、邪推及び束縛」、「加害者の被害者とのコミュニケーションの問題」及び「日常些細な事」が考えられた。

(3) 受刑中及び出所後において、加害者プログラムへの参加を希望する加害者は7割に達した。加害者の参加の理由は、「暴力の原因を知りたい」、「被害者を含む女性を理解したい」、「暴力の子供への影響を知りたい」、「自分の行動を理解したい」、「暴力を起こさないようにするにはどうしたらいいかを知りたい」等であった。

(4) 7割の加害者は今回の実刑の処罰は自分自身にとっては有益であったと述べている。3割の加害者は過去に刑務所経験はあったが、今回刑務所において「責任を取ることを習い、また、他の加害者は物事を客観的に見ることができるようになると同時に、協調性が身につく、自分をコントロールできるようになり、自分の将来を考えるようになった」と述べている。